

平成 26 年度神奈川県考古学会講座

相模国を創る 古代の役所と寺院

平成 27 (2015) 年 2 月 22 日

主 催 神 奈 川 県 考 古 学 会

共 催 茅ヶ崎市教 育 委 員 会

相 模 の 古 代 を 考 え る 会

開催次第

日 時 平成27年2月22日（日） 9：50～16：40

場 所 茅ヶ崎市役所 分庁舎6階 コミュニティーホール

開会挨拶・趣旨説明

岡本 孝之 会長 9：45～9：55

講 座

- | | | |
|-----------------------------------------------|-----------|-------------|
| 1 千代寺院跡（千代廃寺）とその周辺 | 渡邊 千尋 氏 | 9：55～10：35 |
| 2 下寺尾七堂伽藍と高座郡衙について | 大村 浩司 氏 | 10：35～11：15 |
| 3 橋樹郡衙について | 栗田 一生 氏 | 11：15～11：55 |
| 4 午前のコメント | 田尾 誠敏 氏 | 11：55～12：00 |
| 〈 休憩 60分 〉 | | 12：00～13：00 |
| 5 基調講演 | 佐藤 誠 氏 | 13：00～14：00 |
| 6 石井系瓦（石井遺跡や法塔遺跡等出土瓦）と宗元寺跡C～E地点出土瓦の概要（土器を含めた） | 中三川 昇 氏 | 14：00～14：40 |
| 〈 小休憩 10分 〉 | | 14：40～14：50 |
| 7 相模国府跡について | 若林 勝司 氏 | 14：50～15：30 |
| 8 相模国分寺の創建 | 向原 嵩英 氏 | 15：30～16：10 |
| 9 午後のコメント | 三舟 隆之 氏 | 16：10～16：15 |
| 10 まとめ | 佐藤 誠 氏 | 16：15～16：25 |
| 閉会挨拶 | 中村 若枝 副会長 | 16：25～16：30 |
| 紙上発表 神奈川県内の瓦の変遷 | 高橋 香 氏 | |

講座「相模国を創る」にあたって

—挨拶と主旨の説明—

神奈川県考古学会長 岡本孝之

神奈川県考古学会の 22 回目の講座を「相模国を創る」と題して開催します。これは茅ヶ崎市下寺尾官衙遺跡群と川崎市橋樹官衙遺跡群が今年、間もなく同時に国史跡に指定されるという運びになったことを考古学会だけでなく、市民県民とともに祝おうということです。我々の講座は、ほとんどを横浜市内のかながわ県民センター、横浜市歴史博物館を会場としてきましたが、今回横浜、川崎以外では初めて茅ヶ崎市の協力をいただきまして、共催していただき茅ヶ崎市役所を会場として開催します。あつく御礼申し上げます。

奈良平安時代を対象とした講座は 4 回目ですが、古代寺院は 2 回目です。前回は 2000 年に開催しましたので、15 年を経過しました。前回は横須賀の宗元寺跡、川崎の影向寺跡、茅ヶ崎の下寺尾寺院跡、小田原の千代寺院跡、海老名の国分寺跡、集落跡から発見される村落内寺院などを話題として取上げました。今回は寺院だけでなく、関連して発見される役所跡（考古学では国衙、郡衙などと呼んでいます）を取上げます。

発表者は、15 年前と全員が違います。大きな違いは、前回は大学研究者や市町村以外の研究者による発表もありましたが、今回は全員が市町村に所属する研究者であることです。国史跡をめざすためには当該市町村の研究者でもある文化財担当者が活躍すべきことは必須条件であります。今回登壇する発表者はよく頑張っていると思います。お忙しい中、発表いただいたことに篠く御礼申し上げます。神奈川県内の関係市町村の研究者はもとより、すべての研究者の英知を集めて古代の相模国の歴史像を創り上げる。このことが今日の眼目の一つであります。15 年を経て、茅ヶ崎や川崎のほかにも各地で新しい成果がありました。その成果を一堂に会して見渡す、見比べるということが大切です。

近年 30 年ほどの考古学や古代史の成果として、国分寺以前の寺院の確認があります。国分寺以前の寺院が、相模国の多くの郡にあって、その成果として相模国分寺が造られるという側面が明らかにされつつあります。役所の遺跡も各郡衙遺跡が先に造られ、遅れて相模国府が平塚に造られると言われています（異論があります）。瓦の研究では、瓦を焼いた遺跡は御浦郡（三浦郡）や足上郡（足柄上郡松田町）で確認され、相模国の全郡をあげて相模国分寺が造営された様相が明らかにされています。古代相模国は、単に中央の命令によって形成されたのではなく、在地の勢力が力をあわすことによって、全郡体制を形成して相模国を創ったのです。これが今日のもう一つの眼目です。国分寺とその周囲の郡寺には東京都の町田市や八王子市の武藏国の製品も運ばれていることが明らかにされており、国を越える関係性が指摘されています。神奈川県は古代の

相模国の全部と武藏国の南部三郡から構成されています。今回は、相模国を創ると題していますが、それは武藏国を創るという意味も含んでいることをお含みください。

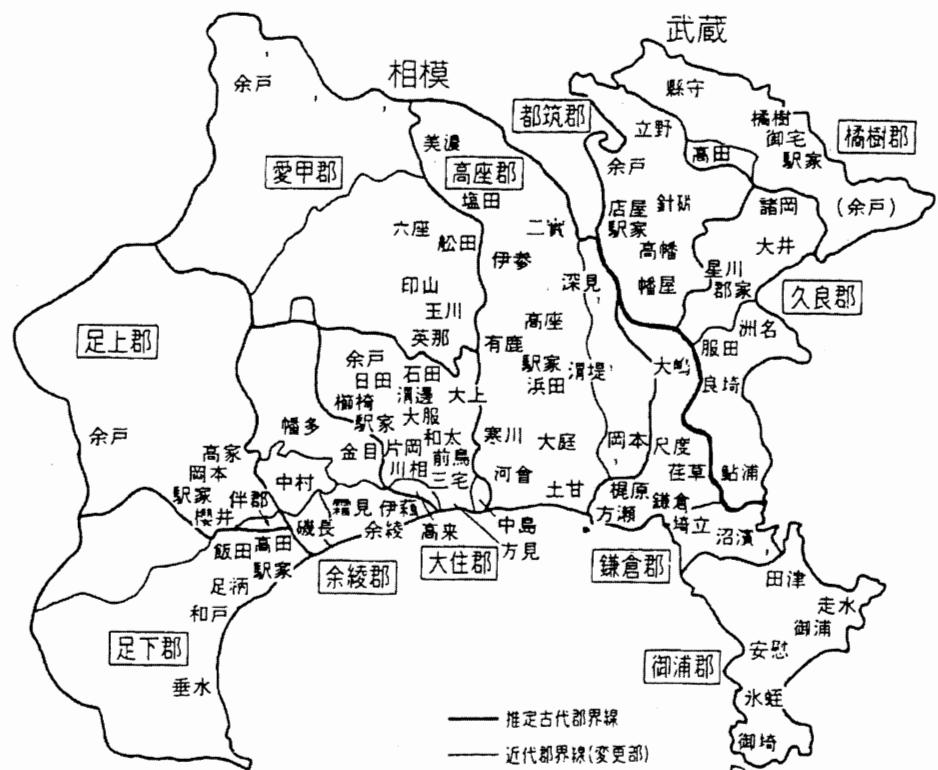
我々は考古学会ですが、文献による歴史学の成果にも学びます。前回は考古学を中心に構成しましたが、今回は佐藤信先生に基調講演をお願いしました。先生は先月の川崎市での講演以来、群馬県伊勢崎市、東京都国分寺市と毎週のように古代史の講演を行っております。ご多忙の中、本当にありがとうございます。考古学は、文献史学の成果を学ばねばなりませんが、文献史学も考古学の成果を取り入れています。郡寺という考古学の用語が古代史においても市民権を得つつあります。相互の議論を深めたいと思います。古代寺院については三舟隆之先生にもコメントをお願いしました。

神奈川県には相模の古代に学ぶ会という考古学と古代史の研究者が集まった研究団体があり、共催していただきました。1月には準備のための研究会を開催しました。併せて御礼申し上げます。

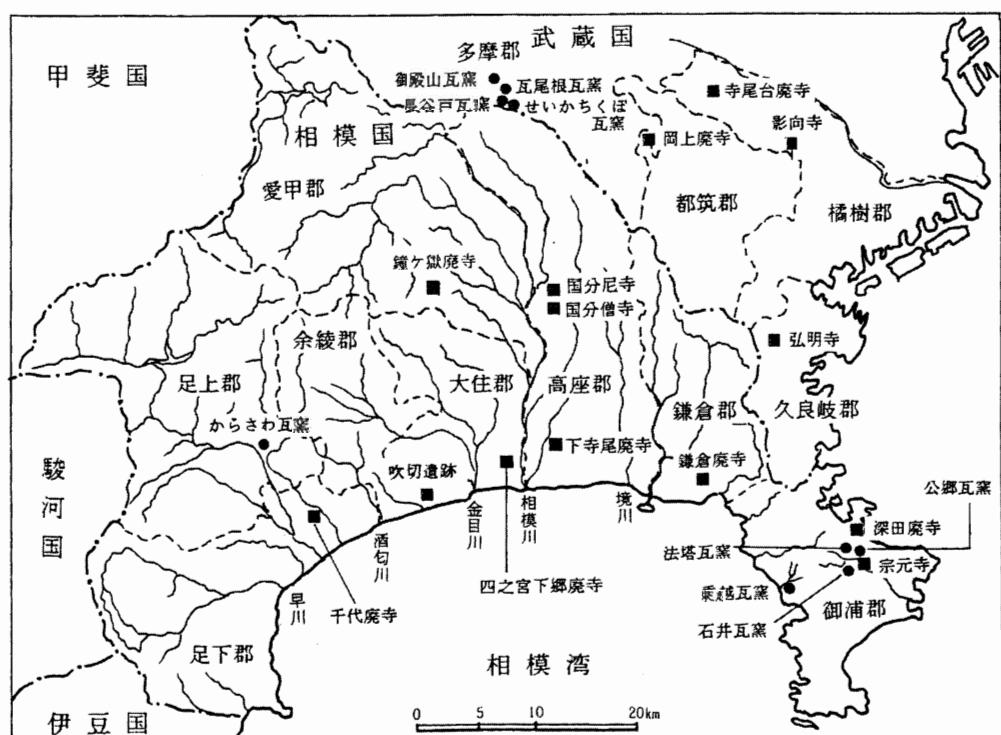
最後に個人的なことをお話しすることをお許しください。私が、古代寺院を勉強するきっかけは、茅ヶ崎市の下寺尾寺院跡にあることはご承知のことだと思いますが、それは1978年に岡本勇先生が茅ヶ崎市史を編さんするために発掘した資料を、未報告になっていましたので、それを世に出したいという茅ヶ崎市民の強い願いがあったからということを忘れてはならないと思います。茅ヶ崎市文化資料館と活動する会の考古部会に集まった市民有志とともに「下寺尾寺院跡の研究」という報告書を1997年に刊行できたことが、今日の喜びにつながったのです。1957年に七堂伽藍碑を建てたのも鶴田栄太郎さんたち多くの市民でした。史跡指定は奇跡と新聞報道がありましたが、その奇跡は多くの市民の活動のたまものであったのです。岡本勇先生とは、研究立場の違いもあって弥生文化のとらえ方など異論をもっていますが、市民とともに行動するという点においては、今後とも堅持したいと思います。今日、ここに集まったすべての方々に感謝申し上げます。

講座を立ち上げるに際して当初は3回シリーズと考えましたが、我々の考古学会では力不足でした。しかし、秋には茅ヶ崎市と川崎市で互にタイアップしてシンポジウムを開くとのことです。考古学の検討には終わりはありません。下寺尾は国史跡指定が一つの目標ではありましたが、それで終わることではありません。茅ヶ崎市や川崎市にとって、史跡の活用という大きな課題があります。両市だけでなく古代遺跡をどう活用するのかということは、考古学会や市民の目から見つめ続けねばなりません。大きな楽しみでもあります。今日を契機として、さらに膨らむことを期待しています。今後とも発掘調査を継続して、古代遺跡の実態解明に努力してほしいと願っています。

付記 今年の国史跡指定は、川崎、茅ヶ崎両市だけでなく横須賀市の東京湾要塞もあることを付記しておきたい。3遺跡同時は画期的である。



第1図 古代相模国郡郷想定図（荒井秀規原図の御浦を改変）



第2図 神奈川県域の古代寺院と瓦窯の分布（国平健三原図を改変）

第1表 神奈川県の古代寺院と役所

	相模国							武藏国		東京都 国府 国分寺	
	国府		国分寺					久良郡	都筑郡	橘樹郡	
	足上郡 松田町	足下郡 小田原市	余綾郡 大磯町	愛甲郡 厚木市	大住郡 平塚市	高座郡 茅ヶ崎市	海老名市	鎌倉郡 鎌倉市	御浦郡 横須賀市	久良郡 横浜市	多摩郡 府中市
寺院 遺跡名	千代 吹切	弘徳寺	下之郷	下寺尾	国分寺	千葉地東	宗元寺	弘明寺	影向寺	多摩寺	国分寺
現在寺院	勝福寺 真言宗	弘徳寺 浄土真宗		上正寺 浄土真宗	国分寺 真言宗		曹源寺 曹洞宗	弘明寺 真言宗	影向寺 天台宗		国分寺 真言宗
国史跡 山岳寺院ほか		尼寺原		国史跡	国史跡		深田庵寺		国史跡	国史跡	国史跡
役所	関本 寒田神社 千代 下曾我 永塚 高田	千代 吹切	愛甲	四之宮 平塚八幡 長者窪	下寺尾2002	千葉地1990	公郷	笠下 長者谷	長者原1979 千年		国府関連遺跡
瓦窯	からさわ 千代?	?	+	+	瓦尾根 (町田市)	乗越 宗元寺瓦窯 石井 法塔			三輪瓦窯 (町田市)		丸など
条里	+ 千代条里 生沢条里	相川条里 厚木条里	田村条里	居村条里 小出川	海老名条里	柏尾川	公郷条里	弘明寺条里 + ◎ 古御浦湾	高津条里 + 高津 古大岡湾		
湊	国府津 (郡津)	◎	◎	◎発掘 小出川	逆川	◎					
道路	東海道	東海道	東海道	東海道	東海道	新東海道	古東海道	古東海道			古東山道

第2表 神奈川県の古代寺院の研究史と現状

	相模国							武藏国				
	足上郡 松田町	足下郡 小田原市	余綾郡 大磯町	愛甲郡 厚木市	大住郡 平塚市	高座郡 茅ヶ崎市	海老名市	鎌倉郡 鎌倉市	御浦郡 横須賀市	久良郡 横浜市	都筑郡 横浜市	橘樹郡 川崎市
千代 吹切	弘徳寺	下之郷	下寺尾	国分寺	千葉地東	宗元寺	弘明寺	影向寺				
江戸時代	風土記稿		上正寺縁起	風土記稿		風土記稿		風土記稿				
1910年	柴田常恵 柳原政職			沼田頼輔 国史跡 中山毎吉	住田正一 赤星1922		瓦出土	◎				
1920年			沼田1927			◎	古御浦湾	大場磐雄 三輪善之助				
1930年				国分寺論争1	赤星直忠		石野調査					国分寺の影響で成立 石野瑛1939論文
1940年	赤星1943 山田一男		鶴田栄太郎									
1950年	瓦出土 石野瑛 発掘1958 発掘1960		発掘1951 七堂伽藍碑	国分寺論争2				発掘・寺尾台				
1960年	からさわ1969			発掘	瓦窯1969		赤星調査					
1970年				発掘1978 瓦尾根	深田庵寺		発掘	岡本勇調査 郡衙発見				神奈川県史1979 関東古瓦研究会1984
1980年	前場幸治											
1990年	河野一也 河野1993	河野一也	河野一也	河野一也	河野一也	河野1990 報告書1997						桶巻作り(国分寺以前)と一枚作り 役所との関係
2000年	◎滝沢		明石2000 蓮ヶ嶽2000	◎岡本 発掘	◎須田 発掘2001~	◎竹沢 竹沢2001 発掘 国分寺論争3	◎河合 岡本2001 瓦採集					かながわの古代寺院・考古学会2000 かながわの古代寺院・県博2008
2010年												
2014年 2015年	◎渡辺		国府・若林◎大村	◎向原	◎中三川		◎栗田					県教委 発掘された御仏と仏具 考古学講座相模国を創る(本講座)
位置 他の性格	台地	低地	台地	低地	低地	台地	低地	低地	台地			
伽藍	3説 国分寺式 法隆寺式 同面東説		2説 法起寺式 不明	法隆寺式	3説 法起寺式 法隆寺式 四天王寺式		2説 法起寺式 不明					
	岡本1998 1999-2000		岡本2003 ◎2003	岡本1997		岡本2002	岡本2001 2003-2008					

千代寺院跡とその周辺

渡辺 千尋（小田原市文化部文化財課）

はじめに

千代寺院跡（通称千代廃寺）の調査の歴史は、寺院跡解明を目的とした1958年の発掘調査から本格的に始まる。特に2000年代以降の急速な宅地化の進行に伴い発掘調査件数が飛躍的に増え、徐々にではあるがその様相が明らかとなってきている。時を同じくして2000年3月に開催されたのが、神奈川県考古学会の講座「かながわの古代寺院」であり、神奈川の古代寺院研究の大きな画期であった（岡本2001）。

本発表では、2000年代以降の調査成果を中心に、千代寺院跡と周辺の様相について概観する。

主要建物跡基壇の発見

2006年1月に行われた千代南原遺跡第X-XIV地点の発掘調査では、千代寺院跡の主要建物跡の痕跡が初めて検出された（渡辺ほか2013）。半世紀を超える千代寺院跡の調査の歴史においても、画期となる重要な調査であった。発見された建物跡は、地面を一度掘りくぼめ、異なる土層を交互に版築しながら埋め戻した掘込地業の痕跡であった。補強効果を高めるためか、瓦や川原石を入れ込んでいる点が特徴的である。確認面から最大80cmの深さが残存していたが、表土直下での検出であり、すでに上層がいくらか削平されていることが予想され、礎石や据え付けの痕跡は明らかになっていない。建物跡の南東側が検出されたものと考えられ、これまでに南北13.1m×東西17.5m以上の建物規模であったことが判明している。地業中から出土した瓦には、創建期のものと改修期の双方が混在しており、検出された地業は改修期の建物跡に伴うものと推定される。

また、この建物跡の地業を掘り込む形で、大型の柱穴が検出されたことも特筆される。掘り方が1.9m×1.4m以上×深さ0.95mの規模で、基礎固めに直径10~20cmの大根石が密に充填されていた。根石の分布状況などから、柱の太さは45~50cmの大きさと推定され、最終的には柱の下部は抜き取られずに残置されていた可能性が高いと考えられる。掘込地業をわざわざ壊して構築していることから、建物跡より新しい時期の遺構と考えられるが、柱穴1基のみの検出であり、どのような構造物であるかは不明である。

このほかに千代南原遺跡第XIX・XXI地点で布掘りの掘り方を持つ掘立柱建物跡が検出されている。桁行5間（あるいは4間）×梁行3間の建物跡が想定され、寺院に関連する遺構である可能性が考えられる。

主要建物跡の検出された地点には、石塚という遺名がある。1953年8月の時点では、3個の礎石が残存し、かつては多くの礎石が存在した場所であったとのことである（石野1953）。他に主

要建物跡の明確な遺構が検出されていない現状では、伽藍配置を問うことは困難が伴うが、石塚という遺名を考慮すると、台ノ塚や明神塚（神明塚）という他地点に残る遺名を軽視することはできない。台ノ塚は1960年に調査が部分的に行われているが、中世の盛土層のため、遺構の様子があまり良く分かっていない。台ノ塚は現在も高まりが残っており、今後の追加調査の機会に期待したいところである。明神塚は1951年に千代中学校校庭土取り工事に伴い、鬼瓦など多数の瓦が出土した地点付近にあたる。また周辺の県道沿いの調査でも瓦が多く検出されている。ただし、掘込地業が検出された千代南原遺跡第XXIV地点の瓦の出土量は一般的な量で、すべての堂塔が全面瓦噴きであったかどうかは注意が必要である。いずれにせよ遺名を参考し、仮に寺院の金堂・塔・講堂といった主要建物跡を想定すると定型ではない伽藍配置となることが予想される（渡辺ほか2013）。

寺域については、1996年から調査した千代仲ノ町遺跡第IV地点において、南北方向に走る溝状遺構が検出されており、寺域の区画施設として推定されている。区画溝の近くの土坑からは、「厨」銘の墨書土器が出土しており、寺院の厨施設のものと推定される。溝状遺構の続きについては、2014年の千代仲ノ町遺跡第XIII地点の試掘調査においても検出されており、周辺の土層堆積データから推定した旧地形の状況からも、寺域の東限となる可能性が示唆されている（渡辺2009）。

低地部の調査

1999年に千代南原遺跡第VII地点では、木簡2点が出土している（小出ほか2000）。これらの木簡に記された内容は、当初1号木簡が米の出納に関する記録木簡で、2号木簡は僧侶が仏教の經典を講読することに関わる文書木簡と解釈されていた。その後の研究成果により、2点の木簡とともに米の出納や物資の運搬に関わる内容であることが明らかとなり、寺院の寺田経営を示唆する内容と考えられる。また、低地部で出土する多量の木製品の中には、大足やえぶり、鋤といった農耕具が含まれ、千代寺院跡における農業経営の実態を示す可能性が考えられている。同じく低地部に位置する千代南原遺跡第VIII地点では、織機部品の一つである絹巻き具が出土しており、幅60cm程度の織物が生産されていたと推定されている（大上2014）。寺院の多角経営的な姿が指摘されている（田尾2014）。

第VII地点の調査では、生産活動に直接的に関わる木製品以外に、斎串、さら棒、形代といった木製祭祀具が出土している（小出ほか2000）。また、2010年に行われた千代南原遺跡第XXVI地点では、9世紀代の墨書土器が多数出土し、祭祀との関連が指摘された（渡辺2011）。「𠙴」や「秀」といった字が多いが、「吉」や「福」といった吉祥文字のほか、則天文字も含め様々な文字が出土していることが特徴的である。「寺」と釈読できる可能性の文字も含まれ、寺院が行った祭祀儀礼との関連がうかがわれる。寺院の造営された南側の低地部は祭祀場として機能し、そこでは神仏習合的に祭祀が執り行われていたことが推定される。

一方で台地の上では、千代南原遺跡第XV地点の調査で、寺院終末期の9世紀第3四半期～10世紀前半台に灯明具として法会に使用されたと推定される土師器壺が多量に廃棄された状態で見つかっている（滝澤ほか2008）。

大伴五十戸銘瓦の「発見」

従来から知られていた採集資料の軒丸瓦の側面の刻書が新たに「大伴五十戸」と釈読できることが明らかとなった（山路2009a・b）。瓦当文様は三重圈線文複弁十六葉蓮華文で、からさわ瓦窯で焼かれた千代寺院跡創建期の瓦である。「五十戸」は古代の地方行政単位のひとつで、「里」以前の表記方法である。「五十戸」から「里」へ表記が変化するのは、文献史料では680年前後、荷札木簡の記銘からは680年代とされるため、からさわ窯跡の操業や瓦の製作技法などからみた7世紀末～8世紀初頭という千代寺院跡の創建年代に大きく関わるものと考えられた。しかし、瓦や須恵器の記銘については7世紀末～8世紀前葉に「五十戸」から「里」へ変化することが考古学的に確認され、従来の表記が慣習とし残ることが指摘された。「大伴五十戸」銘瓦については、7世紀末～8世紀前葉、710年代を下限にするのではないかと推定され（山路2009b）、千代寺院跡の創建の年代を考える上で大きな手掛かりとなる。

一方、「大伴」については、足上郡伴部郷に引き継がれると推定されている。現在の小田原市西大友・東大友周辺と推定され、千代の北側に位置している。瓦は伴部郷からからさわ瓦窯に発注され、焼成前に刻書されたのち、製品が郡界を超えて寺院に供給されたと考えられる。からさわ窯跡の製品は、大磯町にある余綾郡の吹切遺跡にも供給されており、旧来の在地首長のネットワークを利用した生産・供給体制が指摘されている（田尾2013）。

足下郡家の様相

千代寺院跡の立地する台地の北側、小田原市永塚周辺に足下郡家は推定されている。郡家に伴う遺構は検出されていないが、永塚壱町畠遺跡第V・VI地点で掘立柱建物跡が見つかるなど、周辺施設の様相が徐々に明らかとなっている（土屋2011）。永塚下り畠遺跡第VI地点では、南北方向に延びる道路状遺構が検出された（齋木ほか2002）。土器片や小石による舗装道路で、幅は2.6m、側溝を含めると4.5mの大きさであることが明らかとなった。郡家と寺院を結ぶ平安時代の主要道路と推定されている。

出土遺物では、2011年に永塚北畠遺跡第XI地点で検出された美濃国刻印須恵器が注目される（土屋2012）。美濃国刻印須恵器は、岐阜県老洞・朝倉窯で生産された製品で、永塚遺跡を含め1都6県68遺跡で出土しているが、関東地方では初の出土事例となった（朝田2013）。生産地付近を除いては、都や国府・国分寺など国家的な施設で出土する傾向が強く、永塚周辺に国家的支配と関係する足下郡家が存在したことを補強する資料と評価できる。美濃国刻印須恵器の生産は8

世紀第1四半期後半（712～725年頃）と考えられており、共伴する在地産土師器の編年研究にも寄与することが期待される。

また、永塚遺跡の東側低地部は下曾我遺跡として著名である。1960年以降数次にわたる調査が行われているが、平安時代の木組み井戸や木組み遺構のほか、木簡や木製品、公的施設や郡司の職名を記す墨書土器や転用硯、綠釉陶器などの遺物が出土している（齋木ほか 2002）。至近に郡家の存在が想定され、皇朝十二銭や木製の櫛、桃核など、律令祭祀と関わるような遺物が多数出土していることから、郡家周辺の祭祀場であると推定されている。

一方、千代寺院跡の立地する台地の南側には、足下郡高田郷の中心を担っていたと推定される高田・別堀遺跡群が広がる。高田北之前遺跡第Ⅱ地点では、石鎧や須恵器長頸瓶（水瓶）が出土している（林原ほか 2001）。このほか、別堀十二天遺跡第VII地点では青銅製散蓮華形小匙が出土するなど、仏教と関連の深い遺物が多く出土しており、千代寺院跡との関連もうかがわれる。単なる一般集落ではなく、官人や僧侶の関わりが推定されよう。2013年に調査した別堀前田遺跡第Ⅱ地点では、墨書土器や桃核などが出土しており、低地部が寺院や郡家の周辺同様に祭祀場として機能していた可能性が指摘される。

寺院や郡家の立地

最後に千代寺院跡周辺の立地について概観してみたい。郡家（永塚）・寺院（千代）・集落（高田・別堀）は、いずれも標高20～30m前後の千代台地と呼ばれる低位台地上に位置している。台地は小さな低地により3つに独立しているが、台地周辺の低地が祭祀場として機能していた景観がうかがわれる。

台地の東側には森戸川が流れ、下流の国府津で相模湾に注いでいる。森戸川は河川改修や河口部が地震の影響により隆起していることが考えられ、かつての姿を現在から予想することは難しいが、海浜部と内陸部を結ぶ重要な河川であったと考えられる。

国府津は具体的に明らかとなってはいないが、郡の外津が置かれた場所と考えられているほか、『大和物語』の記述などから、小総駅家の有力な所在地候補となっている。その場合、足柄峠を越え、南足柄市関本に推定されている坂本駅家を通る東海道は、足上郡の大友と足下郡の高田を分割するように足柄平野と東走し、大磯丘陵沿いに南下し、小総駅家に到達していると推定される。

道路状遺構や駅家の施設、あるいは津の港湾施設のといった具体的な遺構の検出は今後の課題であるが、千代台地周辺は、陸上交通と水上交通の重要な集合点であることが示唆されよう。こうした水陸の交通の要衝であると同時に、郡家や寺院の造営に足りる平坦面をもつ安定した土地があること、周辺に十分な可耕地が確保できることなどを充たした場所が千代台地周辺であり、寺院などが造営される背景にあったと考えられる。

引用・参考文献

- 朝田公年 2013 「「美濃国」刻印須恵器の流通と古代水上交通—岐阜市所在岩田西遺跡発掘調査事例をもとに—」『古代の運河』古代交通研究会第 17 回大会資料集、古代交通研究会
- 石野瑛 1953 「湘西酒匂平野地域の遺蹟・史蹟と文化財」『神奈川県文化財調査報告』第 21 集、神奈川県教育庁
- 大上周三 2014 「相模の木製紡織具—古墳時代中期から奈良・平安時代—」『神奈川考古』第 50 号、神奈川考古同人会
- 岡本孝之 2001 「神奈川県古代寺院研究の新段階」『かながわの古代寺院 研究の成果と課題』神奈川県考古学会 1999 年度考古学講座成果集、岡本孝之・伊丹徹編、神奈川県考古学会
- 小池聰 2013 「千代南原遺跡第VII地点出土の木簡」『遺跡講演会 千代古代寺院出土の木簡を考える～市指定を記念して～』資料集、小田原市教育委員会
- 小出義治ほか 2000 『神奈川県小田原市千代南原遺跡第VII地点』小田原市千代南原遺跡第VII地点発掘調査団
- 斎木秀雄ほか 2002 『下曾我遺跡 永塚下り畑遺跡第IV地点』鎌倉遺跡調査会・下曾我遺跡発掘調査団
- 田尾誠敏 2013 「発掘からみた千代の古代寺院とその周辺」『遺跡講演会 千代古代寺院出土の木簡を考える～市指定を記念して～』資料集、小田原市教育委員会
- 田尾誠敏 2014 「古代一律令支配の浸透と在地社会」『いにしえの小田原～遺跡から見た東西文化の交流～』平成 26 年度小田原城天守閣特別展、諏訪間順・鈴木一史編、小田原城天守閣
- 滝澤亮ほか 2008 『千代南原遺跡第X V 地点 千代南原遺跡第X IX 地点』株式会社盤古堂
- 土屋了介 2011 「永塚壱町畑遺跡第V・VI地点」『平成 23 年小田原市遺跡調査発表会』発表要旨、小田原市教育委員会
- 土屋了介 2012 「永塚北畑遺跡第X I 地点」『平成 24 年小田原市遺跡調査発表会』発表要旨、小田原市教育委員会
- 林原利明ほか 2001 『高田北之前遺跡第 II 地点』高田北之前遺跡第 II 地点発掘調査団
- 山路直充 2009a 「「大伴五十戸」と記名された軒丸瓦」『千代寺院跡発掘調査 50 周年記念シンポジウム 千代寺院跡の実像を探る』記録集、小田原市教育委員会
- 山路直充 2009b 「「大伴五十戸」と記銘された軒丸瓦」『駿台史学』第 137 号、駿台史学会
- 渡辺千尋 2009 「千代地域の歴史的環境と寺院の造営」『千代寺院跡発掘調査 50 周年記念シンポジウム 千代寺院跡の実像を探る』記録集、小田原市教育委員会
- 渡辺千尋 2011 「千代南原遺跡第 X X VI 地点」『平成 23 年小田原市遺跡調査発表会』発表要旨、小田原市教育委員会
- 渡辺千尋ほか 2013 『千代南原遺跡第 X X I ・ X X II ・ X X IV 地点』小田原市文化財調査報告書第 164 集、小田原市教育委員会

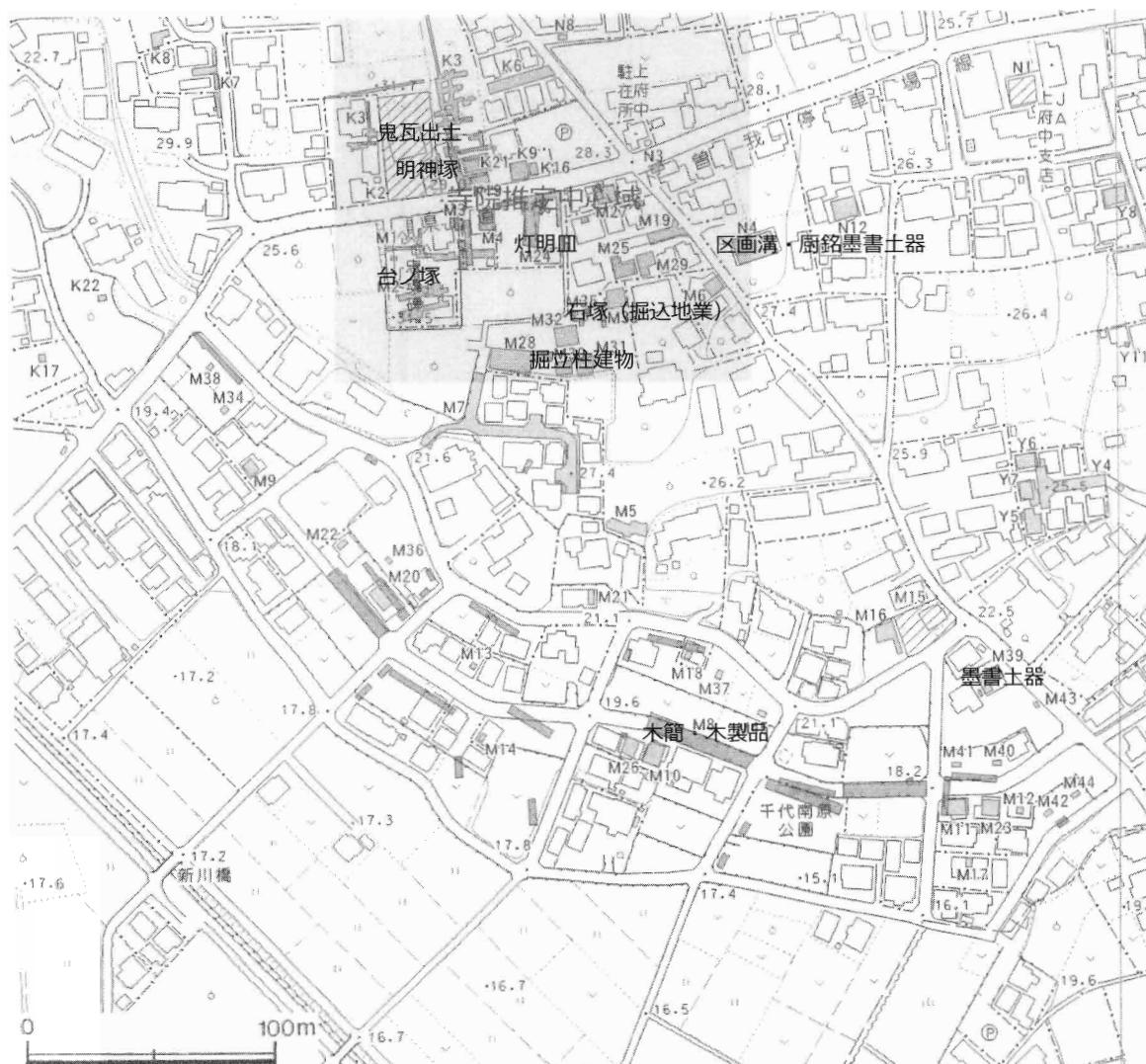


図1 千代南原・千代北町遺跡周辺調査地点位置図

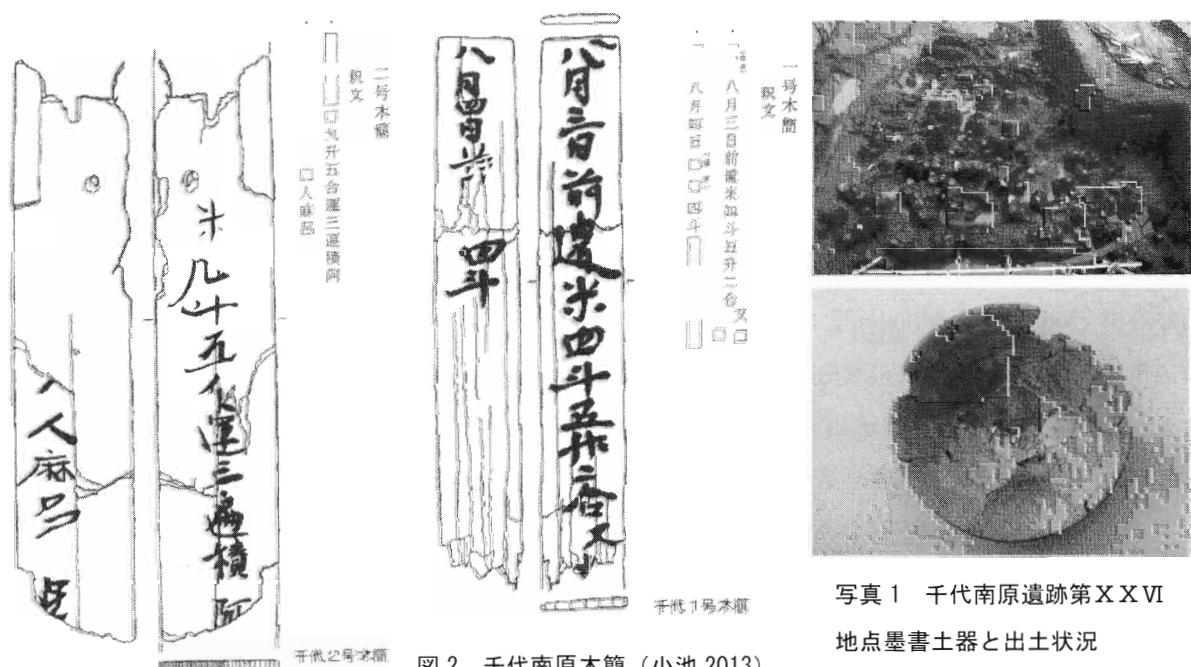


図2 千代南原木簡（小池 2013）

写真1 千代南原遺跡第XXVI

地点墨書土器と出土状況

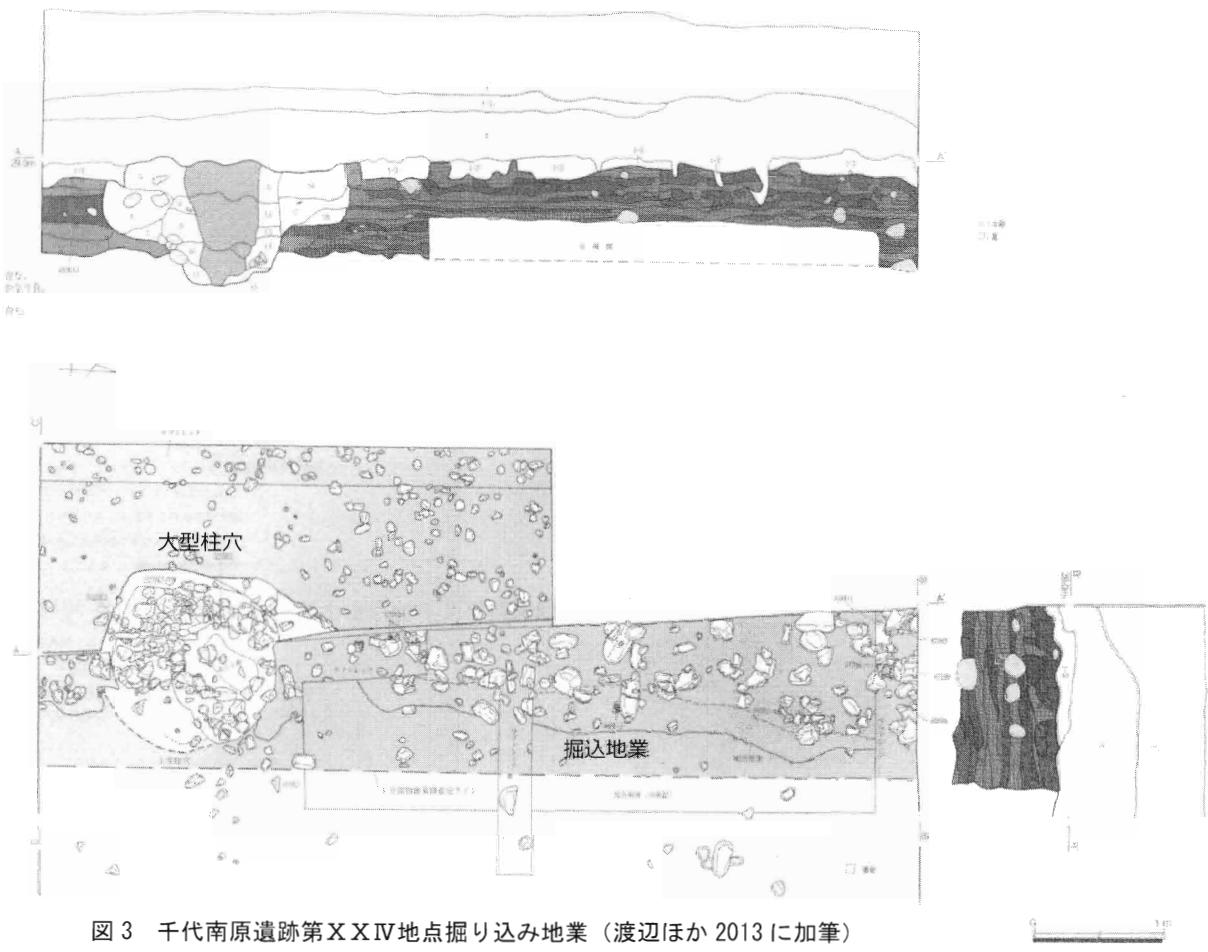


図3 千代南原遺跡第XXIV地点掘り込み地業（渡辺ほか 2013に加筆）

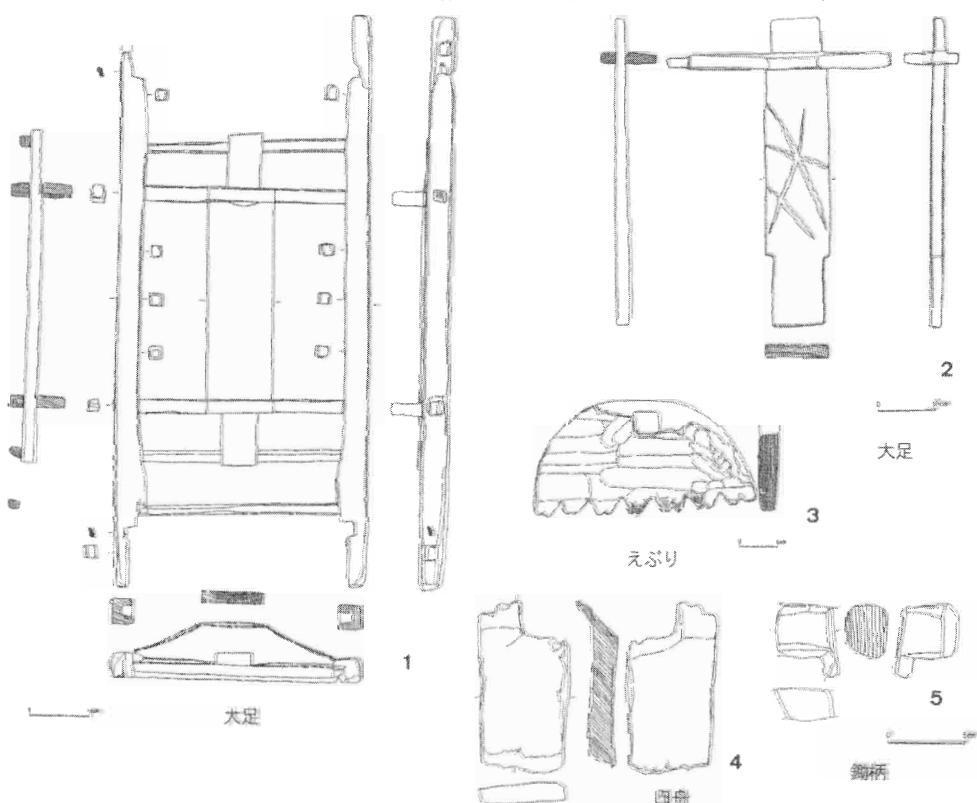


図4 千代南原遺跡第VII地点出土木製農耕具（縮尺不同：田尾 2013、原図：小出ほか 2000）

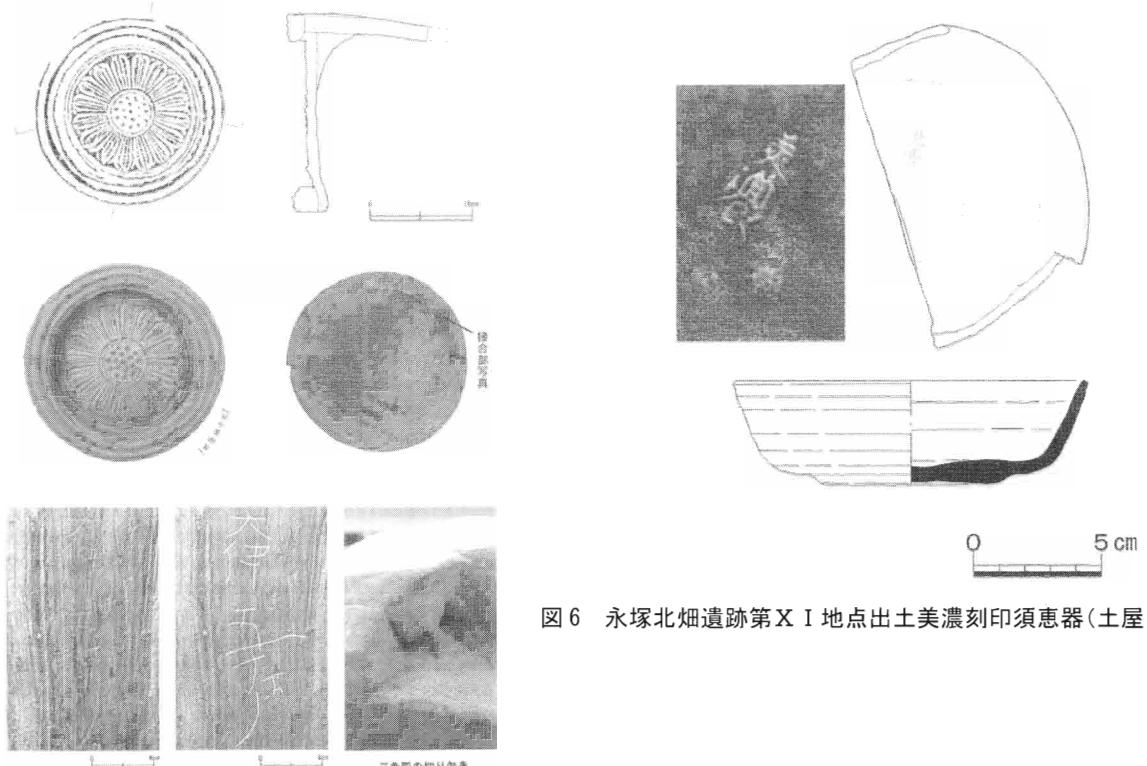


図6 永塚北畠遺跡第X I地点出土美濃刻印須恵器(土屋 2012)

図5 大伴五十戸銘軒丸瓦 (山路 2009b)

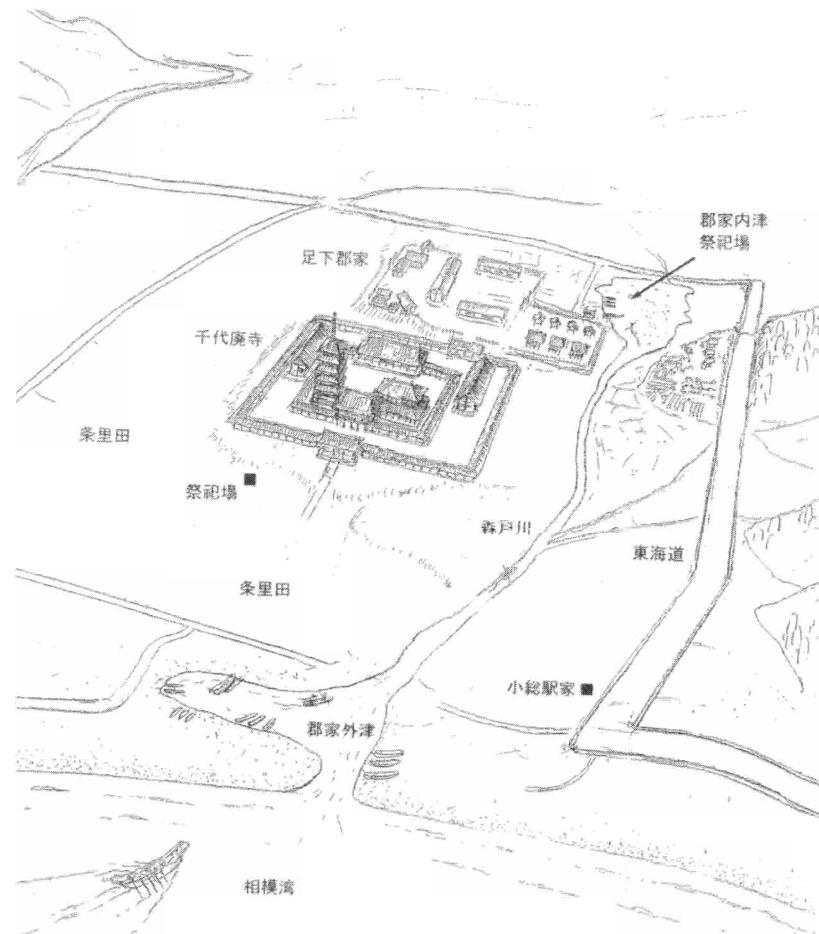


図7 千代寺院跡周辺の景観イメージ (田尾 2009、原図：大島慎一)

下寺尾七堂伽藍跡と高座郡衙

～『かながわの古代寺院』以後における調査研究と保存～

大村浩司(茅ヶ崎市教育委員会)

はじめに

平成 12(2000)年に開催された神奈川県考古学会主催の考古学講座『かながわの古代寺院』は、その時点における県内の古代寺院に関する研究状況を取りまとめたもので古代寺院などに関する関心を深める大きなきっかけとなった。また一年後には講座の成果集も刊行されるなど、その後の調査研究に、この講座が果たした役割は重要であったと思われる。

講座開催後、下寺尾七堂伽藍跡においては現在まで 15 地点での確認調査が実施され、区画遺構や主要建物の存在を明らかにするなどの資料が蓄積されてきている。また、七堂伽藍跡での調査開始2年後の平成14(2002)年には、隣接する西方遺跡から高座郡衙に比定される官衙遺跡が発見され、大きく注目されることとなる。さらに、周辺においても開発に伴う大規模調査によって、河津や祭祀場が確認されるなど本地域を取り巻く考古学的な成果は飛躍的に増加した。こうした状況の中、これらの遺跡を下寺尾遺跡群として捉え、評価し、全体の把握と保存に向けた動きが加速し、平成 26(2014)年7月に、国史跡指定のための具申書が茅ヶ崎市教育委員会から神奈川県教育委員会を経由して文化庁に提出され、同年 11 月には国の文化審議会より文部科学大臣に指定に関する答申が出されるに至っている。

ここでは講座から15年を経た現在における下寺尾七堂伽藍跡と高座郡衙および周辺の調査・研究成果や保存への取り組みについて、その概要を述べることで、講座『相模国を創る』への一助としたい。

遺跡の位置と立地

下寺尾七堂伽藍と高座郡衙を含む下寺尾遺跡群は、市内の北西部に位置し相模湾より北に 5km、相模川からは東に 2.5km の地点に位置している(第1図)。茅ヶ崎市の地形は、大きく北部の台地・丘陵、南部の砂州・砂丘および自然堤防を中心とした沖積地形に分けられるが、高座郡衙が所在する西方遺跡はこの相模原台地が西に向かって舌状に延びる平坦な台地に立地している。遺跡内の標高は西側で 12.9m、東側で 13.1m とほぼ平坦な状況を示している。台地



第1図 遺跡の位置

北側には小出川が北東より南西に流れており、西方遺跡の西側先端部で曲がって南流する。また、台地南側には藤沢を水源とする駒寄川が西流しており、西側で南流する小出川と一緒になる。七堂伽藍跡は、台地とこの駒寄川との間に形成された砂州や凹地部分に立地しており、台地との比高は約5mである。

『かながわの古代寺院』以後における調査保存の歩み

講座が開催された平成12(2000)年以降、下寺尾遺跡群で実施された調査の様子をみると、保存目的の確認調査や開発に伴う事前調査などがほぼ毎年行われており、規模の大小を問わずその件数をみると平成25(2013)年までの間に35ヶ所を数える(第2図)。

この中から、主要なものを見ていくと、すでに平成6(1994)年から調査を開始していた香川・下寺尾地区の区画整理事業とともに発掘調査は、平成14(2002)年まで玉川文化財研究所を中心とする調査団により継続された。この調査では遺跡群の南東部分にあたる駒寄川の旧河道から漆紙文書、木簡などが出でたほか、祭祀跡が発見された。(香川・下寺尾遺跡群発掘調査団 2005)。

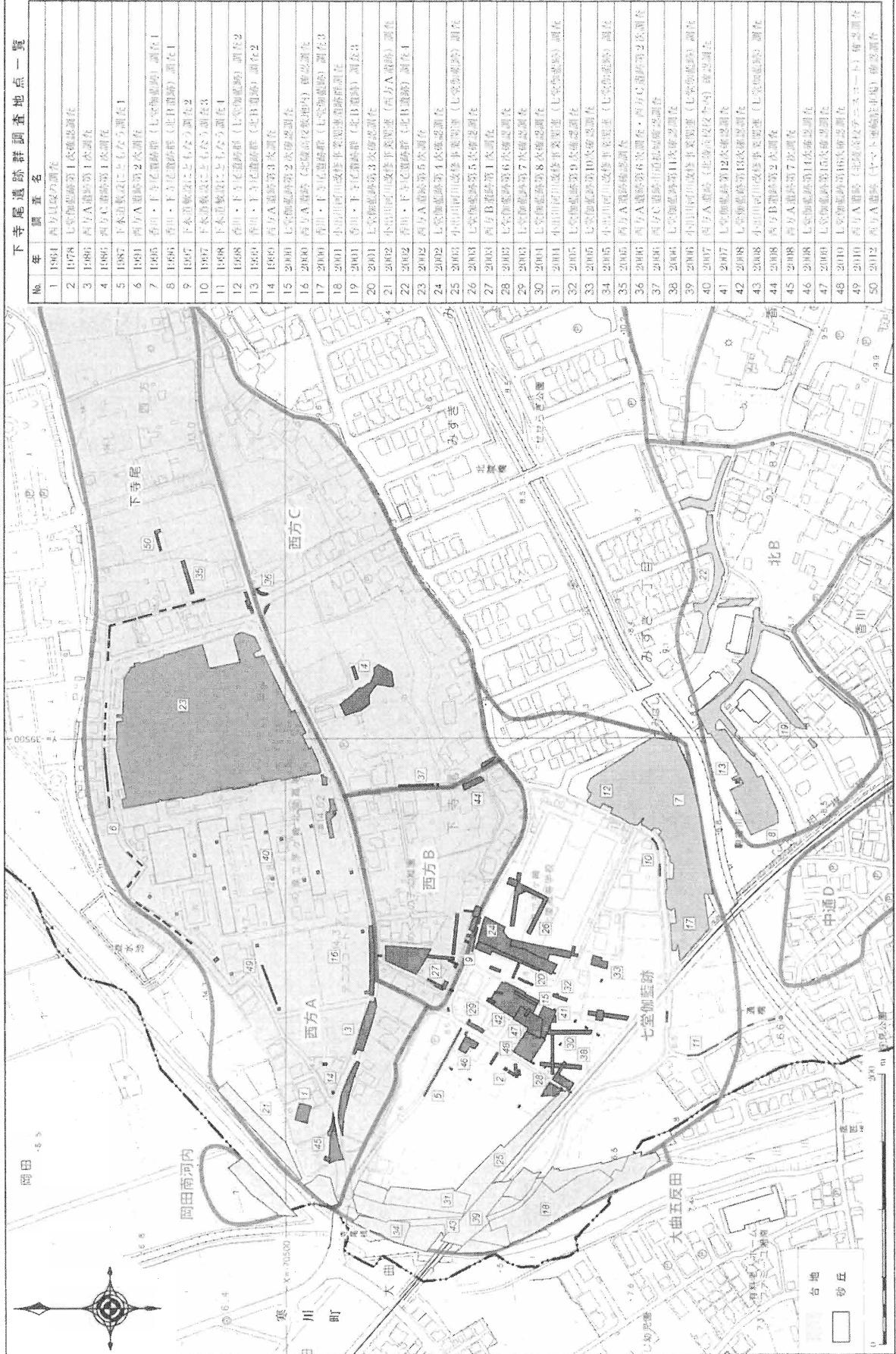
平成12(2000)年からは、茅ヶ崎市教育委員会によって七堂伽藍跡の確認調査が開始され、2012年までの間に15地点(1地点は神奈川県教育委員会)の確認調査が行われた。その結果、北側と東側を区画する大型柱穴列の確認による伽藍中央部の規模の把握、掘り込み地業を伴う基壇建物や四面に廂を有する掘立柱建物などの主要建物を明らかにした(茅ヶ崎市教育委員会 2013)。

平成13(2001)年からは、七堂伽藍跡に隣接する小出川の河川改修事業とともに発掘調査が、平成20(2008)年まで、かながわ考古学財団によって実施され、河津や屋などの施設が発見されたほか、人面墨書き土器や絵馬なども出土し、祭祀場の存在も明らかにされた。(かながわ考古学財団 2010)。

平成14(2002)年には、かながわ考古学財団によって県立茅ヶ崎北陵高校の校舎建て替えに伴う調査がグランド部分で実施され、郡庁や正倉、館などの官衙遺跡が発見され高座郡衙に比定された。(かながわ考古学財団 2003)。

このように、平成12(2000)年前後より本地区においては、保存を目的とした七堂伽藍跡の確認調査以外に、開発等に伴う規模の大きな調査が進められ、結果として本地区の遺跡状況を明らかにしてきた。とくに高座郡衙の発見は特筆でき、その後の遺跡群保存へのきっかけとなる。この重要な発見を受けて神奈川県教育委員会は、校舎建て替えの計画を見直し、遺跡の現状保存を行うという英断を下した。

一方、こうした調査経過と成果については、原則として適宜の現地説明会や毎年開催される遺跡発表展示会にて公開してきた。また、確認調査開始後の平成13(2001)年には文化資料館講座で「古代寺院下寺尾寺院跡を考える」が開催されたほか、その後も平成15(2003)年に、かながわ考古学財団が主催する公開セミナー「高座郡衙(郡家)の世界」、平成18(2006)年には神奈川県教育委員会と茅ヶ崎市教育委員会の共催で市民講座「茅ヶ崎市下寺尾地区の遺跡群について」が開催されている。さらに、文化庁主催の「発掘された日本列島2011」に出展し全国5カ所で広く公開されたほか、平成24年3月~5月には文化資料館特別展「並び立つ古代の役所とお寺」が開催された。そして、平成24(2012)年7月には、それまでの成果を基にシンポジウム「下寺尾宮衙遺跡を考える」を開催し、本遺跡群に関する評価について議論が行われた。



第2図 下寺尾遺跡群調査地点一覧

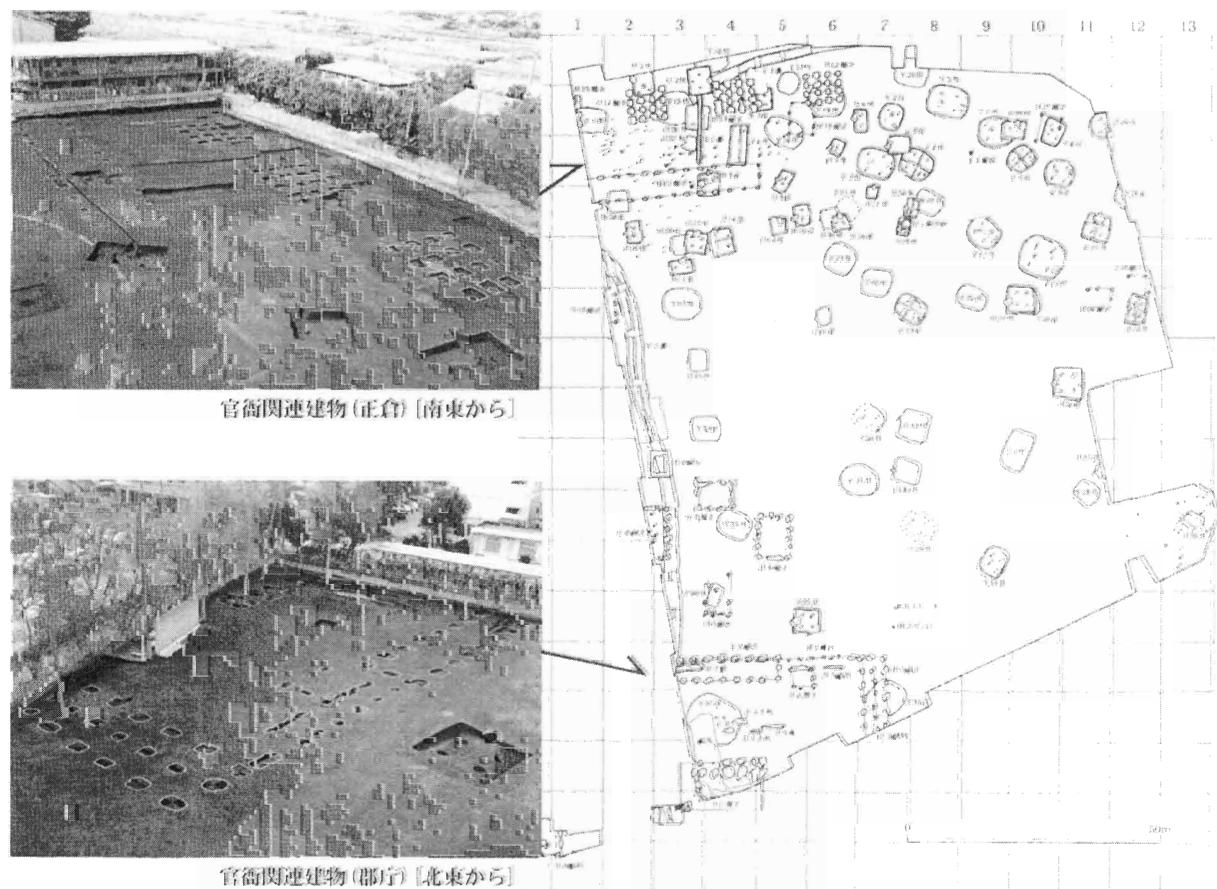
調査成果の概要

高座郡衙

平成 14(2002)年に西方遺跡において発見された官衙遺跡は、調査を担当したかながわ考古学財団によって相模国高座郡の郡衙であると比定され、内容についても、郡庁院、正倉院、館などが存在することが明らかにされている。郡庁院の規模は確認された範囲で東西約 66mの規模を有しており、中心となる正殿は四面廂付の掘立柱建物で周辺には脇殿と後殿を配している。調査結果では建て替えを含めた複数時期の変遷が報告された。また、正倉院については郡庁後殿より約 100m の空間地を挟んで、台地北縁に東西方向に総柱の掘立柱建物4棟が並んでおり南側には長大な側柱建物が位置していたことも明らかになっている。さらに、竪穴建物や溝ものの掘立柱建物などがまとまって検出されており館・厨と考えられている(第3図)。

郡衙の範囲については、周辺で行われた開発に伴う調査成果や、範囲確認を目的として実施された平成 22(2010)年の調査で発見された溝状遺構によって、郡庁を中心に東西の範囲が約 270mであることを把握することができた。また、西方遺跡の南西部で行われた調査地点では、段切り造成や道状遺構など近接する七堂伽藍跡との有機的な関わりを推測できる遺構も確認されている。

郡衙の年代観については、報告書刊行後の調査研究の結果を踏まえ、郡衙造営期を 7 世紀後半に、郡庁 I 期を 7 世紀末から 8 世紀中葉、郡庁 II 期を 8 世紀中葉から 9 世紀前半と捉えている。



下寺尾七堂伽藍跡

下寺尾七堂伽藍跡は、古くから地元では古代寺院であるという認識がなされており、昭和32年には「七堂伽藍跡」の記念碑が建立されている。考古学的な調査の手が入ったのは昭和53年に行われた岡本勇先生による第1次確認調査で、この調査によって寺院跡であることが明らかにされたが、伽藍域や主要建物の把握については課題として残されていた。この岡本先生の成果を受け、平成12(2000)年より平成22(2010)年まで10年におよぶ現地での確認調査を行い約3800m²の範囲で遺跡の状況把握を進めてきた。その結果、課題であった伽藍域の範囲、主要建物の内容、寺院の年代観に対する資料を蓄積することができた(第4図)。

これまでの調査成果などから、寺院の時期(変遷)については、大きくは4期の変遷を想定することができる。すなわち、造営期を7世紀後半とし、創建期が7世紀末から8世紀前半、再建期を8世紀後半頃、改修期を9世紀第2四半期から中葉、そして寺院廃絶期を9世紀後半とした。さらに、その後の仏堂期を10世紀後半から11世紀代と捉えている。伽藍配置を含む寺院の構造については、区画遺構としての大型柱穴列や区画溝の存在によって伽藍域の絞り込みができる、時期によって伽藍区画の形状が異なることが明らかになった。創建期においては大型柱穴列の存在から掘立柱塀によって区画され、不整ではあるが方形に囲繞された形を、再建期には区画溝の存在などから築地塀によって一辺78mの正方形に区画がされていたことが認められた。また、伽藍内における主要建物については、創建期には、金堂と判断した丁寧な版築を伴う堀込地業を有する基壇建物と、講堂と想定できる3間×7間の規模で四面に廊を有する大型掘立柱建物の存在を確認した。これらの建物は、再建期においてはその場所を引



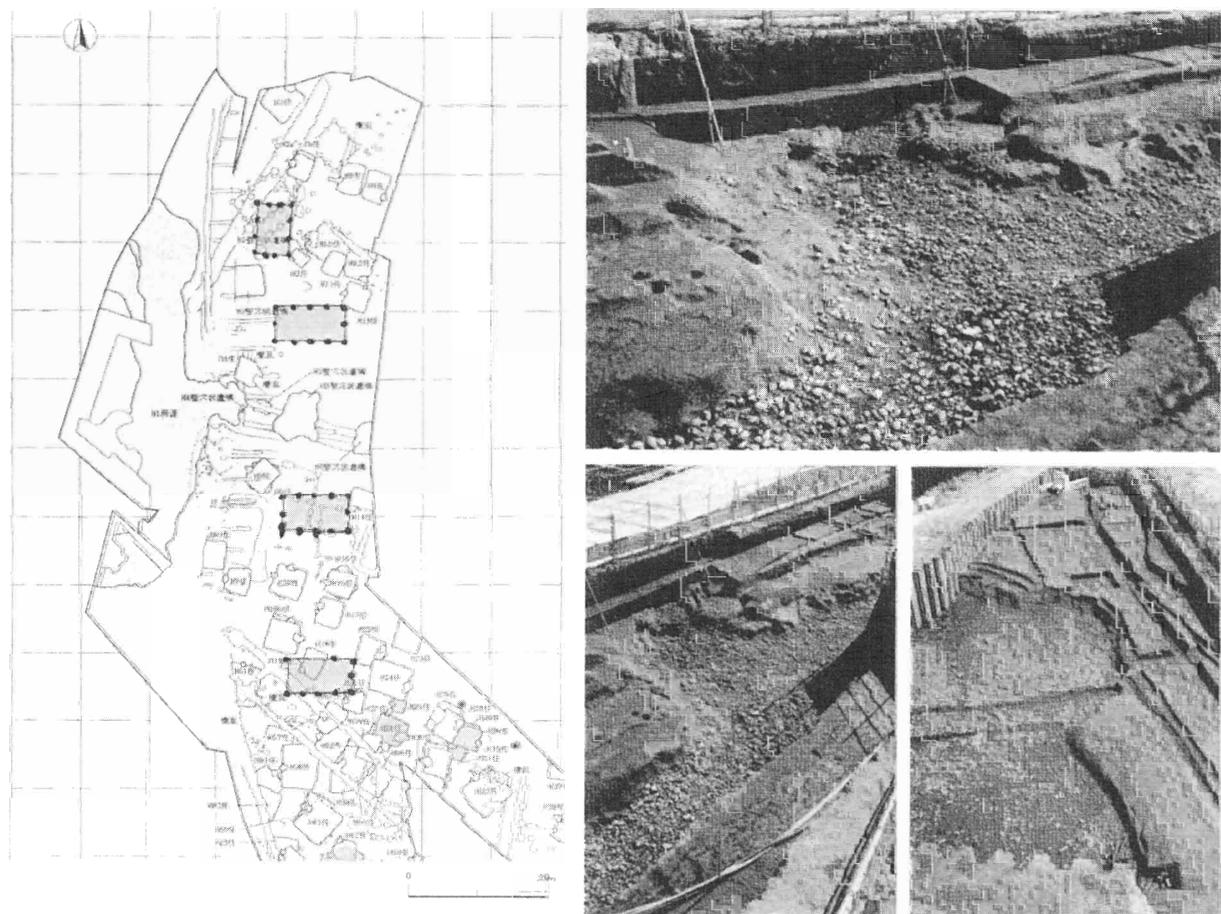
第4図 下寺尾七堂伽藍跡調査遺構（報告書から引用・一部改変）

き継ぎながらも、講堂は掘立柱建物から同じ位置で礎石建物へ、金堂はやや規模を縮小し建物の向きをやや変更して建て替えられたものと考えられる。再建時に整備された区画は、金堂の改修時には一部の機能を失ってしまった可能性が高いが、主要建物である金堂は屋根を葺き替える改修が行われ、寺院としての機能は継続する。しかしながら、9世紀後半のある段階において、災害や火災などに見舞われた可能性が高い。発見された廃棄土坑から被熱した土器や壁材などが発見されていることがそうした事象を示しており、この段階で寺院としての機能が失ったと考えられる。その直後の状況については現段階では不確定であるが、10世紀後半から11世紀代において新たに区画溝で囲まれる独立した礎石建物の存在が明らかになっている。この建物は、創建期から続いていた講堂部分に建てられており、当地域が宗教的な場所として継続されていた可能性が高い。しかしながら、新しい礎石建物の性格や建立背景については、これまでの寺院とは異なるものと思われる。

調査によって出土した遺物をみてみると銅匙をはじめとする仏教遺物の出土が多数みられ、遺物の面からも寺院であることを裏付けている。特に銅匙や軸端などは国内の材料でないことから舶載品の可能性が高い。こうした状況は、中央との関わりを示しているものか。また、出土した軒丸瓦に関する詳細な観察から相模国分寺や相模国府域より出土しているものと同范であることが指摘され、その結びつきが強いことが示唆されている。

川津・祭祀遺跡

郡衙および七堂伽藍跡の周辺においては、大型の開発に伴う調査が行われ、注目される遺構や遺物



第5図 川津関連遺構（かながわ県考古学財団報告書から引用・一部改変）

が発見されている。そのうち小出川河川改修に伴う調査は、平成13年から平成21年にかけて断続的に行われたもので、七堂伽藍跡から西に約200m部分では川津が発見された。これは小出川が大きく弓なりに曲がる地点で東側に大きく掘削され、底面に円礫を敷き詰め護岸の整備を行ったものである(第5図)。また、近くからは並立する2間×4間の掘立柱建物が複数配置されるなどの状況がみられ、郡衙に関連する荷揚げ・積み出し物資の一時保管施設であることが指摘されている。なお、時期については、周辺の堅穴建物などの存在などから、8世紀後半から9世紀中ごろと考えられている。さらに、この川津付近では、人面墨書き土器や絵馬、皇朝錢、斎串などが出土しており、この場所において水辺の祭祀が行われていたことが明らかにされている。こうした行為は官衙周辺で行われる神祇祭祀にともなうもので、本例も同様のものと思われる。

もう一か所は、平成7年から平成14年にかけて行われた区画整理事業に伴う調査で発見されたもので、七堂伽藍跡の南東約250mに位置する北B遺跡地点で発見された旧河道からは、木簡や墨書き土器、皇朝錢、鉈、櫛、さらには漆紙文書などが出土している。前述した川津付近の状況に比べるとやや仏教的因素が受けられるが、いずれにせよ、こうした遺跡の存在は官衙域や寺院および周辺集落の様相を知る上で重要な事例となると思われる。

以上、遺跡群の概要を述べてきたが、今回の指定答申に際して本遺跡群が評価されている内容をみると、比較的限定された範囲において郡衙や郡寺さらには関連する施設が調査によって明らかになっており、全体像が把握しやすいとされている。また、成立から廃絶までの変遷を把握することができるという部分においても評価を頂いている。こうしたことから地方における官衙遺跡の構造や立地を知る上で重要な遺跡であるとされている。

	7世紀			8世紀			9世紀			10世紀		11世紀		
	前半	第3	第4	690~720	~740	~760	後葉	前葉	中葉	後葉	前半	後半	前半	後半
高座 正倉院 郡 館 堅穴建物						▲後期								
						移転								
							▲?							
				(瓦屋)										
寺城・区画 下寺 金堂 講堂 塔 佛堂 堅穴建物					据立柱塙	▲築地塙								
						▲縮小								
					據立	▲石石・目望								
					刺柱?	▲非瓦葺(信皮?)								▲?
津 郡 河道 堅穴建物														
				(土器量)										
集落 河道(祭祀) 堅穴建物				(土器量)										
備考														
	須恵器等生産開始													
	須恵器等盛行													
	須恵器等の成立													
	扁平丸底形態の在地產土器													
	扁平湖西窓「出瓦」													
	相模國府園丁監督 小田原市永保ノ北御美濃ノ印須恵器 小田原市吉久保木町(天平5年)													
	相模型壺の成立													
	相模型壺の縮小													
	延唇・實腹火山灰の普及													
	南多摩窯G59													
	相模國分尼寺金堂基壇出土土器 南多摩窯G37													
	厚木市宮の里遺跡「甲子」縄須恵器(G5)													
	相模型壺の終焉													
	10坪2通・ロクロ土師器への転換													
	ロクロ土師器中心													

第1表 下寺尾官衙遺跡群変遷試案 (20120714 田尾誠敏作成) (シンポジウム発表要旨から引用)

今後の保存活用と整備

下寺尾七堂伽藍跡には、今から57年前(昭和 32 年)に建てられた「七堂伽藍跡」の記念碑がある。発起人は地元有志 142 名で、揮毫を当時の神奈川県知事が行っていることから、当時の関心の高さを感じることができる。この記念碑の存在は、その後、この地が古代寺院であることを伝えるのに役立っており、地元では七堂伽藍跡の名前で親しまれている。その意味では、建碑に関わった方々の想いが伝わっていることになるのであろう。そして、建碑より 21 年たった時点で市史編纂事業にともなう確認調査が行われ、寺院としての考古学的な確証を得るに至り現在保存されている。また、高座郡衙は、高校建替工事に伴う調査で発見された遺跡であったが、その内容の重要性から、原因者である神奈川県は事業計画の見直しを図るという英断を下し、遺跡は現状保存されている。

一方、川津や関連施設ならびに祭祀場については、その大部分が開発工事のために現地における遺跡は消滅してしまっている。川津の存在は大変大きく、南関東では他に例を見ない。本遺跡群の一つの特長でもある川津が現状保存されなかつたことは大変残念である。当該市町村の担当者として関係者に保存についての働きかけができなかつたことについて責任を感じている。しかしながら、記録保存されたデーターを基に、今後類似例との比較研究を推進することで、消滅した遺跡への責任を果たしていく必要がある。

本遺跡群は、歴史遺産として茅ヶ崎市をはじめとして我が国の歴史を語る上で欠くことのできない素材であり、学校教育や生涯学習に役立てることはもとより、地域資産として、観光資源、景観資源などに利用しながら、まちづくりに活用していくことが必要である。また、本遺跡群の広がりは、茅ヶ崎市域のみならず寒川町にも及んでいることから、行政の枠を越え保存活用し全国発信を進めていくことも必要であろう。そのためには地域住民、行政、研究者などが一体となって取り組んでいくことが重要であると思われる。

おわりに

講座より15年を経て、本遺跡群は大きくその様子を明らかにしてきた。加えて保存に向けての動きも進んでいる。しかしながら、今回の史跡指定の動きは、遺跡群における保存活用の一つの通過点であり、今後さらなる調査研究を進めるとともに、その成果を踏まえながら保存活用整備を進め、遺跡を育てていく必要がある。本日の講座から15年先において、さらなる解明が進み保存継承が行われながら、地域資産として有効に活用され、多くの人に親しまれる遺跡となっていることを期待したい。

参考文献

香川・下寺尾遺跡群発掘調査団 2005『香川下寺尾遺跡群 北 B 地区・下寺尾地区・篠谷地区発掘調査報告書』

茅ヶ崎市教育委員会 2013『下寺尾官衙遺跡群の調査』茅ヶ崎市埋蔵文化財調査報告 40

財団法人かながわ考古学財団 2003『下寺尾西方 A 遺跡』かながわ考古学財団調査報告 157

財団法人かながわ考古学財団 2010『小出川河川改修事業関連遺跡群 III』かながわ考古学財団調査報告

橘樹郡衙跡について －橘樹郡衙の成立と終焉－

栗田 一生（川崎市教育委員会）

1. 遺跡の概要

橘樹郡衙跡は、神奈川県東部に位置する川崎市高津区千年に所在し、古代武藏国に所在した 21 郡の 1 つである橘樹郡の役所跡として知られている。橘樹郡衙跡は、西側に隣接し 7 世紀後半の創建の影向寺が所在する影向寺遺跡やその周辺に展開する遺跡とともに、橘樹官衙遺跡群を構成している（第 1・2 図）。

橘樹郡衙跡が所在する高津区千年及びその周辺は多摩丘陵が延びる舌状台地で、多摩川右岸から約 2.6km の距離を隔て、その中流域南岸の沖積低地を望む多摩丘陵の頂部、通称「伊勢山台」と呼称される平坦面に立地している。「伊勢山台」の丘陵頂部は標高 40～42 m の平坦面で、東西に広がり、北側の沖積低地との比高差は約 30 m を測るとともに、丘陵上からは、多摩川や矢上川の沖積低地を一望できる。

橘樹郡衙跡の調査は、1996（平成 8）年に宅地造成工事に伴い実施された千年伊勢山台北遺跡の調査に始まる（河合ほか 1998）。その調査で、東西に整然と並ぶ総柱建物群が発見され、橘樹郡衙の正倉群である可能性が高いと考えられたことから、遺跡の内容把握のため、川崎市教育委員会は橘樹郡衙推定地調査委員会を設置するとともに、1998（平成 10）年度から 2003（平成 15）年度まで確認調査を実施した。その結果、多数の総柱建物を含む、掘立柱建物が発見され、この遺跡が橘樹郡衙正倉院であることが判明した（川崎市教育委員会 2005・2014）。この成果を受け、遺跡の一部を公有地化して保存するとともに、川崎市重要史跡に指定した。しかし、近年、橘樹郡衙跡及びその周辺で開発が進行してきたことから、橘樹郡衙跡の重要性を考慮し、2012（平成 24）年度に、川崎市として橘樹郡衙跡を後世に残すべき非常に重要な遺跡であると位置づけ、追加で遺跡の公有地化を図るとともに、2013（平成 25）年度からは、国史跡指定に向けた取組を進めてきた。その結果、2014（平成 26）年 11 月 21 日に国の文化審議会から国史跡指定についての答申が出され、国史跡に指定される運びとなった。

本発表では、これまでの調査成果から明らかになってきた橘樹郡衙正倉院の構造や変遷を報告するとともに、その成立と終焉について検討してみたい。

2. 橘樹郡衙正倉院の変遷

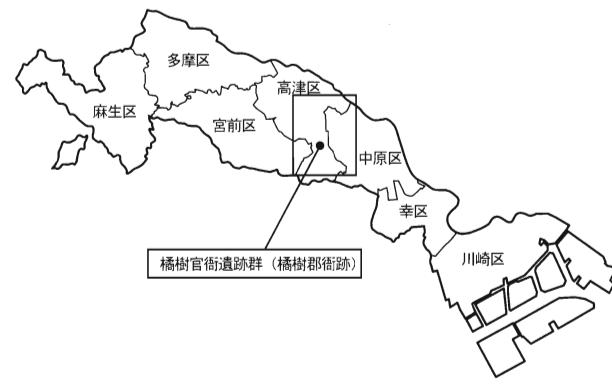
橘樹郡衙正倉院は、調査で検出された建物群の構造・性格などの検討結果を踏まえ、大きく 4 期の変遷を辿るものと推定される。

① I 期（第 3 図）

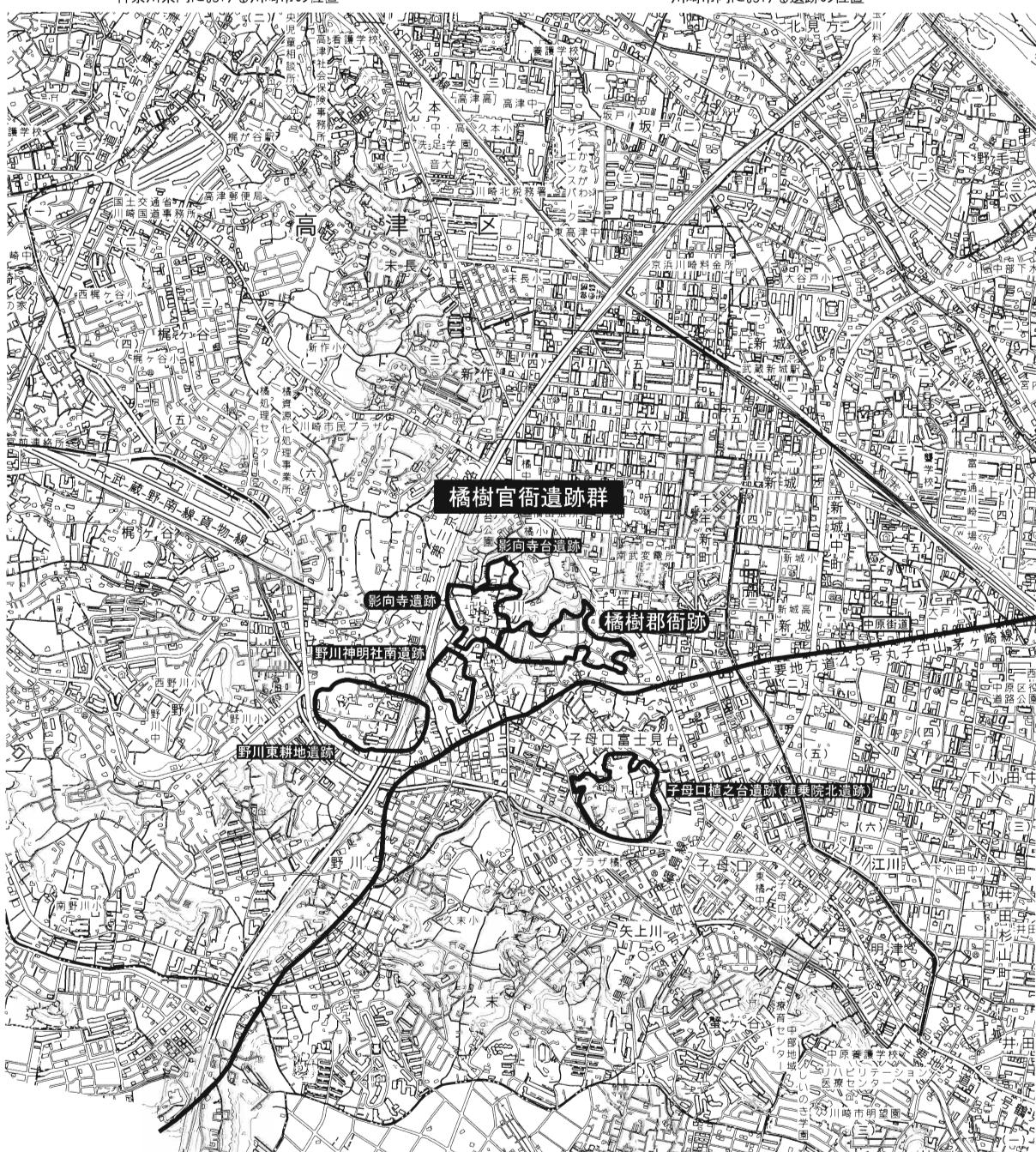
真北から 40 度ほど西に振れた主軸方位をとる壁建ち（大壁）建物 SB0071・SB0087 が設けられた段階である。影向寺の創建以前の 7 世紀後葉の時期にあたるとみられる。これらは、橘樹評衙の造営



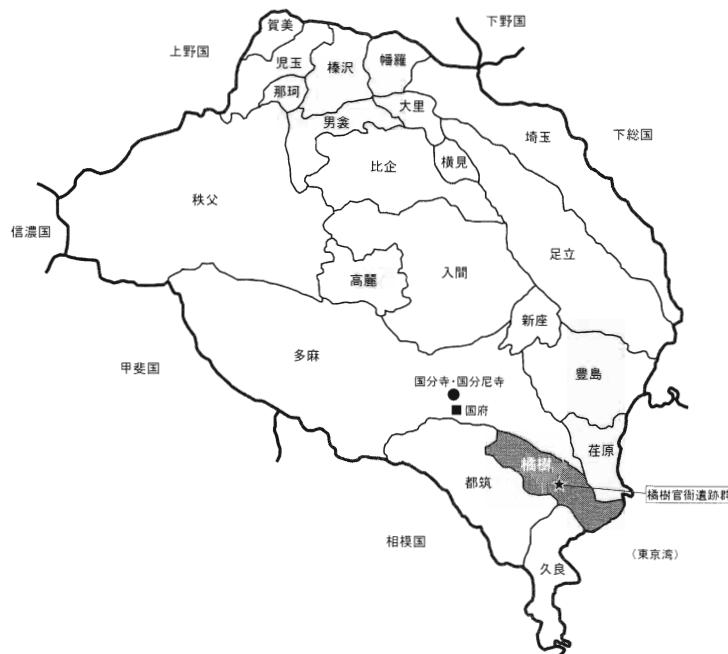
神奈川県内における川崎市の位置



川崎市内における遺跡の位置



第1図 橋樹郡衙跡及び橋樹官衙遺跡群の位置



第2図 武藏国21郡と橋樹郡

に関わる施設であった可能性があり、その造営事業に携わった渡来系有力氏族によって設けられたとみられる。その渡来系有力氏族としては、後に『続日本紀』に記載される飛鳥部吉志が挙げられる。この飛鳥部吉志は、先進的な技術を伴って橘花屯家の管掌者として派遣されてきた可能性が高く、この屯家の管理・支配を介して王権とつながっていた飛鳥部吉志が、橋樹評の立評にも深く関わり、評衛の造営にも参画していた蓋然性が高い。

壁建ち（大壁）建物が設けられた伊勢山台地区周辺には、7世紀前半以降

の集落は存在していないことから、橋樹評段階の正倉の造営にあたっては、こうした集落や豪族の住宅から外れた場所が選定されたと考えられる。こうした場所に、現地工事を指揮する渡来系技術者の拠点として壁建ち（大壁）建物が造営されたのである。現状では推測の域は出ないが、壁建ち（大壁）建物は、橋樹評衛の造営初期もしくはその前段階にあったことを示すものであるとともに、屯家から評への移行過程のあり方を探る手がかりとなる資料として重要である。



第3図 橋樹郡衙正倉院I期（7世紀後葉）

②Ⅱ期（第4図）

I期とは様相が一変し、主軸方位が真北から30度ほど西偏する総柱高床倉庫の倉SB0030・SB0031・SB0032・SB0085や側柱建物の屋SB0202・SB0316が建てられ、初期正倉群などが成立する7世紀後葉から8世紀前葉に至る時期である。正倉群の外周を囲む区画施設は確認されていない。

この初期正倉の倉4棟は、3×3間という正倉の典型的な平面形式をとる。この初期正倉群のうちSB0031・SB0032は東西方向の柱筋が揃っており、SB0030の西妻側とSB0031の東妻側、SB0030の東妻側とSB0031の西妻側の柱筋もほぼ揃っている。この点から、これら3棟は、品字形という他に類のない配置計画に従って造営された可能性がある。しかし、それぞれの基部構造などには違いがみられるので、順次増築されていった結果として品字形配置が生じたとみることもできる。また、SB0031・SB0032とその北側のSB0030との建物間距離は約4.2mと狭いので、併存していなかった可能性もある。この3棟の併存関係については課題も残る。

SB0085は、SB0031・SB0032とほぼ直線的に並んでおり、SB0031との建物間距離が22.5m(75尺)となっているので、これらと併存していた可能性が高い。ただし、SB0031・SB0032とは主軸方位も若干異なり柱筋も揃っていないので、造営時期には差があったと考えられる。

総柱高床倉庫群の西側には側柱建物SB0053・SB0054・SB0092・SB0093が並列している。これらの建物群は、初期正倉群を構成する屋とする案と、正倉の屋とは別の性格をもつ施設とみる案があり得る。総柱建物群と上記の側柱建物群との間を斜行する溝SD0056を同時期のものと推測すれば、両者を区画する施設と捉えることもでき、その場合、機能の異なる施設を区画していたと考えるのが自然で、側柱建物群は穎屋とは異なる施設であった蓋然性が高まる。ただし、この溝は北西部では



第4図 橋樹郡衙正倉院Ⅱ期（7世紀後葉～8世紀前葉）

SB0053 に近接していて両者が併存していなかった可能性も残る。

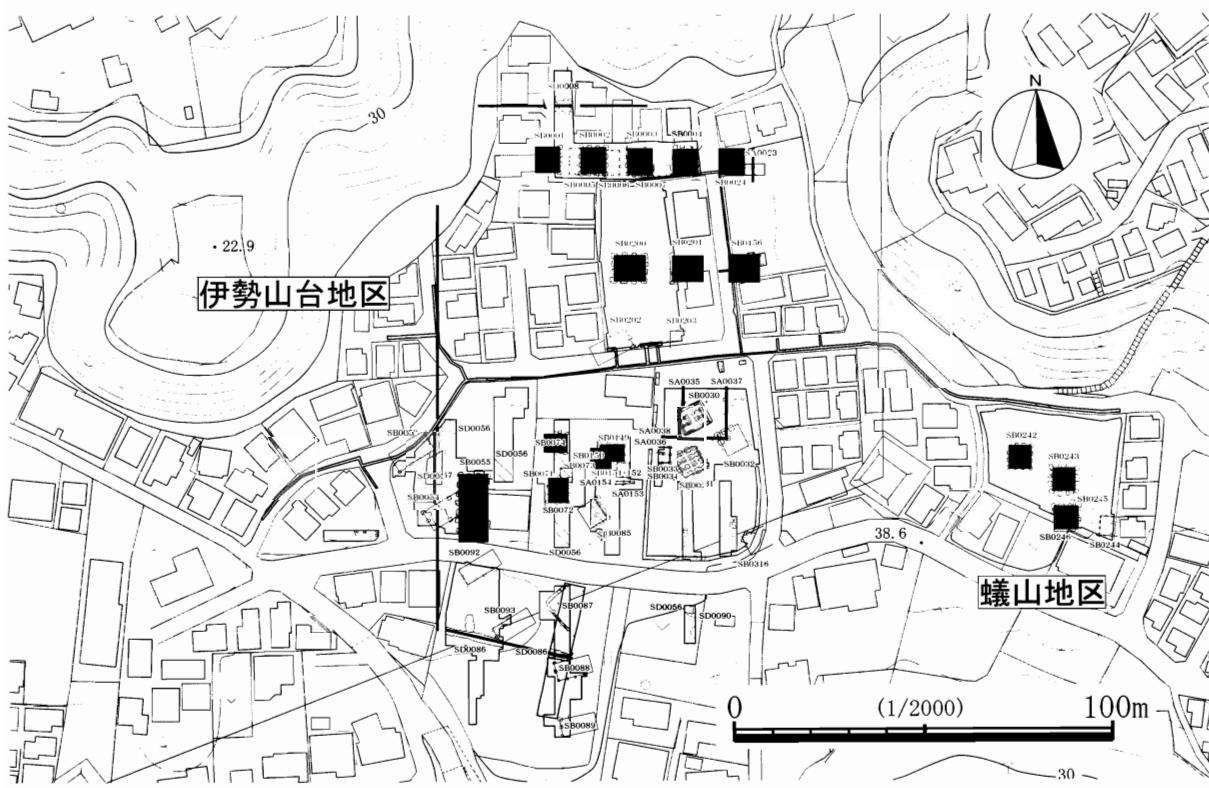
上記の 4 棟の側柱建物群の南側には、主軸方位が真北から 14 度ないし 8 度西偏する側柱建物 SB0088・SB0089 が確認されており、それらが造営された後に、同様の機能を有する施設として順次 増築されたものである可能性が高い。Ⅱ期にはこのように細かな変遷もあったと考えられ、今後の課題である。

③Ⅲ期（第 5 図）

初期正倉群やその西側の側柱建物群が撤去され、本格的な郡衙正倉院が成立し、拡充した段階で、8 世紀前葉から 8 世紀末葉に至る時期である。真北または真北よりやや東偏する主軸方位をとるようになり、建物配置も一変する。そして、正倉群の北辺・西辺・南辺は溝で囲まれ、正倉院が形成されていたとみられる。東辺の区画施設は未確認であるが、東群の分布範囲までを含めると、正倉院域は南北 150 m 程度、東西 200 m 程度の規模となり、初期正倉群より敷地面積が拡大する。

このⅡ期からⅢ期への変化は、701(大宝元) 年の「大税貯置」の勅、708(和銅元) 年の不動倉設置策、714(和銅 7) 年の租倉の等級制定などを契機とした稻穀貯積の本格化、真北方位をとる官衙施設の普及・整備、あるいは『続日本紀』の 734(天平 6) 年正月 18 日の勅による雑色官稻と正税との一体化などに対応したものであったと考えられる。

Ⅲ期の総柱高床倉庫はこれまでに 13 棟検出されている。これらは、北 1 群・北 2 群、東群、西群に分かれており、中央部に広い空閑地を設けたコの字形あるいはロの字形を基本とした配置計画に従って造営されたとみることができる。そして、中央西寄りには正倉管理棟あるいは穎屋と推定され



第 5 図 橘樹郡衙正倉院Ⅲ期（8世紀前葉～8世紀末葉）

る側柱建物が造営されている。

この郡衙正倉の造営開始時期には、北1群のSB0001の柱掘方が傾斜面に掘られているように、まだ斜面の落ち際など平坦に整地されていない場所もあった。しかし、北1群内のほかの倉の柱掘方は北に下がるような柱掘方底面レベルの差はみられないので、SB0001の立柱後、傾斜面に盛土し平坦に整地するという工程で造営が進められたと言える。したがって、SB0001はⅢ期でも早い段階に造営され、その後、北1群では東へと増築されていったものと推定でき、SB0004の造営時期が出土遺物から8世紀中葉以降に下ると推定されることも、その築造の順番と概ね合致する。

東群では、前述したように、初期正倉と同規格の倉SB0242・SB0243がある。これらは初期正倉の平面設計あるいは建物自体を引き継いで建てられた可能性が高い。すなわち、この2棟もⅢ期の早い時期に造営されたと推測される。また、この2棟の南隣のSB0245の造営時期が8世紀第2四半期以降に下ることから、東群では北から南へと増築されていったのであろう。SB0242・SB0243が直列配置をとらなかったのは、北東側の急斜面の地形に規制されたためと考えておきたい。

北2群は、平面積が50m²を超える規模で、他群より大型の倉で構成されている。一般に8世紀後半以降、倉の大型化傾向が見られること、北1群でも新しい時期に造営されたとみられる東端のSB0024は50m²を超えると推計できることを考慮すると、北2群の造営は他群より遅れて始まった可能性が高い。これらには建て替えや重複関係が見られないこと、また、次のIV期にはこの南側に総柱高床倉庫SB0203が造営されていることからみて、北2群はIV期の初めころまでは存続していた可能性が高いとみられる。おそらく、北1群の敷地が飽和状態に近づいたため、中央の空閑地を狭める形で、その南側に新たに北2群が北1群と併行する形で造営されるようになったのであろう。

④IV期（第6図）

規模の大きな正倉の新築や建て替えが行われなくなった段階である。9世紀初頭から中葉の時期である。Ⅲ期の正倉の一部も9世紀初頭までは存続していた可能性があるが、Ⅲ期のような大型の倉は造営されなくなり、正倉院は衰退し終焉を迎える。正倉院の外周区画溝も、SD0086の遺物出土状況からみて、Ⅲ期末には中層まで埋没していた可能性が高く、IV期には溝の機能が失われ埋まってしまったものと推測される。

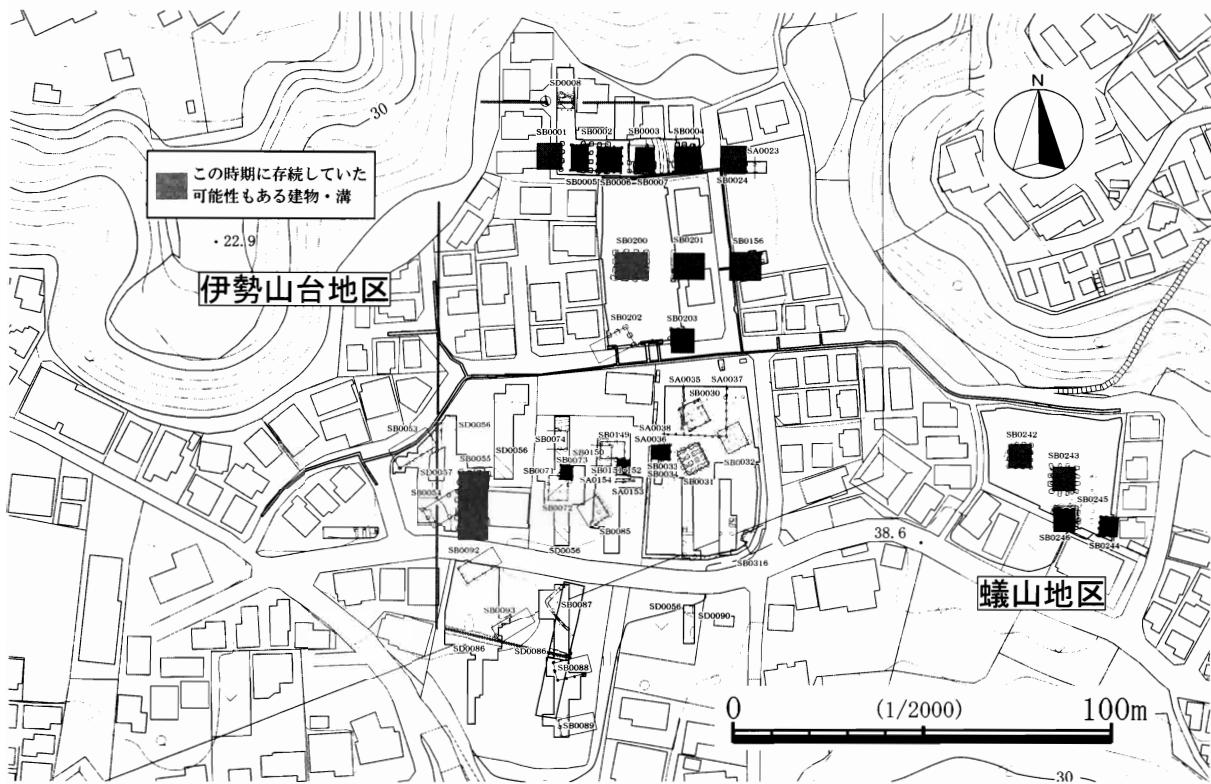
正倉院北部では、北1群のSB0002・SB0003の撤去後にSB0005・SB0006・SB0007が造営される。これら3棟の南側柱列あるいは南妻側柱列は、それ以前の北1群の南側柱列の筋を踏襲した位置にあるので、おそらく北1群のSB0024かSB0004がこの時期まで存続していて、建物配置の基準線が意識されていたのであろう。SB0006は3×3間の総柱高床倉庫であり、SB0002またはSB0003の後継の倉として造営されたとみてよい。SB0007はSB0003の位置を踏襲して建てられており、穎屋として利用されたとみられる。前身のSB0003も穎倉であった可能性がある。SB0005は柱筋の通りも悪く、柱掘方も不揃いであり、高床倉庫として機能したかは疑わしい。

北2群の南側にはSB0203が造営される。おそらく、北2群の倉はその段階まで残っており、その列にも敷地の空きが無かつたため、北2群のさらに南側に増築することになったと推測される。東群

では、SB0246 の背後の敷地を利用して、SB0244 が造営される。

中央やや西寄りには側柱建物や総柱建物が造営される。これらは小規模で柱筋の通りも悪い建物であり、官舎として造営されたとは言いがたい。すでに以前のような官舎を造営する労働力・建築技術・資材調達の体制はとられなくなつており、小規模な労働力の投下、あるいは集落の建物などの移築などによって、正倉院解体期の雑舎あるいは仮設的な収納庫として機能を果たしていたのであろう。

したがって、IV期は、小規模ながら倉の建て替えや新造によって正倉院としての機能をかうじて維持していた段階と、そうした機能がほとんど消滅する段階との2時期に区分できる可能性が高い。



第6図 橘樹郡衙正倉院IV期（9世紀初頭～9世紀中葉）

3. まとめ

①橘樹郡衙の造営

橘樹郡衙跡を含む橘樹官衙遺跡群は、古代の駅路に遡ると推定される中原街道に面し、矢上川や多摩川にも近いという、水陸交通の要衝に位置している。6世紀以降、この地を含む周辺地域は、古墳の分布等からも後の橘樹郡域を代表する有力氏族の本拠地であったと推測される。

また、橘樹郡衙跡では、初期正倉造営以前に建てられた壁建ち（大壁）建物が検出されており、渡来人に関わる建物として、関東地方では希有な発見例で貴重な資料である。さらに、この建物は橘樹評衙や影向寺の造営にあたる現地拠点として設けられた可能性が高く、渡来系有力氏族がその造営に大きく関わっていたことを示唆する資料としても重要である。橘樹郡には橘花屯家を管掌していたとみられる飛鳥部吉志が居住していたことが知られており、彼らと中央の王権との関わりの中で、7世紀後葉の段階に、この地に評衙と影向寺、そして郡衙が造営されたと考えられる。

②橘樹郡衙正倉院の終焉

全国各地で発見されている郡衙正倉院では、8世紀末以降にも大型の礎石建ちの倉や大型の屋が新造されたり、旧来の倉が建て替えられ、少なくとも9世紀前半代までは正倉院の機能が維持されていることが多い。これに対して、橘樹郡衙正倉院では、9世紀前葉には小型の倉庫への改築、小規模な倉の新造などがわずかに行われる程度で、いち早く解体過程を辿っている。一方、西側に隣接する影向寺は、出土瓦から9世紀後葉から10世紀初頭の時期にも補修が行われており、橘樹郡衙正倉院とは異なる状況が見られる。

では、橘樹郡衙正倉院はなぜ9世紀に入ると急速に衰退に向かったのか。その理由の一つとして正倉火災への防火対策が考えられる。8世紀中葉以降に全国各地で神火と呼ばれた正倉火災が多発していたため、国はその対策として、791（延暦10）年に、新造する倉庫はそれぞれ10丈（約30m）以上離して造営せよとの太政官符を出している。また、795（延暦14）年の太政官符では、郷ごと（後に複数の郷の中央）に正倉別院を置くこと、従来の不動倉は貯積していた不動穀を使い果たした段階で新院に移築することなどを命じている。しかし、橘樹郡衙が立地する丘陵は幅が狭く、平坦面が限られており、791（延暦10）年の官符どおり正倉を新造することが不可能であったことは明白である。そこで、橘樹郡では、795（延暦14）年の官符に従い、十分な空閑地を有する正倉別院を設けて正倉を新造することにしたため、当正倉院には旧来のような規模の正倉の新造や改築はなされなくなり、急速に衰退していったと推定することができる。ただし、他の郡衙正倉院では8世紀末以降も従来の正倉の姿を維持している例が多いので、この解釈だけでは解消しない問題も残る。

この正倉別院に関して、当正倉院から南東へ約600mに位置する蓮乗院北遺跡（子母口植之台遺跡）が注目される。子母口植之台遺跡は、北西から南東へと伸びる丘陵平坦面から一段下がり、矢上川左岸に広がる低地部から入り込む谷を囲むように広がる平坦面に立地しており、これまで11地点で調査が実施されている。そのうち、蓮乗院北遺跡は、その北東側の空間を確保できない丘陵斜面部に立地し、8世紀中葉～後葉と推定される総柱建物1棟と側柱建物2棟が検出されている。これらの建物は橘樹郡衙正倉建物に匹敵するものであり、橘樹郡衙正倉院を補完する正倉別院の機能を持った施設であったとみられる。こうした狭い場所もを利用して正倉別院とみられる施設が置かれていることは、橘樹郡では正倉別院が小規模なものも含め各地に存在していたことを示唆しているように思われる。郡衙正倉院でIV期には規模の大きな正倉が新造・改築されなくなる要因としては、III期段階からの正倉分散設置との関連も考慮する必要があろう。

しかし、これらの想定はあくまでも推論の域を出ず、9世紀前葉頃、橘樹郡衙のほとんどの機能が他所へ移転した可能性なども視野に入れつつ、今後も調査を進めていく必要がある。

【参考・引用文献】

河合英夫ほか 1998『千年伊勢山台北遺跡』 千年伊勢山台北遺跡発掘調査団

川崎市教育委員会 2005『武藏国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡 - 第1～8次発掘調査報告書 -』

川崎市教育委員会 2014『神奈川県川崎市 橘樹官衙遺跡群の調査－橘樹郡衙跡・影向寺遺跡総括報告書〔古代編〕』

石井系瓦窯から乗越瓦窯へ

横須賀市教育委員会 中三川 昇

1. 乗越瓦窯(乗越遺跡)について

(1) 乗越瓦窯の概要

- ・相模湾岸の海浜部に立地、相模川河口まで海路 23 km、河川遡航 17 kmで相模国分寺
- ・地下式有階有段登り窯 5 基(1 基は無階無段に改変して須恵器焼成)、ロストル式平窯 3 基
- ・珠文縁单弁五葉蓮華文軒瓦片出土(軒平瓦は未確認)
- ・平瓦 4 種(I 類=平行叩き、II 類=繩叩き+平行叩き、III 類=繩叩き、4 類=格子叩き)、丸瓦 2 種(I 類=平行叩き+ナデ、2 類=繩叩き+ナデ)、熨斗瓦・隅切り瓦等出土
基本的に相模国分僧寺創建期の瓦屋と位置付けられる
- ・2 号・5 号・6 号窯から須恵器出土(壺・高台付塊・無台塊・蓋・高盤・無台版ほか)
生産目的及び供給地は不明だが、国分寺建立の詔以後に生産品と考えられる

(2) 乗越瓦窯出現の前提

- ・乗越瓦窯以前に相模湾岸に瓦窯は未確認
- ・三浦半島中部の平作川流域に複数の瓦窯想定地(石井瓦・法塔瓦窯等)と初期寺院(宗元寺・深田廃寺)が存在=相模国東部における拠点的な瓦生産地域と予測される

2. 乗越瓦窯以前の寺院跡と瓦窯(含む推定地)について

(1) 宗元寺について

- ・三浦半島中部、平作川左岸の南面緩斜面他に立地、東側部分は明治期に旧横須賀中学校(現県立横須賀高校)建設により削平・消滅(御浦郡衙はこの付近に存在か?)
- ・赤星直忠による調査=瓦採集と瓦・礎石等の分布を記録→西安寺出土軒丸瓦との関連を指摘、南西に面する法隆寺式伽藍配置を想定→その他諸説あるも詳細不明
- ・創建期の交飾蓮華文軒丸瓦(石井系瓦)と西安寺出土瓦の同範関係が判明(河野 2000)
- ・出土瓦は石井系瓦→法塔系瓦→乗越瓦窯産瓦→公郷瓦窯産瓦、ほか
- ・宗元寺跡 E 地点の確認調査(現在整理作業中)
小規模な瓦溜を確認→近辺に瓦葺き建物が存在か?、多種多様な瓦が出土(平瓦・丸瓦片のみだが、石井系・法塔系・乗越瓦窯産・公郷瓦窯産瓦が混在)→一括出土資料による瓦分類が可能

(2) 石井遺跡(石井瓦窯想定地)出土の瓦と土師器・須恵器について

- ・標高 50m 前後の北向き緩斜面に立地、ローム層下に粘土層?、南側は丘陵斜面、西側に湧水地、基盤層は凝灰岩層
- ・赤星直忠が瓦片多数採集→「石井系瓦」=「女瓦は小札痕のあるものと、消すものがある。凸面はナデ、側面化粧は 2 面である。薄手と厚手のものがある。胎土は白色砂粒を含み、色調は焼成の良いものが赤褐色、軟質のものが灰褐色である。(河野 1990)」
- ・平成 4(1992)年の試掘調査で 7 世後葉~8 世紀前葉を中心とした竪穴建物 6 棟検出、須恵器壺・甕・長頸瓶、土師器壺・甕、瓦(三重弧文軒平瓦片、平瓦・丸瓦片等)出土→概報のみで詳細不明

(3) 法塔瓦窯想定地出土の瓦について

- ・赤星直忠が沖積低地にあった「法塔ベーカリー」周辺と東側尾根裾部付近から平瓦片・

丸瓦片等を採集(詳細な位置不明、以後瓦は採集されず)→「法塔系瓦」=「厚手のものが多くの胎土は長石粒・白色針状物質を含み、粘質で軟質なものが多い。女瓦には小札痕があるものとないものとがあり、凸面はナデているものが大半であるが縄目痕が残るものもある(河野 1990)」

(4) その他の遺跡の出土瓦について

- ・深田廃寺の出土瓦、公郷瓦窯の出土瓦

(4) 赤星博士採集の市博所蔵瓦ほかについて

- ・類似資料の共存→石井系瓦と宝塔系瓦は峻別できるのか?

→現時点では仮に石井系瓦として一括して細分するのが、より実態を示すのでは?

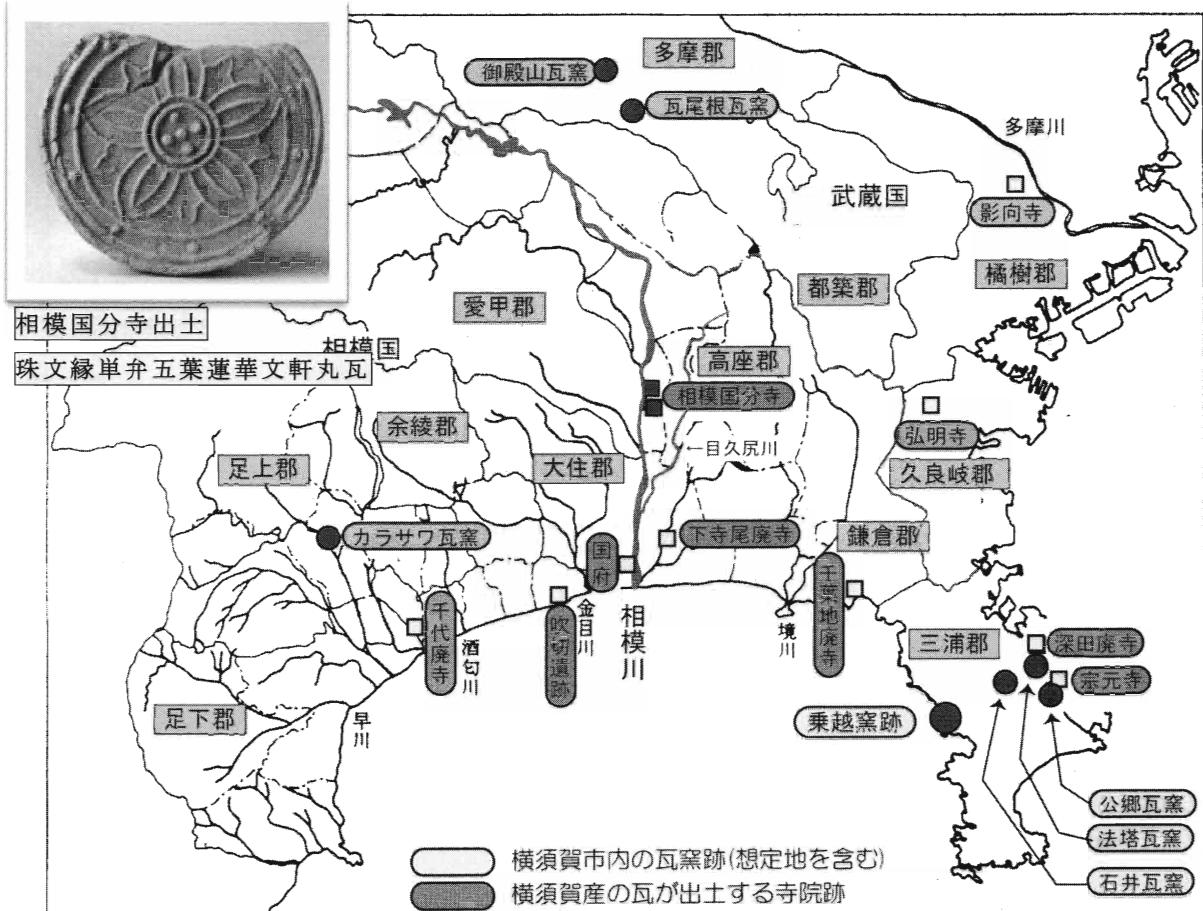
- ・宗元寺跡 E 地点確認調査出土瓦分類(製作技法・胎土・焼成他)結果から再検討可能

5.まとめ

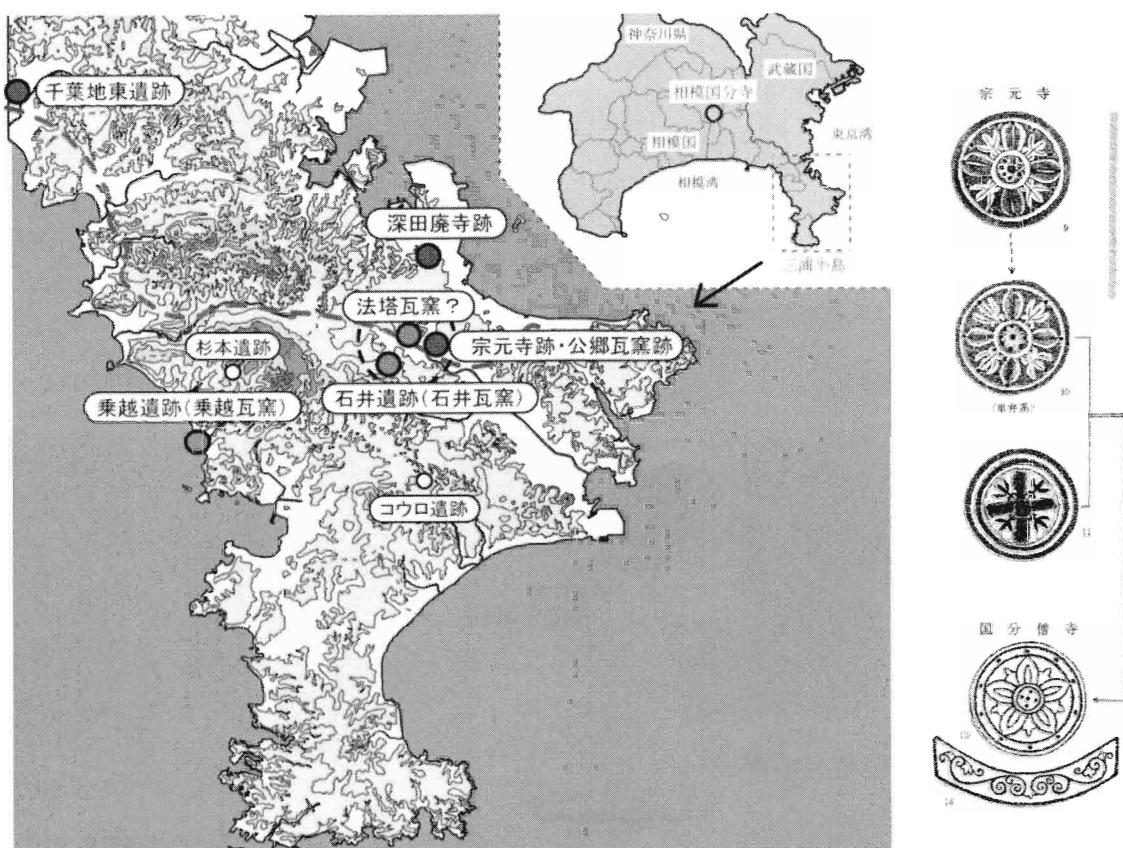
宗元寺を核とした石井系瓦の生産・供給体制から、全く立地を異にする乗越瓦窯で瓦生産・供給体制への変化にこそ、相模国における初期寺院から国分寺建立への体制変化の具体的様相が示されていると考えたい。乗越瓦窯では石井系瓦窯では確認されていない凸面平行叩きの導入や須恵器生産、平窯の導入など新たな試みが行われていると共に、交飾忍冬蓮華文軒に強く拘った宗元寺の軒丸瓦も、以後の瓦では交飾忍冬蓮華文軒な認められなくなる点も象徴的である。

(参考文献)

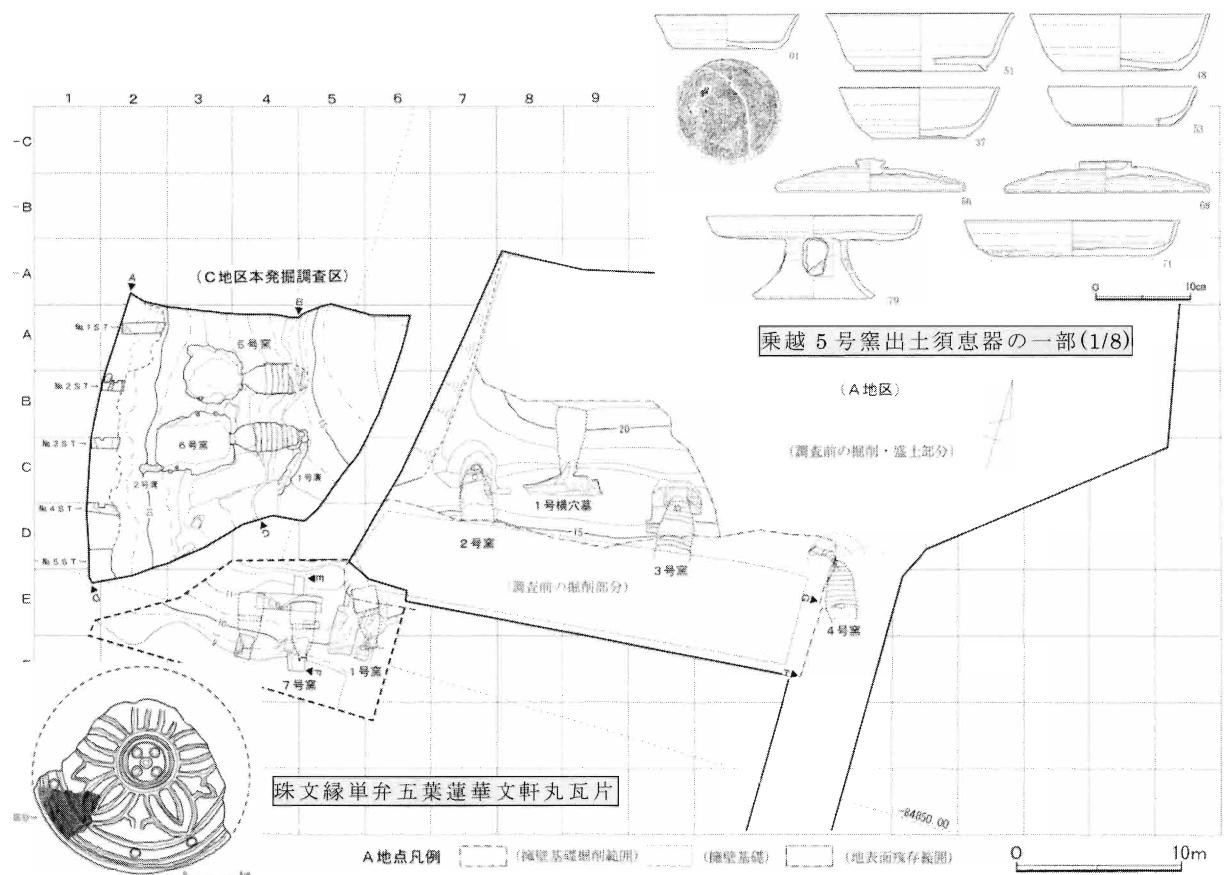
- 赤星直忠 1935 「相模宗元寺址」『神奈川県史蹟名勝天然紀念物調査報告』(3) 神奈川県
赤星直忠 1979 「宗元寺跡・「公郷瓦窯跡」『神奈川県史』資料編 20 考古資料
赤星直忠 1998 「公郷瓦窯址」『赤星直忠博士文化財資料館だより』第 7 号 赤星直忠博士文化財資料館
大塚真弘 1993 「石井遺跡」『横須賀市埋蔵文化財発掘調査概報集 II』横須賀市文化財調査報告書第 27 集
大塚真弘・稻村繁 1993 「宗元寺瓦窯址」『考古資料図録 III (衣笠地区 1)』横須賀市自然・人文博物館
大塚真弘・稻村繁 1994 「宗元寺出土遺物」『考古資料図録 IV (衣笠地区 2)』横須賀市自然・人文博物館
岡本孝之 2002 「相模宗元寺跡の復元伽藍」『地域考古学の展開』村田文夫先生還暦記念論文集刊行会
川上久夫編 2001a 『三浦半島の古代寺院 宗元寺 一宗元寺から曹源寺一』赤星直忠博士文化財資料館
川上久夫編 2001b 『宗元寺関係 赤星ノート』赤星直忠博士文化財資料館
軽部一一 1976 「横須賀市秋谷出土の古瓦」『横須賀考古学年報 19』横須賀考古学会
河野一也・国平健三 1988 「奈良時代寺院成立の一端について(I)」『神奈川考古』24 神奈川考古同人会
河野一也他 1990 「奈良時代寺院成立の一端について(II) - 相模宗元寺の古瓦について - 」『神奈川考古』(26)
河野一也 2000 「相模宗元寺の西安寺式鎧瓦について」『日本考古学協会第 66 回総会研究発表要旨』
國平健三 2010 「相模国にみる古代寺院の展開」『神奈川地地域史研究会会誌』第 27 号 神奈川地域史研究会
竹澤嘉範 1996 「横須賀市宗元寺跡出土の忍冬蓮華文瓦」『赤星直忠博士文化財資料館だより』第 1 号
竹沢嘉範 2000 「横須賀市宗元寺跡」『神奈川県考古学会 考古学講座 神奈川の古代寺院』神奈川県考古学会
中田 英 1991 「横須賀市公郷町 3-23, 24」『神奈川県遺跡範囲確認調査報告』(1) 神奈川県教育委員会
中三川昇 2007 『宗元寺跡 C・D 地点確認調査報告』横須賀市文化財調査報告書 第 44 集
中三川昇 2008 「宗元寺跡 E 地点」『埋蔵文化財発掘調査概報集 XVI』横須賀市文化財調査報告書 第 45 集
中三川昇 2010 「深田遺跡」『埋蔵文化財発掘調査概報集 XVIII』横須賀市文化財調査報告書 第 47 集
中三川昇 2012 『乗越遺跡』横須賀市文化財調査報告書 第 49 集
三舟隆之 2013 「一 相模・武藏南部における地方寺院の成立 - 宗元寺跡を中心として - 」『日本古代の王権と寺院』名著刊行会



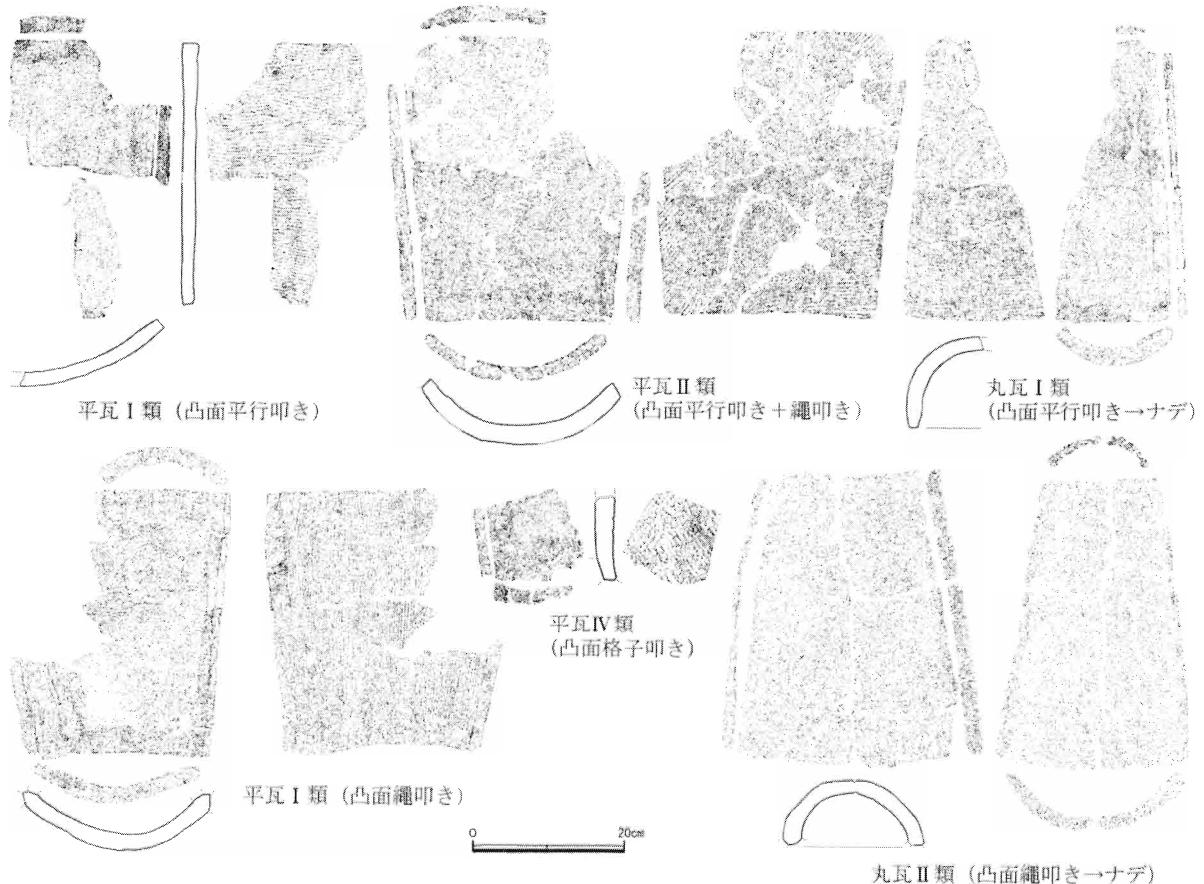
第1図 神奈川県内の主な古代寺院跡と瓦窯跡



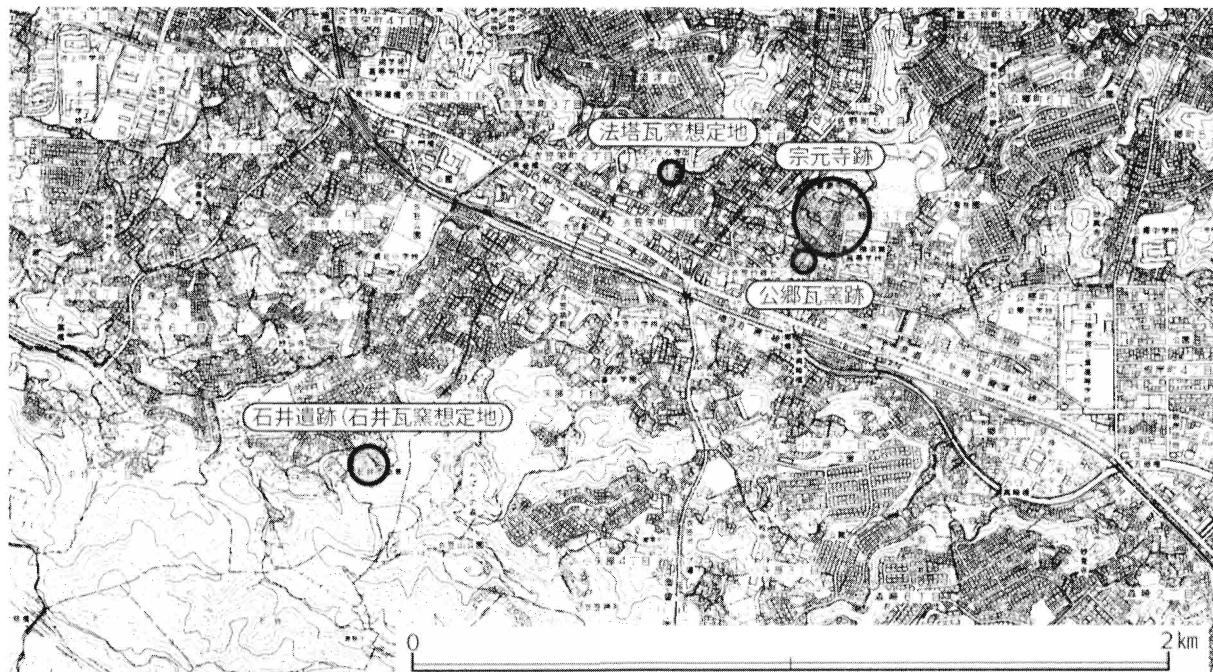
第2図 三浦半島の瓦窯と古代寺院跡 [1/200,000]



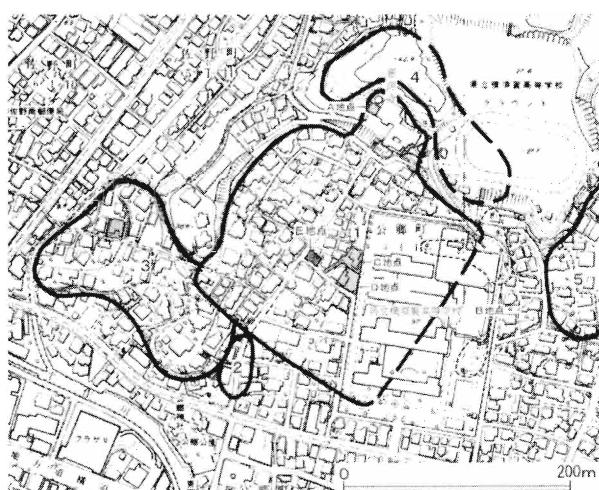
第3図 乘越遺調査区全体図（中三川他 2012 より一部改変して作成）



第4図 乘越遺跡出土瓦の一部（中三川他 2012 より一部改変して作成）



第5図 宗元寺跡～石井遺跡周辺地形図 [1:25,000]



第6図 宗元寺跡の主な調査地点 [17,000]

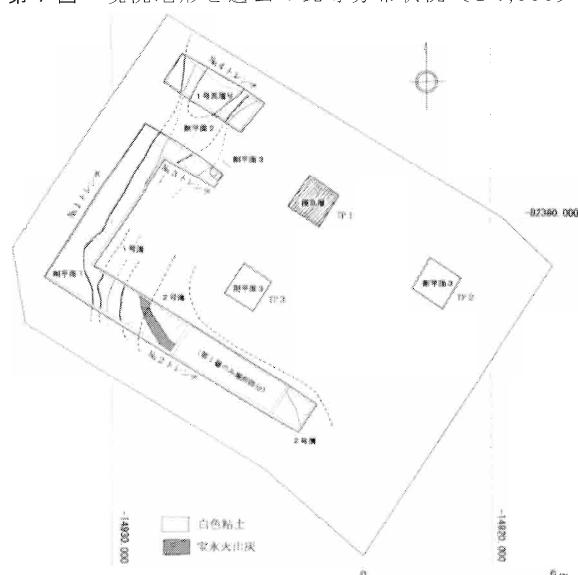


第7図 現況地形と過去の瓦等分布状況 [1:7,000]



第8図 宗元寺跡の旧地形と主な調査地点 [1:7,000]

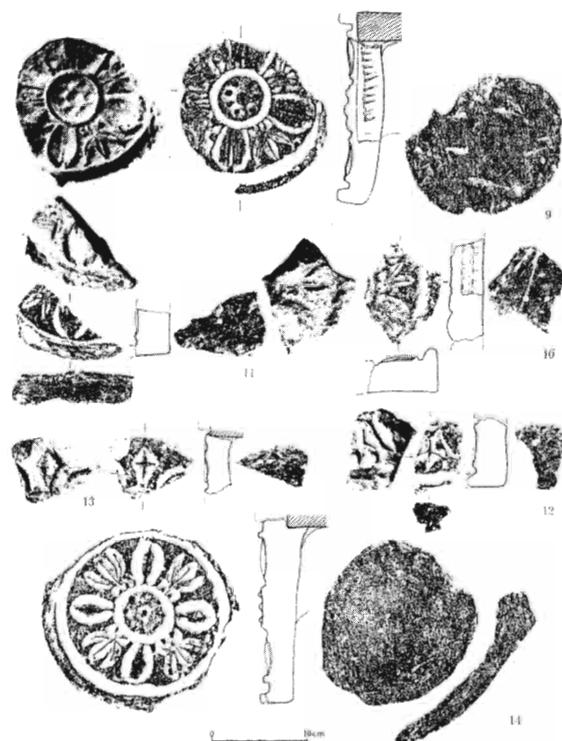
(原図は陸地測量部明治 41 年発行 1:20,000 地形図)



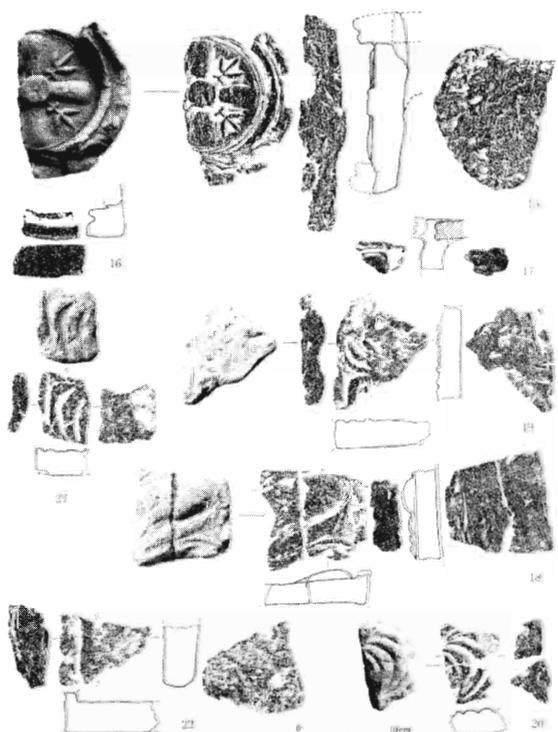
第9図 宗元寺跡 E 地点調査区全体図 [1:200]



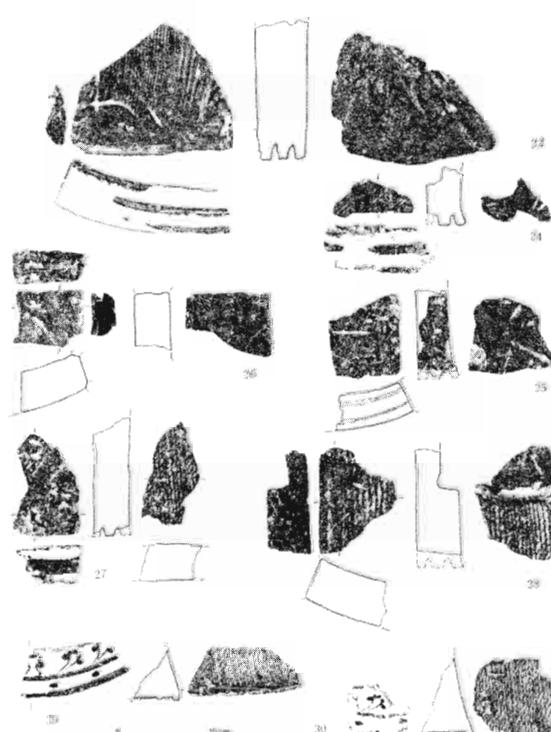
宗元寺跡出土のⅠ・Ⅱ類軒丸瓦(1) (齊藤寺・赤堀直博士文化財資料館蔵)



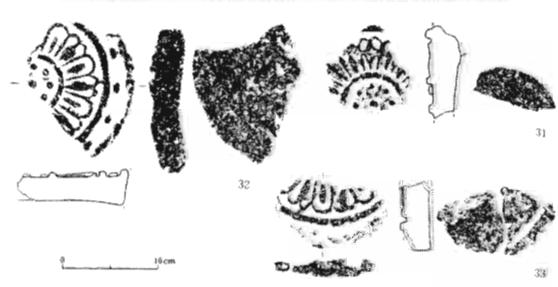
宗元寺跡出土のⅢ・Ⅳ類軒丸瓦(2) (赤堀直博士文化財資料館・独立行政法人高等専門学校蔵)



宗元寺跡出土のⅤ・Ⅵ類軒先瓦と雀瓦(1) (赤堀直博士文化財資料館蔵)



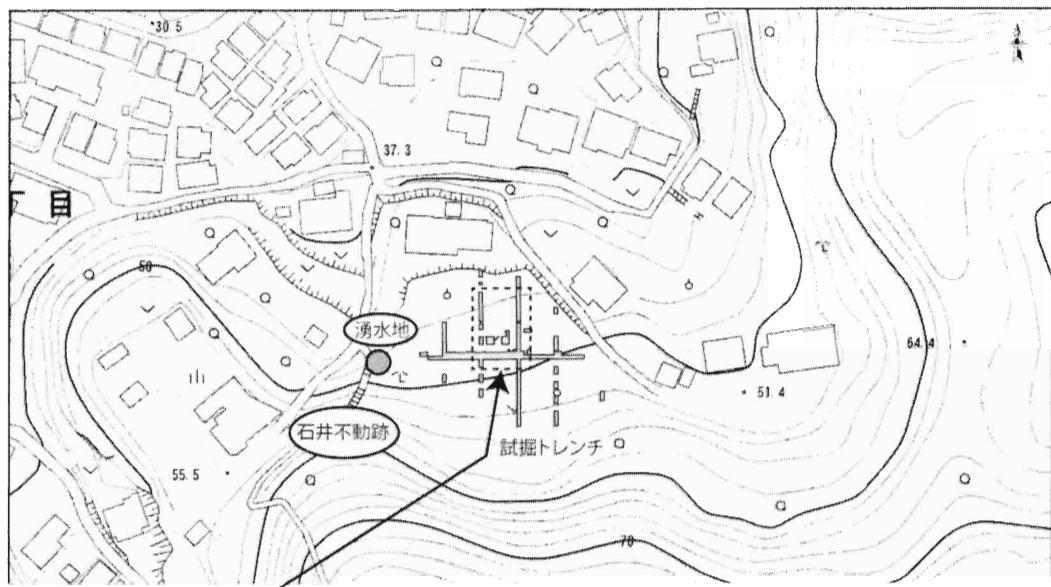
宗元寺跡出土のⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ類軒先瓦(2) (赤堀直博士文化財資料館蔵)



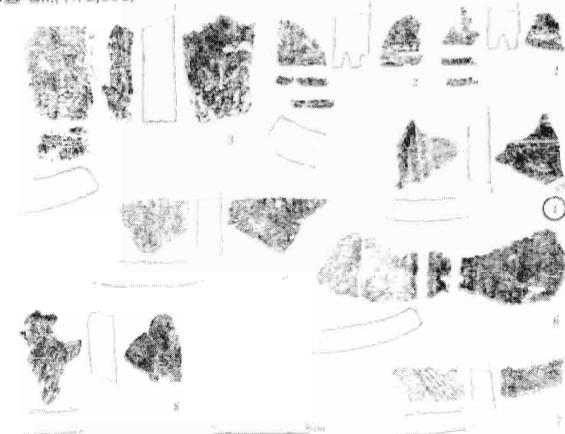
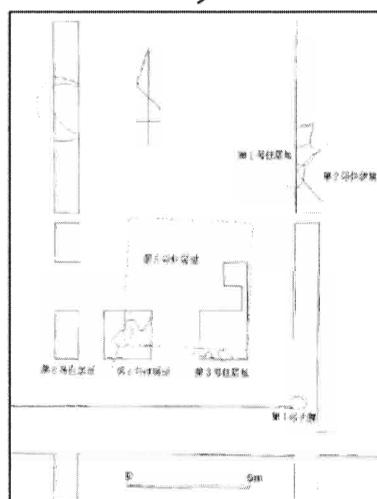
宗元寺跡出土の雞類軒丸瓦とⅤ類軒平瓦、Ⅴ (赤堀直博士文化財資料館蔵)

第10図 宗元寺跡の軒先瓦

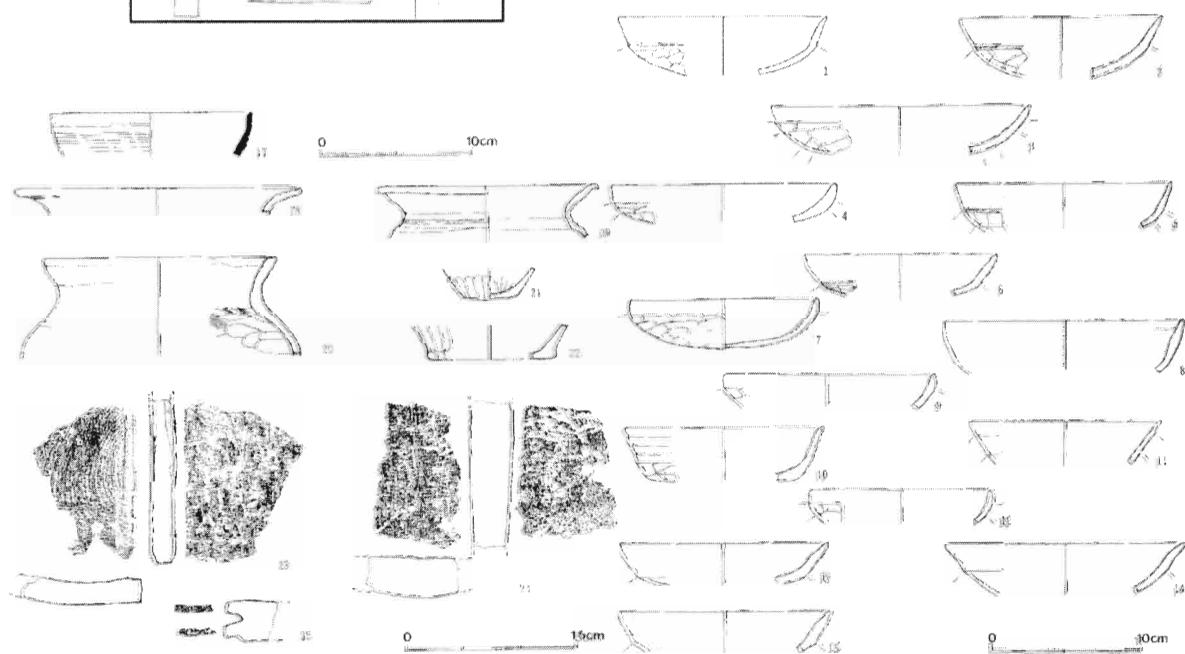
(國平 2010 より縮小、一部改変して掲載)



石井遺跡の調査地点(1/2,000)



石井遺跡採集瓦(國平2010より改変して転載)



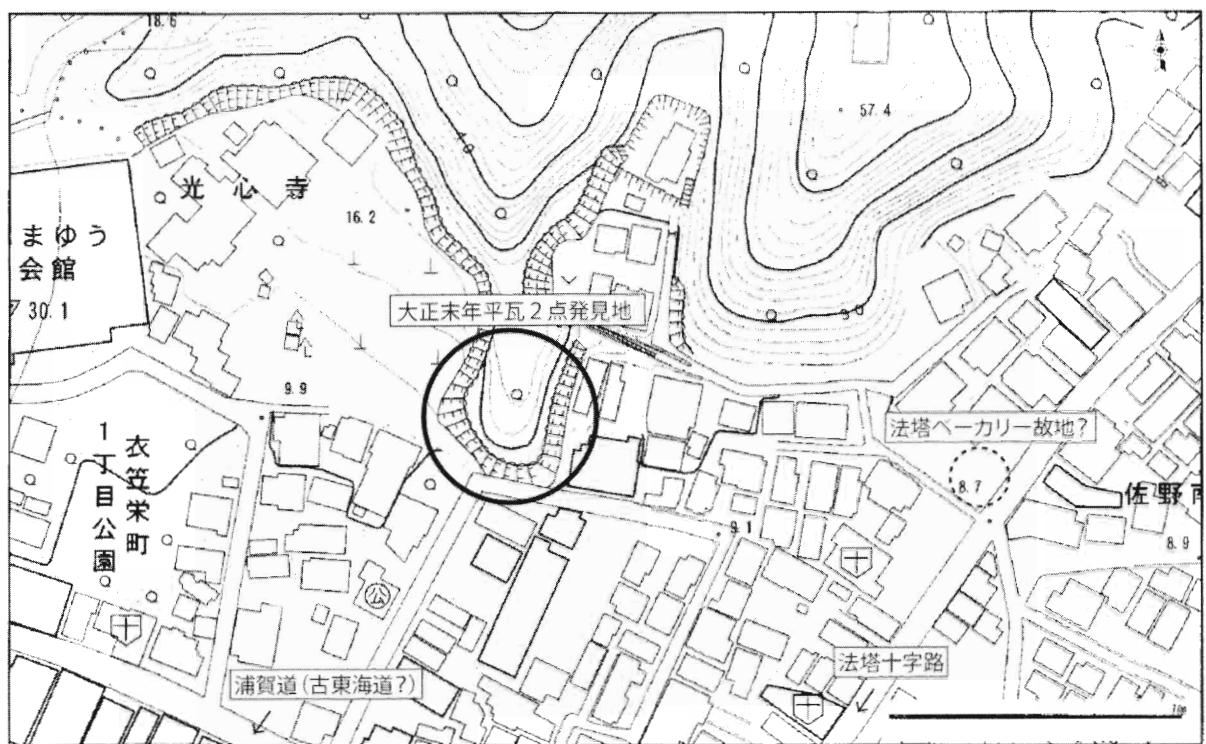
16. 18. 20. 22.~25. 3号グリッド 17. 15号グリッド 19. 20. 七号冲縄地
21. 新型グリッド 22. 1号五感地

1~5. 6号沖縄地 6. 3号沖縄地 7. 11号美濃地 8. 5号生糸地

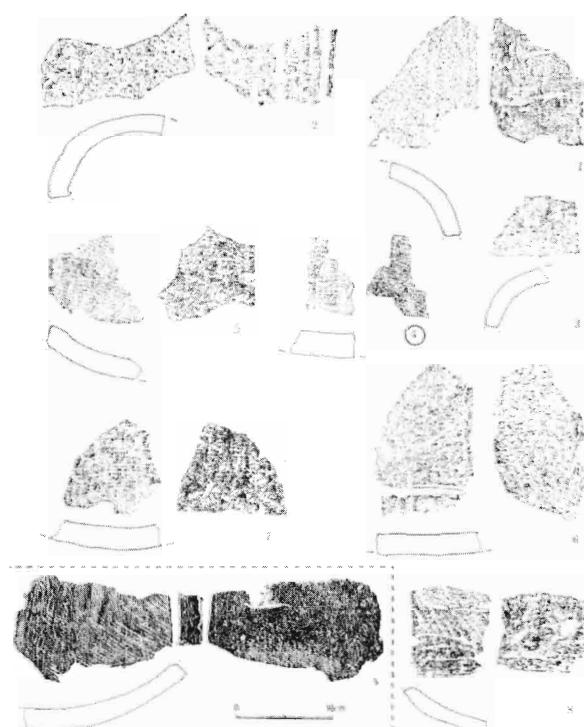
9~11. 4号生糸地 12. 13. 15. 16. 18号グリッド 14. 表面整理

石井遺跡の出土遺物(大塚1993より改変して転載)

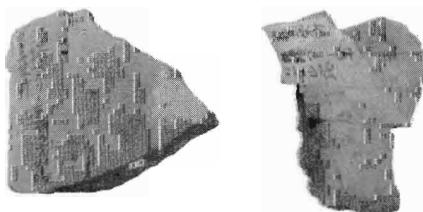
第11図 石井遺跡の調査地点と出土遺物



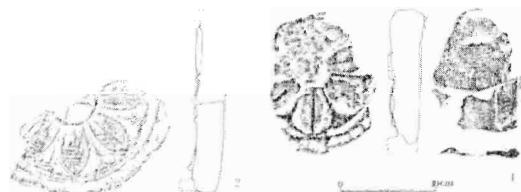
法塔瓦窯想定地付近地形図



法塔瓦窯想定地付近採集瓦(國平2010ほかより改変して転載)



採集地点明記の瓦片 2片



深田廃寺の軒丸瓦(國平2010より改変して転載)



深田廃寺の平瓦片(國平2010より改変して転載)

第12図 法塔瓦窯想定地と深田廃寺の出土瓦

相模国府跡について

—これまでの成果と課題 坪ノ内・林B遺跡の成果を踏まえて—

若林 勝司（平塚市教育委員会）

I これまでの経過

相模国府3遷説

相模国府2遷説

II 相模国府所在の手がかり

1. 考古学的な証拠の集積 —砂州・砂丘上の大規模な遺跡調査の展開—

① 中原上宿（厚木道遺跡）（昭和53・54年（1978・1979））国府域から西に約900m

「南口司」→「曹司」

後に曹司と判明。全国初発見の資料であった。

鉄製焼印「井」、「井」の墨書き土器、国府周辺で最大規模の井戸2基

② 厚木道遺跡第3地点1号土坑の10体以上の馬骨埋納（8世紀中葉～後半）。故意に殺馬して一時に埋納。大規模な祭祀又は饗宴か。

後に明石は国府の出先機関として、大住軍團を推定。

③ 四之宮下郷での調査成果（昭和54～57年（1979～1982））

「政所」「曹司（ぞうし）」「大住」「郡」等の墨書き土器が相模国で最多であること。

年代が9世紀中葉～10世紀前半であること。銅鋸・石鋸が相模国で最多。掘立柱建物跡がある地区は高林寺側に集中し、建物・溝・道路は真北に近いこと等から、小島弘義は「相模国府と深い関わりのある官衙遺跡の一つと判断」

④ 六ノ域遺跡第7地区の調査（昭和61年（1986））大型の区画溝 「国庁域」→中世の区画溝と判明

⑤ 国府の所在を示す墨書き群

稻荷前A遺跡第1地区 平成元年（1989）

1号竪穴住居跡 「国厨」3点、「国」「厨」4点、の墨書き土器（8世紀第3四半期）

3号竪穴住居跡 「大住厨」1点、「大厨」1点の墨書き土器（8世紀第2四半期）

遺構外「国厨」2点

稻荷前A遺跡第2地区 平成2年（1990）

2号竪穴住居跡 「大住」墨書き土器（9世紀後半）

稻荷前A遺跡第3地区

「国厨」1点、試掘で甲斐型土器底部「国厨」

稻荷前A遺跡第3地区 平成2年（1990）

1号掘立柱建物跡

「旧鼓一」(きゅうくきいち)の墨書土器甕(8世紀第2四半期～第3四半期)

『和名抄』「五味調和者也(するものなり)」

『延喜式』典薬寮の諸国進年雜薬に相模国・武藏国の産物。調味料、薬品

●径60m程の範囲からこれらの墨書等が出土。明石は相模国の「国厨家」と推定。大住国府比定地の有力根拠とした。

2. 優秀な出土品

① 七ノ域遺跡第2地区 平成3年(1991)

29号住居跡 大型鉄製錠前(長さ19.4cm)

覆土から出土していることから、住居跡に伴うものとは考えられない。建造物の扉の施錠と考えられる。藤沢市南鍛冶山遺跡の鍵と共に日本最大級

② 神明久保遺跡第3地区

錠前(牝金具) 銅製で、鍍金または鍍銀と考えられる。蟬の意匠。バネが上段・下段で2段。蟬の意匠は長安阿家村興化坊にあることから、中国の意匠を基に日本で作成。北野廃寺・薩摩国府で出土。

③ 稲荷前B遺跡第7地区

錠前(牝金具) 金銅製。断面六角形。表面が金色に輝く秀逸・華麗な錠前

④ 山王A遺跡第4地区

佐波理匙 1号掘立柱建物跡(桁行4間(10.1m)×梁行3間(6.5m))の東から2本目の柱穴出土。全長26cm。正倉院御物の木葉形タイプと形態・重さがほぼ一致。

永嶋正春氏の蛍光X線分析で、材質は銅に少量の錫・鉛を含み正倉院の匙と数値が一致。新羅国からの舶来品。

奈良薬師寺、福岡県福岡市三宅廃寺、鳥取県倉吉市大御堂廃寺、栃木県益子市星の宮ケカチ遺跡などから出土。下に敷かれていた須恵器片から8世紀代の所産と考えられる。

●これらの成果を踏まえ、平成4年(1992)の新聞発表『「佐波理匙」「国厨」「郡厨」墨書土器の発見』

⑤ 多量の銅鎔・石鎔

銅鎔は平塚市域27点(鉸具12点、鉈尾5点、巡方6点、丸軛4点、)県内の36パーセント(河合英夫氏による集成(2003))、石鎔は平塚市域62点(鉈尾7点、巡方27点、丸軛28点、)県内の47パーセント

⑥ 多量の皇朝十二錢

平塚市博物館市史編さん担当による集成(2002)

計25枚(和同開珎2、神功開寶4、隆平永寶4、富壽神寶5、承和昌寶1、饒益神寶6、貞觀永寶1、延喜通寶2)

⑦ 多量の灰釉・緑釉陶器の出土

平尾正幸（まさゆき）・尾野善裕（よしひろ）氏による湘南新道関連遺跡（II）の灰釉・緑釉陶器の検討（灰釉はII分冊でも16,000点、緑釉1,500点）。全国的にも稀な出土量。

市内出土の緑釉陶器数（2014年次点の報告書記載数）で、1,291点

⑧ このほかにも、小金銅仏、銅印、焼印等多種多様な出土遺物がある。

3. 古代東海道の発見

構之内遺跡第3地区の調査（平成6年（1994）

1号道路状遺構

幅9～11mの大型道路。築造は8世紀第3四半期以前。第4地点から更に西へ延び、東中原E遺跡第4地点へ延びることが確認された。更に、方向から過去の調査で西側に検出していた硬化面が延長にあることが確認され、山王A・B遺跡へ延びる。約1kmは確認していることになる。幅9メートル以上から、古代東海道の可能性が強いと考えられている。ただし、構之内遺跡で、やや西北西に屈曲することから、海岸線にあるとされる小総駅へ向かわないなどとする、疑問も提出されている。

4. 壺穴住居跡等の遺構密度の卓越

相模国府域→明石 新による設定（明石 1995）

隣接する15の遺跡からなる長方形の地割。総面積1,122,000m²。方八丁の方形方格地割でない。

●大住郡域と相模国府域の壺穴建物、掘立柱建物跡の数量比較から国府域の遺構密度の卓越性を示した。8世紀前葉の壺穴建物の卓越は、相模国府造営に関するものとした。

4. 国庁の発見

① 2004～2005年の湘南新道遺跡群の発掘調査

六ノ域・坪ノ内遺跡での大型長方形建物の発見。東西に並列する（80mの距離）南北棟建物

国庁の脇殿と推定。8世紀第2四半期～9世紀

●以上の成果を踏まえて、平成18年（2006）『ふるさと歴史シンポジウム 復原！古代都市平塚～相模国府を探る～』が開催される。

国庁域については、

② 平成21年（2009）『湘南新道関連遺跡IV』（かながわ考古学財団）の刊行

1段階（8世紀初頭） 壺穴住居を撤去、広大な空間を確保。西棟等の建設

2段階（8世紀中葉） 国庁諸施設の建設。片廂の脇殿を並立。掘立柱塀を建設

3段階（8世紀後葉） 両廂脇殿へ建て替え。掘立柱塀を撤去

（9世紀前葉） 終焉。壺穴住居多数。「国厨」4点？墨書き土器→「国厨」出土の稻荷前

A遺跡から南西750m

（10世紀末～11世紀中葉） 周辺に大型鍛冶工房

III 坪ノ内遺跡第5地点の調査成果

平成5年（1993）に調査。平成25年（2013）に報告書刊行

国庁域（東側大型掘立柱建物跡）の南東100m程の位置

遺跡の南面は相模川に削られる砂州・砂丘上。

相模川の氾濫はしばしば起こった。

例として長善寺（東八幡一丁目）はかつて相模川の川辺にあったが、天文 19 年（1550）の洪水で流出『新編相模国風土記稿』

これまで大型倉庫とされていた掘立柱建物跡の再検討

① 遺跡の内容

竪穴住居跡 3軒、掘立柱建物跡 3棟、溝状遺構 5条、井戸址 1基、配石遺構 2基、不明遺構 2基、ピット 44基

8世紀前半～中葉

竪穴式住居や井戸が造られる → 鍛冶工房施設を伴う羽口、転用砥石、釘や鉄滓など鍛冶に伴う遺物が多数出土

坪ノ内遺跡第 7 地点（湘南新道）NH26 住と稼働時期が重複

国庁（坪ノ内第 7 地点）の諸施設を建設するために利用された鍛冶工房施設の一つ

その後 SB02（桁行 3間(9m) × 梁行 3間 (6m)）・SB03 が構築

9世紀中葉

溝 SD01・02 が構築される。東西・南北方向に直角に交わる溝。区画溝か。

9世紀後半～10世紀前半

溝を埋めて、5間×2間の総柱、2面廂が付く掘立柱建物（SB01）が建てられる。

溝の覆土は水平堆積で、硬く締まり、版築状に突き固めている。

10世紀後半～11世紀前半

「保」、「大夫」の文字を刻んだ土師器壙を使用し、祭祀が行われる。

② 遺跡の再検討

SB01 は 2面廂の付く大型の総柱掘立柱建物跡。身舎（桁行 5間（11.75m）×梁行 2間（5.21m））、2面廂の可能性。→中間の P8・11 は浅く、束柱と考えられる。

正面に配石（SH01・02）があり、本来は正面を石敷きとしたものと考えられる。

柱穴下に礎石（地下式礎石）のあるものや、柱穴上に根石？のあるもの（P7）もある。

柱穴覆土は粘土を用いて埋めているものが多く、粘土を突き固めたように締まるものがある。→ 磈石建物があったか？

直上に炭化物・焼土を含む土層や、柱穴覆土（粘土中にも）に焼土・炭化物を含むものが多い。
→建物が火災にあった？

付近の出土遺物に良好な遺物が多い。緑釉陶器、鎔帶（銅鎔丸鞘、石鎔巡方）、硯、星形鉢。星形鉢は函類などの飾り鉢か。

祭祀遺構のヘラ書土器→祭祀用の特注品？

「保」…たもつ、もつ、そだてやしなう、まもる、やすんずる（吉祥句？）「大夫」…役職。一位以下五位以上の有位者を総じて大夫といった。のち五位だけに用い「たいふ」「たゆう」と呼んだ。

●これらのことと総合すると、かなり格式の高い建物と考えられる。→国司の館？

相模国は上国で、官位相当で国司（守）は従五位→「大夫」と符合

時期は10世紀後半～11世紀前半？

建物は火災にあっている可能性がある。

文献上、平安時代後期の歌人・相模は相模守、夫・大江公資（きんより・きんすけ）と共に相模へ随行。1020～1024年

歌集「相模集」に「ある年、館の焼けにしかば・・」とある。

1020～1024年の間に国司・守の館が焼失。

焼失後に、国司（周辺の人々）の発注で、土器を作り祭祀を行う。

土器の年代を11世紀第一四半期とすると一致する→問題点として、相模型終末の土師器壊の年代を下げるのか。

これまで、高林寺遺跡（高林寺）を国司館とする見解もあったが、修正が必要か。

IV 林B遺跡第2地点の再検討

昭和62年（1987）に調査

① 遺跡の内容

竪穴住居跡 2軒 SI02（7世紀後半）、溝状遺構 5条（7世紀後半～11世紀前葉）、

井戸跡 1基（？）、性格不明遺構 1基（10世紀前葉）

3号住居跡から大量の緑釉陶器が一括出土

住居跡の覆土から床下へかけて出土。住居跡に伴うものは不明

復元されたもの（椀58、皿21、瓶2）、その他小破片ビニール袋1袋

緑釉陶器はほぼ同じ大きさのもので、二次的被熱を受けており、体部に他の陶器が付着しているものや、底部に他の陶器の底部痕跡のあるものがある。→器種ごとに重ねて保管していたものが火災にあった。

② 遺跡の再検討

緑釉陶器はすべて猿投窯産で、9世紀後半（第三四半期～第四四半期）のもの

平尾正幸（まさゆき）・尾野善裕（よしひろ）氏による湘南新道関連遺跡（II）の緑釉陶器の検討。

1,500点の産地推定を行った。相模国は全国的にも、京都や大宰府等に次いで出土量が多い。

国司となった嵯峨源氏との関係を推定している。

林B遺跡のような出土例は全国的にもない。→火災に特殊な状況があった可能性もある。

9世紀後半の災害？

『日本三代実録』

元慶2年（878）9月29日辛酉「夜。地震。」是日。関東諸国地大震裂。相模武藏特為尤甚。其後五六日。震動未止。公私屋舍一無全者。」

想像を逞しくするとこの元慶地震で被災した緑釉陶器ではないか。→使用・廃棄された年代を特定できる可能性。

地震時の相模国司

源至（元慶元年〈877年〉4月1日 - 元慶5年〈881年〉2月5日）正五位下

（權守）在原業平（元慶2年〈878年〉1月11日 - 元慶3年〈879年〉10月）従四位上

遺跡の評価としては、林B遺跡周辺に国司の倉庫があったと思われる。→荷揚げ場の津も近くにあった？

V 結語

相模国府の研究は、2006年の『ふるさと歴史シンポジウム 復原！古代都市平塚～相模国府を探る～』でほぼ、終焉した観を持っていた。近年の国府周辺は、大規模な発掘調査も少なく、最新の成果も望み難いものと考えていた。しかし、20年以上前の発掘調査である、坪ノ内遺跡の報告書刊行は、まだまだ相模国府域に調査・研究の余地が残されていることを改めて実感させてくれるものとなった。現在もかながわ考古学財団等による湘南新道の発掘調査も継続されている。今回の趣旨は、これまでの相模国府の調査の歩みというよりも、坪ノ内遺跡第5地点周辺が国司館である可能性の提示と、林B遺跡出土緑釉陶器の再検討であった。相模国府の研究の歩みについては、『平塚市史』等で、岡本孝之氏等の研究があり、多くの先学の研究、多量の文献があり、とても一々論じきれるものではない。今回の検討は、空想・妄想に近いものがあるが、不思議に文献と考古学資料が一致できそうなものがあり、この場をお借りして披瀝した次第である。

引用・参考文献

明石 新 1995 「発掘から見た相模国府」『国史学 第156号』

明石 新 1998 「大住郡域の集落の様相（上）」『列島の考古学』

明石 新・若林勝司 2000 「平塚市四之宮所在の「下ノ郷廃寺跡」の再検討」『考古学論叢神奈河第8集』

平塚市博物館市史編さん担当 2003 『平塚市史11下 別編考古(2)』

かながわ考古学財団 2009 『湘南新道関連遺跡II 大会原遺跡 六ノ域遺跡』

かながわ考古学財団 2009 『湘南新道関連遺跡IV 坪ノ内遺跡 六ノ域遺跡』

平塚市教育委員会 2013 『坪ノ内遺跡第5地点』

平塚市教育委員会 1988 『平塚市埋蔵文化財緊急調査報告書1』「林B遺跡」

鳥養直樹 2004 『足柄の里の古代的世界』夢工房

ふるさと歴史シンポジウム実行委員会 2006 『ふるさと歴史シンポジウム 復原！古代都市平塚～相模国府を探る～』

ブリタニカ国際大百科事典 その他文献は割愛する。

参考 10世紀後半～11世紀前半の相模国司

藤原安親（安和元年〈968年〉10月19日 - 天禄3年〈972年〉1月24日）従四位下

（権守）藤原忠輔（天延元年〈973年〉11月28日 - 貞元元年〈976年〉6月16日）従五位下

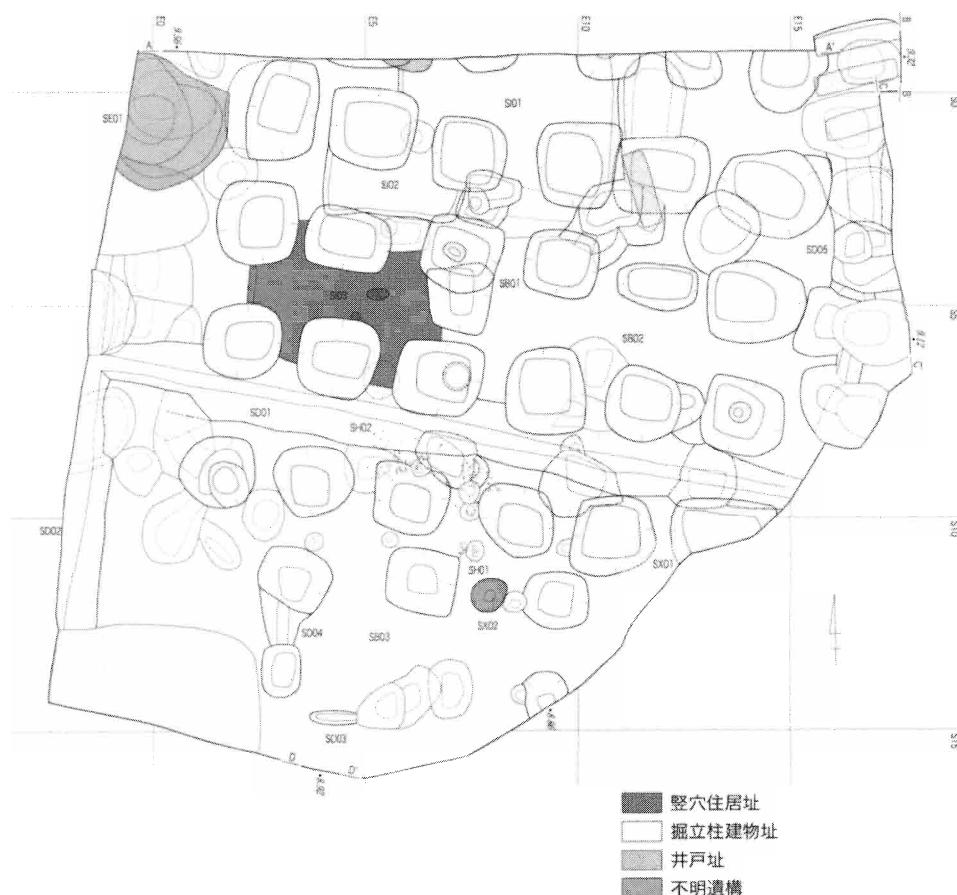
（権守）源重之（貞元元年〈976年〉7月 - ）従五位下

平倫範（長徳2年〈996年〉1月 - ）従五位下

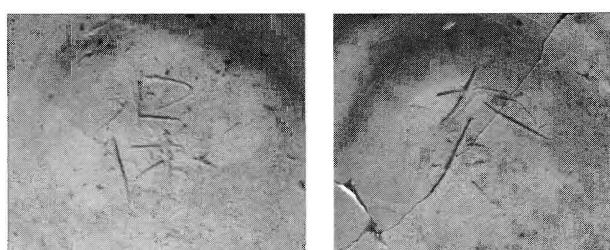
平孝義（寛弘5年〈1008年〉7月28日 - ）

大江公資（寛仁4年〈1020年〉 - 万寿元年〈1024年〉）（相模・遠江の守を経て従四位下）

源頼義（長元9年〈1036年〉10月14日 - ）



坪ノ内遺跡第5地点全体図



「保」「大夫」のヘラ書文字

「相模国府」をめぐる年表

大化元年(645)	乙巳の変(大化改新)
天武 4 年(675)	高倉郡の女が三つ子を産む(相模国の初見『日本書紀』)
12~14年(683~685)	諸国の国場を定める → 七道制・令制国の確定→相模国の確立
持統 6 年(692)	御浦郡より赤鳥献上(相模国司の初見→布勢朝臣色布智)
7世紀末~8世紀初頭	千代庵寺創建・下曾我遺跡(小田原)／下寺尾廃寺創建・西方A遺跡=高倉郡家(茅ヶ崎)
大宝元年(701)	大宝令施行 → 評制から郡制へ
天平 5 年(733)	宮久保・今小路西木簡 8世紀前半 湘南新道関連遺跡の麻付大型掘立柱建物(平塚) 「相模國封戸租交易帳」作成
7年(735)	國司館の改修を図面による申請とする(『類聚三代格』)→國司館の固定→國衙区画の確定?
10年(738)	國分寺建立詔
13年(741)	相模國守寺(海老名)建立 8世紀第Ⅲ四半期 稲荷前A遺跡の「国厨」墨書き器(平塚)
8世紀中~	武藏國の東海道編入 → 相模国内の駆路の変更(相模国府と武藏国府が東海道で直結)
宝亀 2 年(771)	相模國の駆械を遠路を理由に停止する(この頃?)、相模國が中國から遠隔に転じる)
延慶11年(792)	富士山噴火、東海道は足柄路が灰に埋まり、官模路で代用する(翌年復旧)
21年(802)	弘仁 9 年(818) 東国大地震 弘仁10年(819) 相模國分寺が炎上
承和 2 年(835)	鮎河(相模川)に浮橋を作る 大住郡大領壬生直広が窮民の税を代納、戸口を増益し、仮に外從五位下となる(10年正式叙位)
7年(840)	高座郡大領壬生直黒が窮民の税を代納、戸口を増益し、外從五位下となる
8年(841)	漢河寺(下寺尾廃寺?)を相模國分尼寺とする(元慶五年881に旧に戻す)
貞觀15年(873)	東国大地震「公私屋舎一無全者」、國分寺倒壊・火災 → 相模国府被災
元慶 2 年(878)	この頃、國府は【大住郡】=平塚にある(二十巻本『和名類聚抄』二巻・三巻本『色葉字類抄』)
9世紀末~10世紀前半	昌泰 2 年(899) 足柄坂に闇を設ける(厩馬の党的騒乱)
承平 5 年(935)	平将門の乱(~940)、相模国にも及ぶ
天慶 3 年(940)	相模國分寺や定額寺(漢河寺?)の仏像が流汗する
寛仁 4 年(1020)	『更級日記』作者が相模国を通り帰京、前後して歌人相模が相模国に下向
治安 3 年(1023)頃	相模国司(大江公實/相模の天)の館が火事になる(相模集) → 相模国府被災?
保元 3 年(1158)	「相模國旧國府別別宮」(石清水文書)、「旧國府」→大住国府、別宮→平塚八幡宮
治承 4 年(1180)	源頼朝が国府(大磯)で富士川合戦の論功行賞を行う
平安末~鎌倉初期	この頃、國府は【余縫郡】=大磯にある(十巻本『伊呂波字類抄』)
江戸末期	高座国府=海老名 説の提唱(『新編相模國風土記稿』1841)
~明治期	⇒ 国府三邊説 A(高座→大住→余縫)の提唱
大正~昭和初期	大住国府=伊勢原 説と【大住国府=平塚】説の対峙 ⇒ 国府二邊説の提唱
1950~70代	相模國分寺の所在と創建期をめぐる論争 ⇒ 白鳳寺院の國分寺転用説
1960	千代庵寺・下曾我遺跡の発掘調査 ⇒ 足柄国府=小田原説
1965~67	下曾我木簡出土 → 三邊説 B(足柄→大住→余縫/千代庵寺初期國分寺説)
1980代	相模國分寺の発掘調査 ⇒ 泰良中葉以降創建(転用國分寺説の否定)
	平塚の発掘調査が進む/「曹司」「政所」の墨書き土器 ⇒ 【大住国府=平塚】の確定 ⇒ 二邊説の再提唱
	[全国で国府・国分寺・郡家の発掘調査が進められる~90代]
1983	宮久保木簡出土(練瀬) ⇒ 三邊説 A
1984~5	鎌倉郡家(今小路西遺跡)の発見(1985木簡出土、鎌倉) ⇒ 鎌倉郡家・宮久保遺跡・高座国府ルートの想定
1986~	相模國分寺の発掘調査 ⇒ 再建期寺域の確定
1988	居村「放生」木簡出土(茅ヶ崎)
1988	大谷向原遺跡(海老名)で「高生官」墨書き土器出土 ⇒ 三邊説 A
1989~	稻荷前A遺跡(平塚)で「國厨」「大住厨」墨書き土器出土(国府・郡家併設説) ⇒ 二邊説の台頭
1990代	[相模国府・古東海道をめぐる議論が活発になる]
1990	稻荷前A遺跡(平塚)で「旧賊一」墨書き土器出土(國厨での跋[タキ]の製造)
1992~	相模國分寺の発掘調査 ⇒ 創建年代の確定(泰良中葉以降) ⇒ 三邊説 A
1997	『神奈川の古代道』(藤沢市教育委員会/国府位置・官道復原図)
1997	千代件ノ町遺跡(小田原)で「厨」墨書き土器出土 → [千代庵寺の再検討]
1998	『相模国府とその世界』展(平塚市博物館)
1999	千代南原遺跡(小田原)で木簡出土 → 国分寺式伽藍の否定
	長柄松山古墳群の発見(選子・桑山) → 菅原分寺説と定額寺説
2000代	[国府・郡家・廃寺・官道の発掘が続く]
2000	下曾我遺跡発掘、初期の発掘内容・遺物の整理再検討
2002	高倉郡家(今方A遺跡)の発見
	下寺尾廃寺/香川・下寺尾遺跡群(木簡・該紙文書)の発掘調査が進む
	平塚で古東海道の発掘が続く 1994構之内遺跡~2004東中原E遺跡
	[相模国府をめぐる研究姿の再確認と整理] ⇒ 古東海道ルートの検証
	相模國分寺の発掘調査が進む → 史跡公園化へ
	[国府発見?] ⇒ 2004・05 湘南新道関連遺跡(六ノ城・坪ノ内遺跡)で相模國府脇殿が検出される(平塚) ⇒ 二邊説の確定?
2006	千代庵寺の基壇が発見される

(荒井秀規)

2006 ふるさと歴史シンポジウム実行委員会より

相模国分寺の創建

向原崇英（海老名市教育委員会）

国分寺(尼寺)は、聖武天皇の鎮護国家思想を体現する手段として整備された国営の寺院である。近年は、所謂「詔」及びその前段階から建立に至る経緯・経過・思想等の研究が大いに進展し、国分寺建立について様々な視点から論じられている。

本稿では相模国分寺の創建について、これまで行われた発掘調査から得られた新たなデータを中心に探っていきたい。

1 立地の概要(図1)

相模国分寺のある海老名市は神奈川県の中央に位置し、旧相模国においては中央やや東側に位置する。市域は西側が相模川に面した沖積低地であり、東側は相模野台地と呼ばれている部分の西縁端部に当たる。そして、この相模野台地はさらに上位の座間丘陵と下位平坦面を構成する中津原面・相模野面に分けることができる。

相模国分寺はその段丘平坦面の中津原面にあり、下位沖積面との比高差はおよそ 10mである。

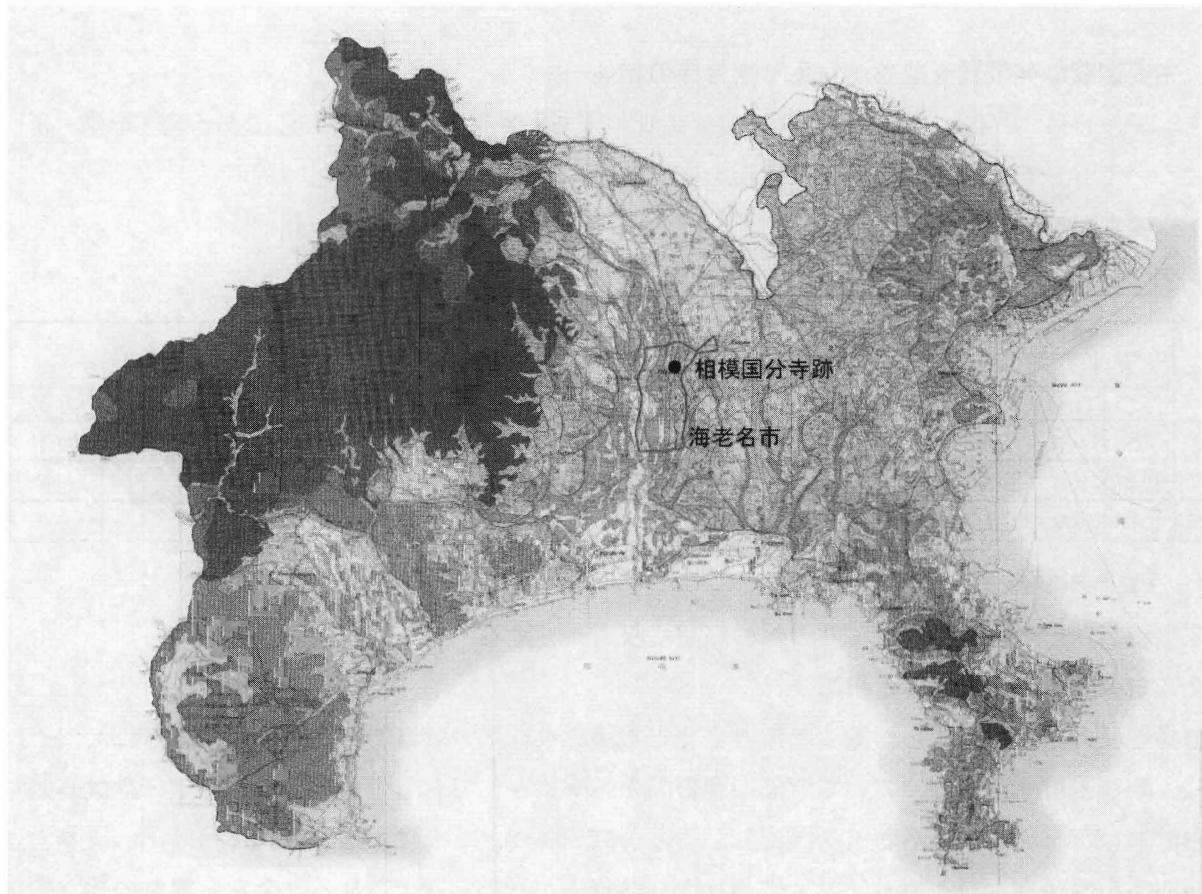


図1 神奈川県地形図(国土交通省地形分類図を一部改編)

すぐ東側には座間丘陵が迫っているが西側は広く開けており眺望がよく、相模国を中心であったであろう高座郡南部・大住郡などを望むことができることから、「国華」たる国分寺を設置するにふさわしい土地であったといえる。

2 調査の経緯・経過

相模国分寺は古くからその存在が知られており、江戸時代中期に編纂された『新編相模国風土記稿』において絵図入りで詳細な説明が加えられているほどである。近代に入ってからは、明治～大正期に活躍した中山毎吉の業績が大きい。この中山の研究は矢後駒吉との共著である『相模国分寺志』にまとめられ、今日の相模国分寺研究の基礎となっている。また、氏の尽力によって本遺跡が「史蹟」に指定され、現在につながる遺跡の保護の基盤が整備されたといえる。

しかし、高度成長期となると駅に近い史跡地では宅地開発の波が押し寄せ、地権者から大規模な史跡指定解除運動が展開された。それを受け国営調査が昭和40年代に行われ各遺構の規模や価値が学術的に確認された。バブル期になると再び史跡地への関心が高くなる。市でも現地保存に加え整備を行い「活用」に重きを置くようになり、国庫補助金を得て整備工事を行う方針となった。それに先立ち平成3年度から整備に伴う確認調査が開始され、買収・発掘調査・整備工事というサイクルが一時中断を含め平成18年度まで続いた(整備工事は平成20年度まで継続)。

3 主要伽藍の発掘調査成果から見る国分寺の創建

ここでは平成18年度までに行われた発掘調査のうち、国分寺の最重要伽藍である塔・金堂・講堂について、最新の調査成果を元に建物の創建順序や時期について考えたい。

(1) 主要伽藍確認状況

各部の法量について下表にまとめた。

遺構	建物平面				基壇							地業				
	桁行		梁行		桁行		梁行		基壇高		磚石高(AV)					
	(尺)	(m)	(尺)	(m)	(尺)	(m)	(尺)	(m)	(尺)	(m)	(m)	種別	材	方法	範囲	法量
塔	36	10.73	36	10.73	69	20.56	69	20.56	4.5	1.34	33.3	切石	凝灰岩	堀込	外装延石から4 ~4.5m	28~30m四方
金堂	116	34.54	56	16.66	156	46.80	100	30.00	3.5	1.04	32.9	葺石	角礫岩	堀込	側柱礎石から 1.5m前後	36×18m程度
講堂	116	34.54	56	16.66	156	46.80	100	30.00	3.5	1.04	32.7	葺石	角礫岩	堀込	推定金堂に同じ	推定金堂に同じ

表1 主要伽藍構造比較表

※主要三伽藍の主軸はN-1° 30' -Wの範囲に収まつくる。

(2) 主要堂塔の建立順序と思想

遺構の発掘調査成果から、主要伽藍の中で先ず建立されたのは塔であることが確認された。それは、塔跡基壇断面調査において内部に瓦の混入が確認されておらず(写真1)、金堂・講堂跡基壇内において三浦系の瓦が若干量出土したことが確認されたことによる(写真2. 3)。つまり、塔がある程度組み上がった段階で金堂又は講堂が着手されたと考えられる。金堂と講堂の建立順序であるが、両建物はその平面規模だけでなく、葺石状の基壇外装部(写真4. 5)を含めた部分



図2-1 国分寺周辺地形及び遺跡分布図
(海老名市教委編 2012を改編)

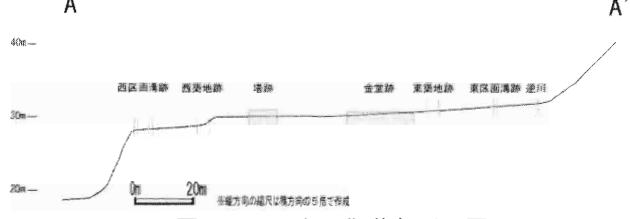


図2-2 主要伽藍部断面図

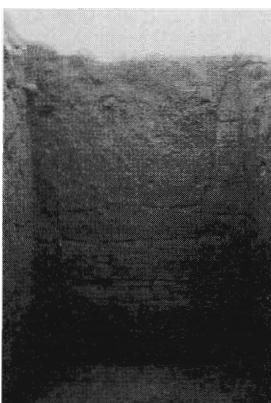


写真1 塔跡基壇内部

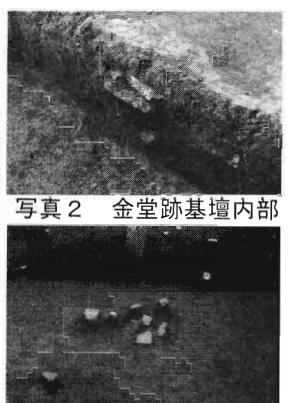


写真2 金堂跡基壇内部

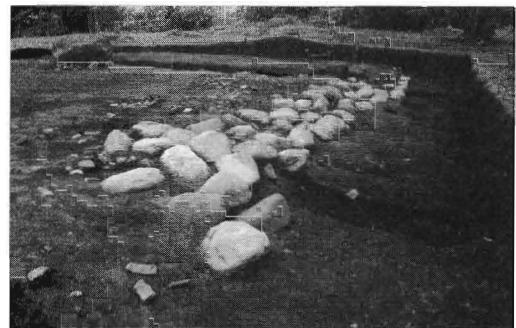


写真3 講堂跡基壇内部

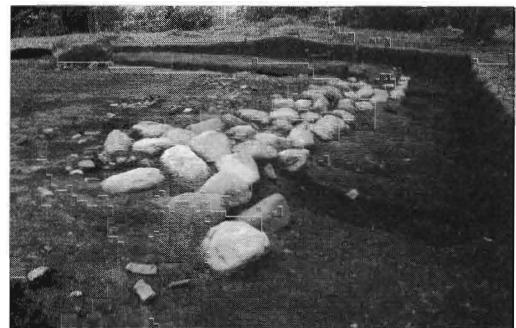


写真4 金堂跡基壇外装



写真5 講堂跡基壇外装

も含めほぼ同一構造・規模であることが確認されている。このことから着手についてはほぼ同時期にされたものといえる。推測になるが基壇・建物身舎を同じくし、各種工程・用材調達などの共通化をすることと

装飾部の簡素化によって建築スピードの向上を目指したものと捉えることができるのではないか。

さらに、この塔と金堂・講堂の違いはそのまま相模国分寺における建物の重要度の指標にもなっているとみられる。塔の基壇外装は塔が凝灰岩質泥岩の切石積であるのに対し、金堂・講堂ではスロープ状に盛った基壇端部に川原石を貼付ける葺石状基壇外装であり、基壇高も塔を基準に金堂・講堂のものが1尺程低くなっている、礎石高も塔を基準に金堂・講堂と低くなっている(表1)。これは、国分寺で最も重要な経典を納める「塔」に重きを置いた意向が、そのまま主要伽藍

の建築に反映された結果と解すことができる。

また、塔の占地についても整地されているとはいえ、狭い段丘面の中でもっとも平坦且つ傾斜に影響されない場所を選んで建立されている。金堂・講堂については建物東側の調査は行われていないが、現状確認される礎石の埋没状況や測量データなどから丘陵の傾斜の影響を少なからず受けているものと判断される。特に金堂と南面廊の東側は、南に連なる丘陵の尾根の一部が舌状に突出した先端部に位置しており、発掘調査では廊の東側が西側に比べやや高くなっていることが確認されているなど、元地形の影響を大きく受けていることがわかっている（図2-1、2-2、図3）。塔に納まる経典は聖武天皇が書写した金光明最勝王経を納めることもあり、いわば天皇自身ともいえるものである。相模国分寺では、調査結果から判明した主要堂塔の違いから、塔＝天皇＝国家を非常に意識し、その影響を強く受けて建立されたと考えられるのである。

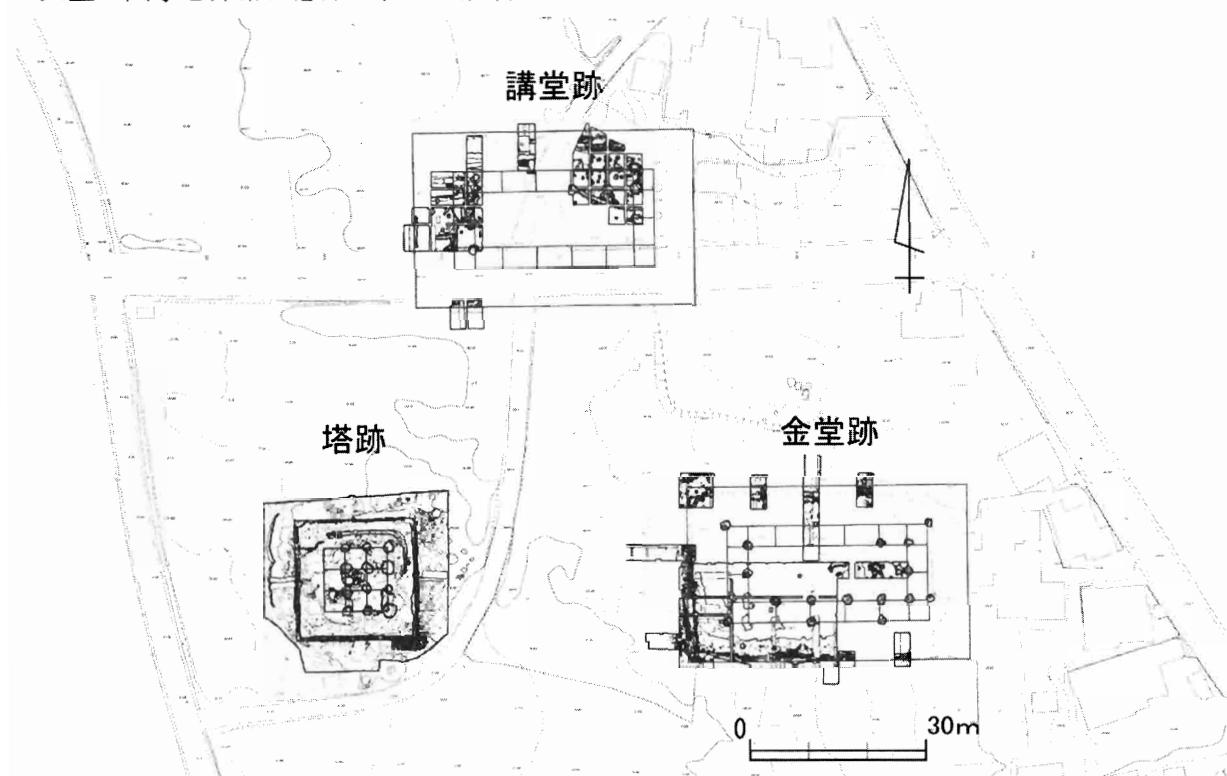


図3 主要伽藍調査実測及び建物平面復元図(海老名市教委編 2012 を改編)

このように、塔以外に見られる簡素な基壇外装や狭い地業範囲、建物規模等の共通化と塔以外では瓦出土量が少なく金堂・講堂は本瓦葺でない可能性があることなどは、塔と金堂・講堂の計画或いは工事における「差」を示している。しかし、その反面、整った主軸や建物規模・構造の共通性(図3)とそこから考えられる工法などの共通化、使われた瓦の供給元など強い計画性も共存している。ここから考えられることは、堂塔の建築順序こそ段階的な侧面が見て取れるが、「相模国分寺建立」という基本計画・方針は一貫したものであったということであり、相模国分寺は当初から「相模国の国分寺」として建立されたのである。

今後も遺構の状況や出土遺物の細かな分析を要するが、当時の国分寺をとりまく情勢などが遺構の発掘調査から明らかになってきたことは大きな成果といえる。

(3) 建立年代の推定

発掘調査によって従前では漠然としていた主要堂塔建立順序や、それに伴う思想などが断片的ながら見えてきた。しかし、依然として創建年代を絞り込む作業には困難が伴う。

塔・金堂・講堂跡から年代の指標となる土器の出土が乏しく具体的な年代を推測することは難しいが、今までの確認状況で絞り込んでいくとするならば、塔建築の先行とその重要性の強調、金堂・講堂の基壇に見られる仕様が大きく異なる点から考え、着手は天平 12(740)年の「塔造立の詔」時に塔が先行的に計画されたと思われる。そして、翌年の天平 13(741)年の「詔」により国分寺計画として本格的に取り掛かったのであろう。そのため、先に計画された塔以外の二棟は着手が遅く、工事の遅れなどを取り戻すため各種構造に簡素化や効率化が見られるのではないか。その年代を求めるに、天平 19(747)年又は天平勝宝 8(756)年に金堂などの建立を督促する内容の文書が出されているので、これらに呼応するかたちで建築を本格化していったと考えられる。

特に天平勝宝 8 年では金堂造営後、塔を建立するよう命じている点で興味深い。これは聖武天皇の崩御とそれに伴う追善法要を金堂で行う必要があつただけでなく、そこで行う儀式を重視していったとの指摘がある(註 1)。現に相模国分寺の発掘調査では、堂宇の規模の割に各部の効率化や簡素化が著しい。このことは、そのような逼迫した国分寺造営とその役割の変化といった背景を如実に表していると思われる。

4 創建期の体制

(1) 情勢と選地(図 4)

国分寺創建期の相模国内はどのような情勢であったのだろうか。

まず、長年懸案であった国分寺造営期の国府の位置については、発掘調査結果から現平塚市四之宮にあったことが確実となった。一方で、高座郡衙は西方 A 遺跡の発掘によって現茅ヶ崎市下寺尾にあることが確認されたが、調査結果では国分寺創建時には他所へ移転していたと考えられている(註 2)。この西方 A 遺跡の南面下位には下寺尾廃寺があり、郡衙と一体的に設置された寺院(郡寺)があり関係性が考えられている。

さて、この時期の相模国の情勢に大きく寄与した氏族として壬生氏の存在がある。『続日本後紀』には、9世紀中葉の高座郡司として「壬生直黒成」の名があり、郡司の世襲的位置付からも代々壬生氏がその役を担ってきたと考えられる。また、相模川を挟んで西の大住郡司にも「壬生」の名があることから大きな勢力範囲を押さえていたとみることができる。さらに、「直」姓は旧国造に与えられたものであるということから、これらを包含する地域の旧相武国造は壬生氏であり、後代高座と大住郡家に分かれたものと考えられる。

国分寺をはじめ相模国の大規模事業については、この壬生氏の影響が非常に強く働いていたと考えられている(註 2)。その壬生氏の拠点は諸説考えられるが、高座郡域では海老名市本郷遺跡で「生」の墨書のある土器が 90 点余り出土し、館状の遺構が確認されている点等からこの周辺にあったものと考えられる。また、大住郡域では古墳の分布などから伊勢原市の比々多神社周辺

が根拠地に比定されており(註3)、これらを含む領域は概ね旧相武国の範囲である。

それらを踏まえて相模国分寺の創建を考える時、同時期の国府がすでに大住郡にあったとすれば、必然的に国分二寺はもう一つの壬生の拠点であった高座郡内に設置されたと考えても良いのではないだろうか。つまり、強大な権勢を誇る同氏が経営していた地域に、国運営に不可欠で国とつながりのある施設・機関を誘致したと考えることが自然だからである。その裏にはある程度国家的な思惑もあるようで、国分寺では発掘調査で確認された塔への偏重や建物規模などから読み取ることができよう。

ただし、国分寺と国府に見られるような位置関係については大きな問題や課題が残っており、現在の調査成果だけでは未だ不明である。また、高座・大住郡内での氏族の本拠地と国府や群衆・寺院などの公的機関の位置関係、国府の移転や交通情勢の変化など、分析し解明していくかなくてはならない課題が多く残っている。今後その体制や状況を整理・分析していくことが、国分寺が現在の海老名の地に建立された理由を解明する鍵になるであろうと思われ、古代相模国の全容を解明する糸口になっていくものと考えられる。

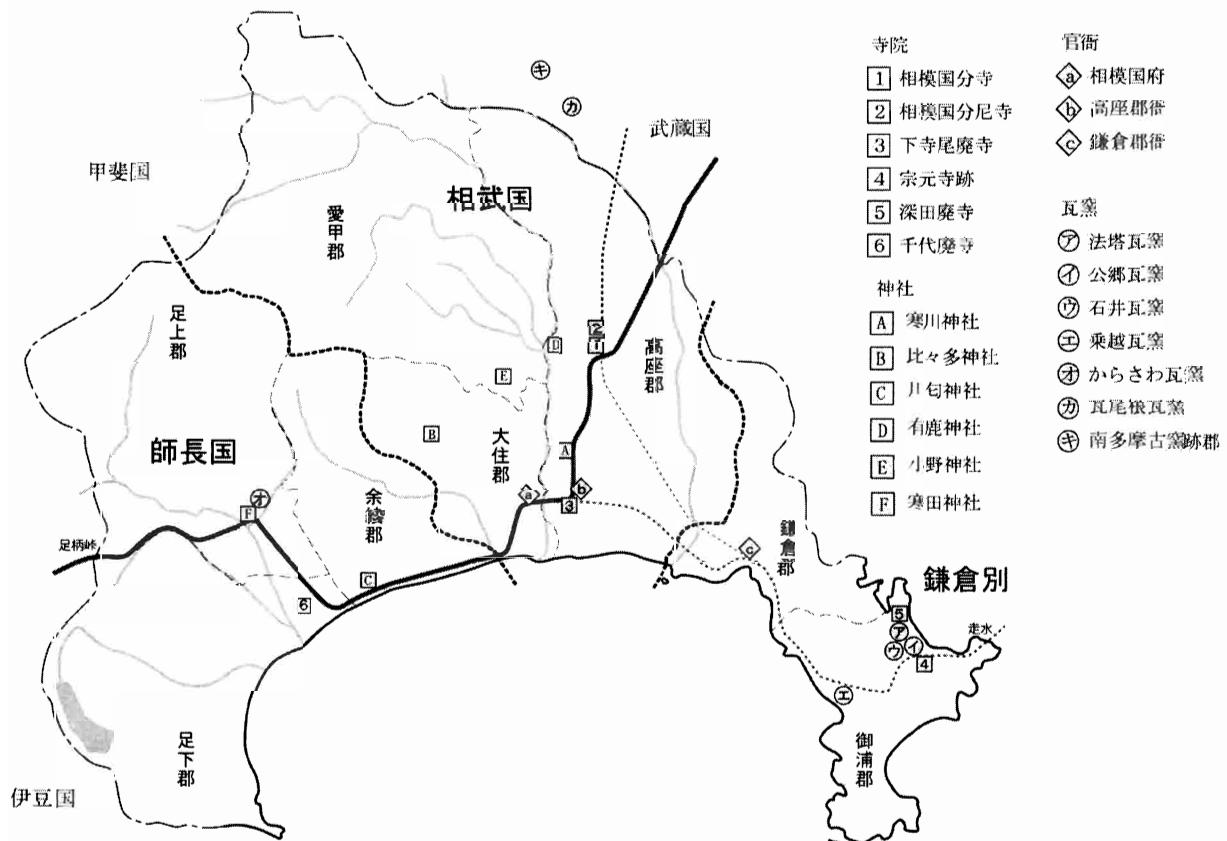


図4 国分寺関連主要遺跡分布図（海老名市教委編 2012 を改編）

(2) 材の供給から見る造営体制(図5)

造営体制は、設置場所などの関係から概ね旧相武国=壬生氏が中心となって行っていたことが分かったが、ここでは発掘調査で出土した建築資材の供給から相模国全体の対応を考えてみたい。

創建期の瓦の供給主体は、発掘された成果から三浦郡乗越遺跡であったと判断される。そこに

少数混入してくるからさわ・法塔瓦窯のものなどがあるが、操業時期などの関係から河野氏指摘のとおり(註4)、先に建立された千代廃寺・宗元寺の差替瓦としてストックされていたものの供出であると考えることができ、国分寺の創建期の瓦は三浦郡(鎌倉別)で一元集中生産・供給されていたと推測することができる。

また、塔・金堂・講堂の礎石(凝灰岩・硬質砂岩)は、材質から中津川水系の上流である幣山及び半原周辺の採取のものとされており、物によっては小鮎・玉川水系と考えられるものもあるとされている。塔の基壇化粧は凝灰質で軽石を含む特徴的な泥岩であり、採取地については愛川町六倉周辺と考えられている(註5)。このことから、石材の入手地は旧愛甲郡の愛川地域にほぼ限定されるものと考えて差し支えないだろう。

さらに、木材で主材となったのは『古事記』のスサノオ神話の中で示唆されていることや、当時から残る遺構(唐招提寺金堂、新薬師寺本堂等)からヒノキ材と考えられる。ヒノキは、福島～九州の乾燥した厳しい尾根に生息する樹種であり、神奈川県内では開析の進んだ丹沢の尾根などがその条件に合致し、斜面地等で自生しているのが確認されている。具体的な天然ヒノキの巨木分布地域をあげると、丹沢主脈の丹沢山周辺、裏丹沢の長者舎、東丹沢の三峯、煤ヶ谷、西丹沢の世附などである。このことから、愛甲・余綾・足上郡の丹沢山域から求められた可能性が非常に高いと考えられる。

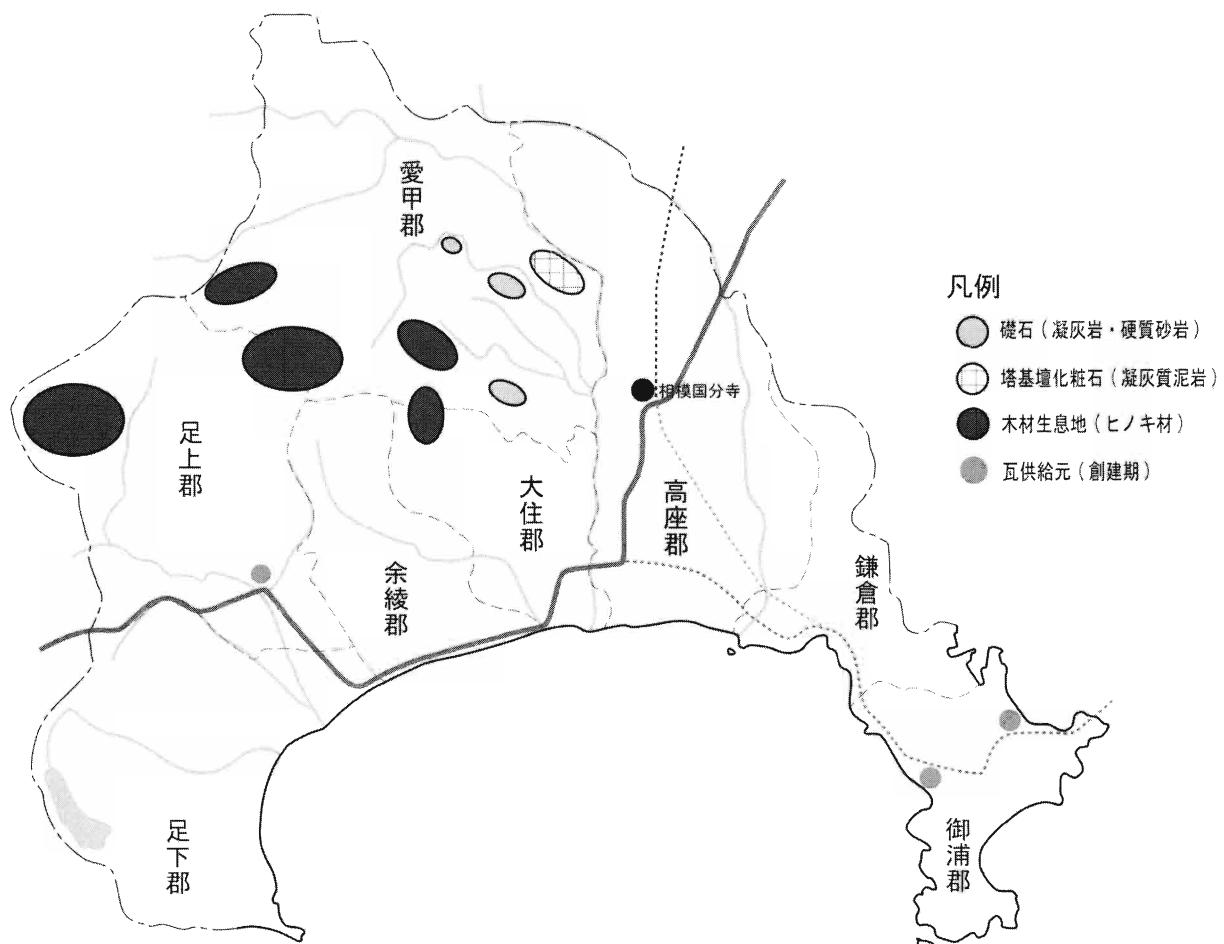


図5 主要資材供給元推定図(海老名市教委編 2012 を改編)

以上、簡単ではあるが材の供給元をまとめると図5のようになる。そして、材料の供給地を従来から比定されている古道や河川水系と重ねると、現在の海老名の地への輸送効率や難易度も念頭に置いて、かなり入念に入手先を選定していたということが分かる。例をあげると、西丹沢世附付近でも世附川～河内川～酒匂川～海路～相模川～国分寺といった非常に効率的な輸送路が考えられるからである。さらに、供給先は相模国内全郡域にわたってほぼ均等に分散していると考えられ、ここからも国を挙げての事業であったと判断することができよう。

5　まとめ

相模国分寺の造営は、建物規模や占地・材料の供給に見られるように、相模国がその威信と総力を挙げて取り組んだ事業であり、同国内における大規模寺院建立事業の集大成であることが分かつてきた。今後は遺物の詳細分析などを通し、さらなる国分寺の全容解明を進めていきたい。

参考・引用文献

- 中山毎吉・矢後駒吉編 1924『相模国分寺志』(名著出版復刻版 1985)
- 海老名市編 1998『海老名市史』第一巻 資料編 原始・古代
- 上本進二ほか 1995『えびなの歴史』海老名市史研究第7号 「相模国分二寺に使われた石材の产地について」(註5)
- 海老名市教育委員会編 1988『海老名、その大地の生い立ち』
- 海老名市教育委員会編 2012『史跡相模国分寺跡』史跡相模国分寺跡環境整備事業に伴う発掘調査報告書 第1分冊(遺構編)
- 横須賀市教育委員会編 2012『乗越遺跡』横須賀市文化財調査報告第49集
- 藤沢市教育委員会編 1997『神奈川の古代道』
- 平塚市博物館編 2001『相武国の古墳—相模川流域の古墳時代—』
- 神奈川県考古学会編 2000『かながわの古代寺院』
- 角田文衛編 1991『新修 国分寺の研究』第二巻 畿内と東海道
- 須田勉・佐藤信編 2013『国分寺の創建』組織・技術編
- (株)有隣堂編 2003『有隣』第424号「座談会 高座郡衙の発見と古代の相模」
- (独)森林総合研究所編 1961『林業試験場研究報告』第133号「丹沢山塊の植物調査報告」
- 註1 須田勉・佐藤信編 2013『国分寺の創建』組織・技術編 川尻秋生「国分寺造営の諸段階-文献史学から-」
- 註2 (株)有隣堂編 2003『有隣』第424号「座談会 高座郡衙の発見と古代の相模」
- 註3 平塚市博物館編 2001『相武国の古墳—相模川流域の古墳時代—』荒井秀規「文献にみる相武国」
- 註4 須田勉・佐藤信編 2013『国分寺の創建』組織・技術編 河野一也「相模国分寺 三相模国分寺再考」

神奈川県内の瓦の変遷について

高橋 香（公益財団法人かながわ考古学財団）

はじめに

2000年に神奈川考古学会で行われた『かながわの古代寺院』の講座から、もう15年がたっている。その間、千代廃寺や下寺尾廃寺等、その時にとりあげられた古代寺院の調査がすすみ、大きく進展した。特に15年の間で一番の成果は、2007年の横須賀市の乘越瓦窯（乗越遺跡）の発見であり、「窯なし県」としていわれていた神奈川県にとって生産地の発見はとても意義があった。

しかし、そうはいっても神奈川の古代瓦の様相が一気に変化した、というわけではない。相変わらず軒瓦の出土事例は少なく、平瓦や丸瓦が多く出土する傾向は変わらない。15年たっても軒丸瓦の種類が2型式、下寺尾廃寺や大会原遺跡で新たに確認されたのみで、瓦生産のみならず古代寺院造営を考える上での検討事項は多い。

今回の講座のテーマである「相模国を創る～古代の役所と寺院」の中での「神奈川の瓦の変遷」、という事であるが、貞の制約もあり、瓦の文様意匠と技法について簡単に触ることにする。

神奈川の瓦について～同範瓦がみられないエリア：相模国～

最初の瓦作りは蘇我馬子が用明2（587）年に発願した飛鳥寺（法興寺）にはじまり、通称「星組」「花組」といった素弁蓮華文軒丸にはじまる。その後、百濟大寺式、川原寺式、山田寺式といった軒瓦の文様意匠が各地に伝播し、瓦作りが展開していった。拠点となる古代寺院が各所に存在し、そこを中心とした瓦作りがはじまり、その影響をうけた寺院は同範瓦を使用する等、同じ文様意匠を用いる傾向が強い事が全国的にみられるが、ここ相模では隣接寺院で同じ文様意匠を使用した状況がみられない。まずは、軒丸瓦についてどのような種類がみられるのか、整理してみよう。

素弁系蓮華文軒丸瓦

神奈川県内で、最も古い古代寺院は御浦郡の宗元寺である。宗元寺の瓦は、いわゆるパルメットとよばれる忍冬紋をモチーフとした文様意匠で、奈良県に所在する西安寺と同範瓦である事がいわれている（第2図）。忍冬文はあまり瓦の文様意匠としてはポピュラーなものではなく、斑鳩寺や中宮寺、同様な文様意匠が安芸横見廃寺（広島県本郷町）から、また、河内・野中寺（羽曳野市）や尾張元興寺（名古屋市）といったように全国的にみても少ない文様意匠である。宗元寺の文様意匠は、鎧のはいった素弁と忍冬文を交互に配置するもので、朝鮮半島の高句麗から出土している瓦に類似したものがみられる事から、この文様意匠をモチーフにしたのではとの指摘もある。西安寺出土事例瓦と比較すると、範傷の進行状況からみて、西安寺→宗元寺で瓦が使用された事が明らかにされているが、瓦工人が瓦当範とともに一緒にこちらへきたのか、ただ範型がこちらへきたのかは比較対象の資料が少ない為、慎重を要する。ただ残された資料を見る限り、

丸瓦の接合技法が異なる事や、瓦当厚が宗元寺の方がとても厚くぼてつとした印象をうける等大きく異なる事から、範型のみの移動の可能性が高い。時期も西安寺よりは後出すると思われ、現段階では周辺の発掘調査の状況からみても、7世紀後半頃が妥当のようである。丸瓦との接合技法は、西安寺の瓦は丸瓦広端面が先端未加工のようでそのまま接合しているが、宗元寺は凹面側にカキ目を残すもののように、製作技法も若干異なるようである。宗元寺の壇越氏族はよほどこの文様意匠が気にいっていたのか、若干形態が変わるがこの文様意匠を踏襲したものを使い続ける。宗元寺が相模に最初に建立された寺院として考えられるものの、この瓦当文様は伝播される事なく、宗元寺のみ踏襲されるようである。ただ、軒瓦は伝播しないものの平瓦等は他寺院でもみられる事から、瓦作りの拠点となつた事は想定されるだろう。

素弁系の軒丸瓦は同じ御浦郡内では深田廃寺、鎌倉郡では千葉地東遺跡（千葉地廃寺）にみる事ができる。千葉地東遺跡から確認されている軒丸瓦は、外縁は重圏文で内区に素弁蓮華文を構成している。外区に重圏文を配するものは、畿内にもいくつかみられ、例えば百濟大寺式等があげられる。丸瓦との接合技法は、1点しか確認されておらず、瓦当下半が残存している事から詳細は不明である。深田廃寺からは2種類の素弁蓮華文が確認されているが、鎬のはいる蓮弁文とこれらは拡散しない、という事が大きな特徴として捉えられている。

素弁というカテゴリーにはいるかは少し異なるかもしれないが、武藏国内では「剣菱文」と呼ばれる一郡がある。菅寺尾台廃寺や岡上廃寺にみられるもので、このエリアに確認されるものである。武藏国内では京所廃寺等、一定のエリアで確認される事からも、瓦作りの共通制が確認される。

単弁蓮華文軒丸瓦

単弁系の瓦は、7世紀後半～8世紀前半段階では、相模国内ではみる事ができず、武藏国内で確認される。橘樹郡の影向寺にみられる単弁蓮華文で、外縁は鋸歯紋の単弁八弁蓮華文である。裏面に幅広の凸帯をもち、この状況は房総などに通じる瓦創りである事が想定される。これに続く瓦として外区のない同様な文様意匠の瓦がみられ、これは三輪瓦窯で生産されている。

相模国内でみられる単弁系の軒丸瓦は、後出的なものが多く、相模国分寺の瓦も単弁の範疇にはいるものだろう。御浦郡の宗元寺の軒瓦をモデルとしてとらえる考え方もある。再建期の時期に想定される瓦（Ⅲ期）も蓮弁の中に子葉がある事から単弁蓮華文の範疇にはいるだろう。この瓦は瓦尾根瓦窯で生産されている瓦で、瓦尾根瓦窯は8世紀中～9世紀第3四半期頃と想定されている。国分僧寺出土の瓦が丸瓦との接合部が剥離しているものが多く、時期を検討する材料が少ないが、相模国分寺から確認されているものは比較的薄手で丁寧な作り、下寺尾廃寺から出土している瓦は裏面が比較的粗く、国府域で確認されている瓦は丸瓦の凹・凸面両方とも厚い補充粘土でつくられている事から、8世紀中～後半頃と想定される。

その他の単弁の瓦は千代廃寺にみられる。創建瓦である複弁蓮華文を簡略したような文様意匠で、この瓦は他に宗元寺や国府域でも確認され、飛雲文軒平瓦とセットでみる事が多い。恐らく、補修瓦としての位置付けがある瓦として考えられよう。

複弁蓮華文軒丸瓦

相模国内では千代廃寺にみられる。千代廃寺から確認される瓦のほとんどは複弁蓮華文軒丸瓦で、やはりここも同系統の文様意匠をそのまま踏襲している。複弁が簡略化されて、細弁や单弁に変化する瓦がみられるが、基本的には複弁蓮華文である。外縁は三角縁で外区に鋸歯紋が配されるもの、外縁に重圈文を配するもの、等みられた。瓦当面と丸瓦の接合部分は、丸瓦の端面を三角に切り込むもので、畿内でいわれる「歯車技法」に類似する。また、瓦当裏面周縁にそってナデ調整を行うなど特徴的な技法をもち、この瓦はからさわ瓦窯から生産されている事が明らかにされている。瓦窯は8世紀前半頃として考えられている事から、この時期にあてる事ができるだろう。復弁系の瓦は、国内にはみられないが、駿河国の三日市廃寺に同様な系統をみる事ができる。この背景に田尾氏は「師長国造系の関与」を指摘している。

素弁系蓮華文軒丸瓦

武藏国分寺で使用されるような素弁蓮華文軒丸瓦が、9世紀後半代から相模国内で展開する。その中で同范瓦が千代廃寺や鐘ヶ嶽廃寺にみられ、この瓦は御殿山瓦窯で生産されている。また、それに類似した瓦が下寺尾廃寺や、国府域にもみられ、藤沢市のコジヤ遺跡からも確認されている。後者に紹介した瓦と同范瓦は現在のところみられないが、下寺尾廃寺の瓦は、瓦当側面に縄叩きが確認されるなど、武藏国分寺再建期の瓦と共通した技法がみられ、その技法と同じ瓦が東金子瓦窯で生産された瓦である事が確認されている。

軒丸瓦の時期については、瓦当文様意匠の他に製作技法について総合的に検討しなければならない。丸瓦と瓦当面との接合技法や瓦当裏面の調整等がその根拠となるが、残念ながら相模出土の軒瓦で確認できるものが少ない。だが、残された資料の中にはいくつかヒントが隠されている。例えば、丸瓦と瓦当の接合技法は、先端未加工のもの/凹面側に何らかの調整が加わっているもの/凸面側に何らかの調整が加わっているもの、にだいたいわかる。例えば、時期判断可能な生産地の資料として、御殿山瓦窯で確認された軒丸瓦の接合技法が2パターン存在し、うち一つは先端未加工で、丸瓦の広端面を外縁に使用する瓦がみられる。この瓦は、「はめ込み技法」として御殿山では整理されており、G5窯式期の時期としている。この技法の瓦が下寺尾をはじめとした遺跡から確認され、この瓦の年代感をある程度あてはめる事により時期を想定する事が可能となっている。後は東国周辺と比較する事で時期を想定できるだろう。

次に軒平瓦について述べる事にしよう。軒平瓦は、軒丸瓦以上に出土事例が県内では少ない。飛鳥寺においても素弁蓮華文とセットになる軒平瓦が確認されておらず、当初は平瓦の広端面を軒先にむけて葺いていたとする百濟での葺き方を導入したものと考えられていた事に起因する。

重弧紋軒平瓦

神奈川県内で確認されている重弧紋は、ともに押挽き重弧紋で直線顎と段顎の2種がみられる。段顎の顎面は縄叩きや格子叩きなど、様々である。確認されているのは、相模国内では宗元寺、千葉地東遺跡、千代廃寺、武藏国内では影向寺などいわゆる初期寺院といわれる寺院に見られる。特に宗元寺では、直線顎と段顎の2種が確認されている。

均整唐草紋軒平瓦/偏向唐草文軒平瓦

国分僧寺で確認されるパルメットをモチーフにしたものや、尼寺で確認される唐草文のもの、また、宗元寺・千代廃寺・国府域で確認されている飛雲文軒平瓦等があげられる。左から右等の一方向へ文様が流れているものが偏向唐草文軒平瓦で、中心飾りを真ん中にしてその左右に文様が構成されるものが均整唐草文軒平瓦である。千代廃寺からは蒲萄唐草文が出土しているが、飛雲文、蒲萄唐草文ともに瓦当文様としては、全国的にみて類例が少ない文様意匠である。

軒平瓦については、頸の整形に関して時期を考える事が可能であろう。最初は平坦な直線頸で、白鳳期になると貼り付け段頸が確認される。重弧紋などは貼り付け段頸が多く、奈良時代にはいると直線頸、段頸の他に曲線頸がみられるようになり、段頸に関しては頸の長い方が短い方に先行する。相模では、国分寺造営以降の瓦は曲線頸がほとんどである。

最後に平瓦について見てみることにしよう。瓦の時期を古いものと新しいものとに分類する際に目安になるのがこの平瓦で、最も大きな目安となるのが桶巻き作りと一枚作りである。桶巻作りの瓦がみられる寺院は、下寺尾廃寺などからみられる下寺尾型、千代廃寺等にみられる格子叩きの平瓦があげられるだろう。石井遺跡（石井瓦窯）から確認されている瓦は「下寺尾型」としている丁寧に凹凸面ナデ調整する瓦であり、ここから相模の瓦作りがはじまった可能性が高い。格子叩きの平瓦は、からさわ瓦窯で製作されており、瓦窯の時期は8世紀前半としている。

一枚作りの瓦が確認されているのは、現在では県内では乗越瓦窯、公郷瓦窯で、後は御殿山瓦窯、瓦尾根瓦窯となる。一枚づくりの平瓦は国分寺をはじめとした国府域や、各古代寺院からも確認されている。ほとんどは縄叩が主流であるが、国府域等、一部格子が確認される。一枚作りの導入された時期は、国分寺造営以降つまり8世紀第2四半期頃が通説ではあるが、岡上廃寺の住居跡の出土状況から、8世紀第一四半期には導入されていた可能性を河合氏は指摘している。

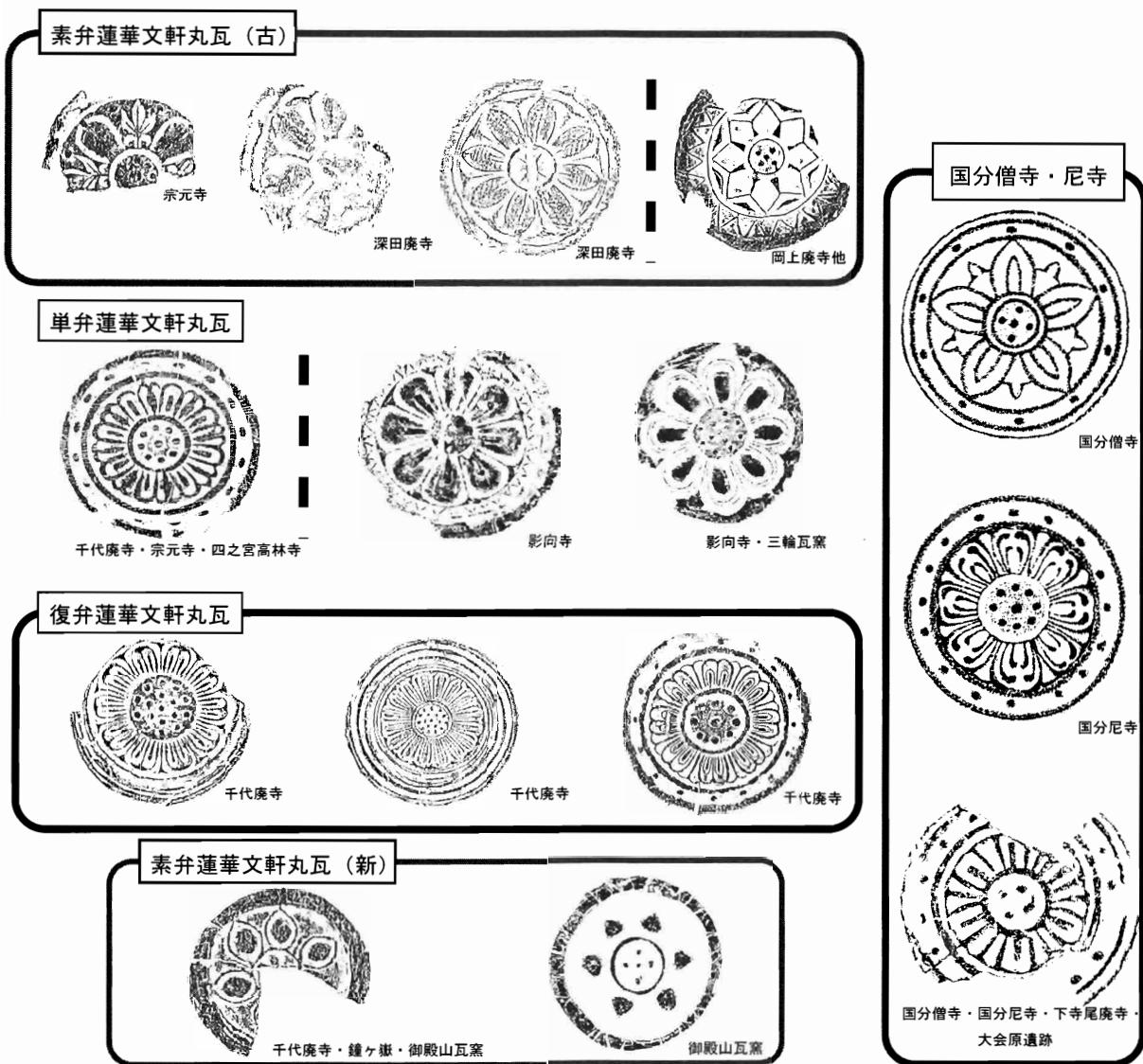
おわりに～相模国は国分寺再建以降に同范瓦がみられる～

国分寺や国府域にみられる瓦の文様意匠の多くは、在地の地方寺院に展開している瓦当文様意匠に影響をうける事が多いが、相模国や武藏国ではダイレクトに関係した様相を見る事ができないのではないだろうか。相模の場合、国分僧寺の文様意匠は宗元寺の影響を、尼寺の文様意匠は千代廃寺の復弁系の影響を、という見解もあるが、どちらかといえば国分寺瓦屋独自の生産体制をもっていた結果なのかもしれない。この関係性については技法面などからの共通項を整理した上で検証すべき事例であろう。7世紀後半～8世紀代の瓦生産で軒瓦の共通項がなかったが、国分寺再建期以降、という時期に同范瓦が展開するのは、瓦生産体制が大きく変化した事に起因する。特に9世紀後半頃になると素弁系の瓦が一気に県内に確認されるようになり、どちらかというと武藏国分寺の影響があるのか、類似した瓦が多く確認されることに注目されるだろう。その一方で、相模国分寺・尼寺にはの素弁系の軒瓦がみられないのは何故だろうか。これについてはまた別稿で展開していく事にしたい。

※紙面の都合により参考文献等割愛いたしました。



第1図 古代寺院・官衙関連遺跡・瓦窯跡位置図



第2図 軒丸瓦文様系統別 (縮尺は任意)

平成26年度神奈川県考古学会講座

相模国を創る古代の役所と寺院

発行日 平成27年（2015年）2月22日

編集・発行 神奈川県考古学会

印刷 株式会社 アルファ

神奈川県考古学会平成26年度考古学講座
『相模国を創る—古代の役所と寺院』基調講演
於・茅ヶ崎市役所分庁舎コミュニティーホール

古代の相模国と地方官衙

佐藤 信（東京大学大学院教授）

2015年2月22日

開 催 次 第

日 時 平成27年2月22日（日） 9：50～16：40

場 所 茅ヶ崎市役所 分庁舎6階 コミュニティーホール

開会挨拶・趣旨説明

岡本 孝之 会長 9：45～9：55

講 座

1 千代寺院跡（千代廃寺）とその周辺	渡邊 千尋 氏	9：55～10：35
2 下寺尾七堂伽藍と高座郡衙について	大村 浩司 氏	10：35～11：15
3 橘樹郡衙について	栗田 一生 氏	11：15～11：55
4 午前のコメント	田尾 誠敏 氏	11：55～12：00
〈 休憩 60分 〉		12：00～13：00
5 基調講演	佐藤 誠 氏	13：00～14：00
6 石井系瓦（石井遺跡や法塔遺跡等出土瓦）と宗元寺跡C～E地点出土瓦の概要（土器を含めた）	中三川 昇 氏	14：00～14：40
〈 小休憩 10分 〉		14：40～14：50
7 相模国府跡について	若林 勝司 氏	14：50～15：30
8 相模国分寺の創建	向原 嵩英 氏	15：30～16：10
9 午後のコメント	三舟 隆之 氏	16：10～16：15
10 まとめ	佐藤 誠 氏	16：15～16：25
閉会挨拶	中村 若枝 副会長	16：25～16：30
紙上発表 神奈川県内の瓦の変遷	高橋 香 氏	

古代の相模国と地方官衙

佐藤 信（東京大学大学院教授）

はじめに

相模国の立地 東海道と倭王権の東進。東海道で坂東最初の国。

1. 東海道と坂東

東海道ルートでの倭王権の東方進出

相模……（安房）…上総…下総…常陸

相模は、東国ではじめ遠国でなく中国（『令集解』古記が引く和銅五年〔七一二〕以前の民部式）

武藏国は宝亀二年（七七二）十月二十七日（『続日本紀』）まで東山道

『延喜式』兵部省式東海道駅家 坂本駅家（足柄市関本）、小総駅家（国府津）、箕輪駅家（伊勢原）、浜田駅家（海老名）（ただし、東海道武藏国への道筋）

足柄坂

『古事記』景行天皇段 倭建命の東国遠征で相武国造により火攻めにあう。走水海（東京湾）を渡る際に荒れたため妻の弟橘比売が入水。「さねさし相武の小野に燃ゆる火の火中に立ちて問ひし君はも」。帰途、倭建命は足柄坂で「吾嬬はや」と嘆き、坂東は「あづま」に。

『常陸國風土記』

「国・郡の旧事を問ふに、古老答へて曰へらく、『古は、相模國の足柄岳の坂より東の諸の県、惣て我姫国と称ひき。…』」

2. 国造と古墳

◎相模の国造

*相武国造（「国造本紀」）…相模川流域

真土大塚山古墳（平塚市、四世紀中頃、椿井大塚山〔京都府木津川市〕と同范の三角縁神獣鏡出土）、長柄桜山古墳群（逗子市・葉山町、四世紀後半の前方後円墳など）寒川神社（寒川町、『延喜式』式内社、大社、一宮）

*師長国造（「国造本紀」）…酒匂川流域・足柄平野

*鎌倉別（『古事記』景行天皇段、ヤマトタケル後裔）…三浦半島

○『古事記』中巻、景行段

「凡そ是の倭建命の御子等、并せて六柱なり。故、帶中津日子命者、天下治しき。

次に、稻依別王者、…。次に、建貝兒王者、…。足鏡別王者、〔鎌倉之別・小津

石代之別・漁田之別が祖そ。] …」

◎土器生産など、三つの文化圏

3. 国府（国衙）

3. 1 国司と郡司

◎国司と郡司

中央から貴族が派遣される地方官としての国司クニノミコトモチ（四年任期）

伝統的に地域支配を行ってきた地方豪族（国造）が任じられる郡司（終身官）

国造から郡司へ 伝統的な地方豪族の支配権をもとに総括した中央集権性

地方豪族と王権の直接的支配・従属関係…人的奉仕の関係

舍人トネリ…男子を大王・天皇や中央有力王族・豪族のもとに近侍させる

采女…「形容端正」な姉妹・女子を大王・天皇や中央有力王族・豪族のもとに

近侍させる

出雲国造の場合、律令制下にも、宮都で任命され、潔斎して神賀詞を天皇に奏上

○選叙令 13 郡司条

凡そ郡司には、性識清廉にして、時の務に堪へたらむ者を取りて、大領・少領と為よ。強く幹く聰敏にして、書計に工ならむ者を、主政・主帳と為よ。其れ大領には外從八位上、少領には外從八位下に叙せよ。〔其れ大領・少領、才用同じくは、先づ国造を取れ。〕

元日朝賀の儀礼（服属儀礼）と国司の部内巡行

○儀制令 18 元日国司条

凡そ元日には、国司皆僚属郡司等を率ゐて、（a）庁に向ひて朝拝せよ。（b）訖りなば長官賀受けよ。（c）宴設くることは聽せ。〔其れ食には、当処の官物及び正倉を以て充てよ。須ゐむ所の多少は、別式に従へよ。〕」

○戸令 33 国守巡回条

凡そ国の守は、年毎に一たび属郡に巡り行ひて、風俗を観、百年を問ひ、囚徒を録し、冤枉を理め、詳らかに政刑の得失を察、百姓の患へ苦しむ所を知り、敦くは五経を喻し、農功を勧め務めしめよ。部内に好学、篤道、孝悌、忠信、清白、異行にして、郷間に発し聞ゆる者有ば、挙して進めよ。不孝悌にして、礼を悖り、常を乱り、法令に率はざる者有らば、糾して縛せ。

其れ郡の境の内に、田疇闢け、産業脩り、礼教設け、禁令行はれば、郡領の能と為よ。其の境に入るに、人窮まり遺しく、農事荒れ、奸盜起り、獄訟繁くは、郡領の不と為よ。

若し郡司、官に在りて公廉にして、私の計に及ぼさず、色を正し、節を直うして、名譽を飾らずは、必ず謹みて察よ。其れ情、貪り穢らはしきに在りて、諂ひ諛つて名を求め、公節聞ゆること無くして、私の門日に益さば、亦謹みて察よ。其れ政績の能不、及び景迹の善悪、皆録して考状に入れて。以て褒げ貶すこと為よ。即ち事侵害すること有りて、考に至るを待つべからずは、事に隨ひて糾し推へ。

○『日本書紀』大化元年（六四五）八月庚子条（東国国司詔）

東国等の国司を挙す。仍りて国司等に詔して曰はく、天神の奉け寄せたまひし隨に、方に今始めて万国を修めむとす。凡そ国家の所有する公民、大きに小きに領れる人衆を、汝等任に之りて、皆戸籍を作り、及田畝を校へよ。其れ薦池水陸の利は、百姓と俱にせよ。又、国司等、国に在りて罪を判ること得じ。他の賃賂を取りて、民を貧苦に致すこと得じ。京に上らむ時には、多に百姓を已に従ふること得じ。唯使国造・郡領をのみ従はしむること得む。但し、公事を以て往来はむ時には、部内の馬に騎ること得、部内の飯食ふこと得。…若し名を求むる人有りて、元より国造・伴造・県稻置に非ずして、輒く詐り訴へて言さまく、「我が祖の時より、此の官家を領り、是の郡県を治む」とまうさむは、汝等国司、詐の隨に便く朝に牒すこと得じ。審に実の状を得て後に申す可し。…

◎国府

地方官衙の機能の多様性

①公的機能 儀礼（政務・儀式・饗宴）

②財政 租税徵収、収納・保管・出給…正倉院 国府交易圈と国府市

③宗教・祭祀

寺院 国分寺・国分尼寺 郡寺（郡家周辺寺院）

律令制的祭祀 地方官国衙近傍の祭祀遺跡・遺物 水辺の祭祀

国司による地方神社奉幣 国司による国内神拝

④文書行政

木簡・漆紙文書・墨書土器など出土文字資料 国符木簡・郡符木簡・封緘木簡

⑤給食制 国厨・国府厨 郡厨・郡家厨

「厨」墨書土器… 食器（規格性をもつ杯・皿・椀）と所属を示す「厨」墨書

「国厨」墨書土器…相模国府跡（神奈川県平塚市）・上野国府跡（群馬県前橋市）
・下野国府跡（栃木市）・三河国府（愛知県豊川市）など

⑥生産遺跡

鉄・武器・瓦・土器・高級纖維（綾など）・漆などの国府附属工房 郡家付属も
鹿ノ子C遺跡（茨城県石岡市）…常陸国府工房。鉄製武器生産

⑦交通

陸上交通 七道の駅路と国府（沿道郡家）、駅家。郡家（伝馬）を結ぶ「伝路」
古代の直線官道（幅一二メートル、九メートル、六メートル。側溝。まな板状地盤強化）

水上交通（海上・河川） 国府津・郡家津（郡津）

国府の構成

国庁・曹司（「官舎」「実務官衙」）・国司館・正倉院・厨・寺院（国分寺など）
・神社（總社・印役社・大国魂神社・宮目神社・一宮など）・生産遺跡（土器・鉄
・瓦など）・駅家・交通路（駅路・「伝路」）・国府津・祭祀場・城郭・烽家（と
ぶひ） 都市域一道路による方格地割りと邸宅群

遺跡群としての地方官国衙

3. 2相模国府

◎相模国府

八郡 足上・足下・余綾・大住（国府）・愛甲・高座・鎌倉・御浦（『和名抄』）

国府三遷説=海老名…大住郡（伊勢原市・秦野市・平塚市）…余綾郡（大磯町）

大住郡説…平塚市四之宮 『倭名類聚抄』に大住郡

平塚市で国府国庁脇殿推定建物（八世紀前半）を発見、「国厨」墨書き出土

余綾郡説…大磯町国府本郷 『伊呂波字類抄』に余綾郡 国府地名

足下・足上郡説…千代庵寺（小田原市。初期国分寺説）・下曾我遺跡（小田原市。

初期国府説）所在

高座郡説…相模国分寺（海老名市…高座郡）所在 初期国府説

◎相模国府跡（平塚市）

国庁脇殿（平塚市四之宮）

国府域…縦穴住居群・掘立柱建物群・古代東海道

遺物…仏教関連遺物

◎相模国分寺・国分尼寺（海老名市）

塔・金堂一部・講堂・中門・僧坊

遺物…瓦・水煙・灯明皿

4. 郡家（郡衙）

4. 1 郡家（郡衙）と郡寺（郡家周辺・隣接寺院）

◎東国の建評（郡）と地方豪族

七世紀半ば、古代東国において評（郡）を設置する建評（郡）を行い、評司（郡司）を任命した様相を伝える記事が、『常陸國風土記』にみえる。『常陸國風土記』には、孝徳天皇時代（在位六四四～六五五）における建評（郡）事情が記されており、当時の東国における地方豪族たちをめぐる政治的・社会的状況がうかがえる。

- ①孝徳天皇癸丑年（六五三）、茨城国造の壬生連麿、那珂国造の壬生直夫子らが、惣領高向大夫・中臣幡織田大夫等に請い、茨城の八里と那珂七里から七百戸を割いて別に郡家を置き、行方郡を建てた。（行方郡条）
- ②孝徳天皇己酉年（六四九）、中臣□子・中臣部兎子らが、惣領高向大夫に請い、下総国海上国造部内の輕野以南の一里と那賀国造部内の寒田以北の五里を割いて別に神郡を置き、香島郡を建てた。（香島郡条）
- ③孝徳天皇癸丑年（六五三）、多珂国造の石城直美夜部、石城評造部志許赤らが、惣領高向大夫に申請し、往来の不便を理由として、多珂・（陸奥国）石城二郡を分置した。（多珂郡条）
- ④孝徳天皇癸丑年（六五三）、物部河内・物部会津らが惣領高向大夫に請い、筑波・茨城郡の七百戸を分けて信太郡を置いた。（信太郡条逸文）

これらの建評事情の特徴は、中央からの使者（惣領）との関係を軸としながら、東国で階層分解が進みつつあった「伴造的国造」たち地方豪族層が、各地の力関係を反映しながら評司（郡司）化していくことである。『日本書紀』大化元年（六四五）八月庚子条で、東国に派遣された「国司」（クニノミコトモチ）に対する「東国国司詔」の中に、

若し名を求むる人有りて、元より国造・伴造・県稻置に非ずして、輒く詐り訴へて言さまく、『我が祖の時より、此の官家を領り、是の郡県を治む』とまうさむは、汝等国司、詐の隨に便く朝に牒すこと得じ。審に実の状を得て後に申すべし。

とあり、もと「国造・伴造・県稻置」ではなかった地方豪族までが、地元の「官家」「郡県」を代々管掌してきたという由緒を「東国国司」に対して主張し、自らの地域支配権の維持を競ったという在地情勢が知られる。従来の国造の数よりも評（郡）の数の方が多い状況と考え合わせて、地方豪族層が評司（郡司）への任命を競望した様子が知られる。伝統的国造氏族がそのまま評司に任じられのちの譜第郡司氏族となる場合もあったが、一方複数の地方豪族たちが評司任命を競い合った地域もあった。また、小古墳が大量に営まれる群集墳の展開が示すように、地方豪族の下で有力家族層が力をつけて地方豪族の支配をおびやかすようになったことも、歴史的背景となつた。地方豪族たちは、地域における自らの支配権を確立するために、中央の王権への従属関係を主張し、進んで地方官としての評司（郡司）への道をたどつたのであった。東国における建評（建郡）の意義は、ヤマト王権の軍事的基盤である東国で、土地・ヒトの支配で錯綜する地方豪族たちを整理・統合し、国一評一五十戸（里）という領域的支配を実現することにあった。大化元年（六四五）の「東国国司詔」が東国の地方豪族層の編成を重視したように、この時代の東国における建評（郡）と評司（郡司）任命は、中央集権的な律令国家を形成する上で大変重要な出来事であった。

◎郡家の構成

郡家　郡庁（正殿・脇殿・「庭」広場・南門・区画施設）・官舎（曹司）・郡司館

・正倉院・厨・郡寺（郡家周辺寺院。郡司氏族の氏寺）・神社・生産遺跡（土器・製鉄・鋳造・造瓦・漆など）・津（海上・河川）・駅家・郡津・祭祀遺跡（「水辺の祭祀」人形・斎串・人面墨書き土器・土馬・石製模造品）・交通路（駅路・「伝路」）

郡内官衙遺跡　郡家下部組織・正倉院・「郷倉」　「郷家」説

一郡内に複数の官衙遺跡　郡家と郡家下部組織・移動

弘仁十三年（八二二）閏九月二十日太政官符（『類聚三代格』卷六）

郡雜任（郡家に務める下級職員）…書生・案主・鎰取・税長・徵税丁。調長・服長・庸長・庸米長・駆使・厨長・駆使・器作・造紙丁・採松丁・炭焼丁・採藁丁・（まぐさ）丁・駅伝使舗設丁・伝馬長

◎相模の郡家跡

足下郡家か…下曾我遺跡（小田原市）　千代廃寺（小田原市）

千代廃寺　礎石・基壇痕跡

遺物…塼仏・蓮華形土製品・螺髪・灯明皿

西側低地の遺物…木簡（米、読經関係）・木製祭祀具

愛甲郡家か…御屋敷添遺跡（厚木市）

高座郡家…下寺尾官衙遺跡群（高座郡家跡・下寺尾廃寺ほか）（茅ヶ崎市）

鎌倉郡家…今小路西遺跡（鎌倉市、御成小学校）、

東国の村落内寺院（ムラの草堂）

4. 2 相模国高座郡家=下寺尾官衙遺跡群（高座郡家跡・下寺尾廃寺〔七堂伽藍〕）

高座郡家跡　郡庁院・正倉院

下寺尾廃寺　基壇建物・大型掘立柱建物・伽藍区画溝

遺物…瓦・銅匙・軸端・仏鉢形土器・陶製相輪・二彩火舍・二彩小壺蓋・高杯型香炉・花瓶・瓦塔など

南の駒寄川、西の小出川は河川交通機能をもち、津状遺跡があり、祭祀遺跡もある。

小出川旧河道出土遺物…「淨」「太寺」墨書き土器・陶製相輪（仏教関係）、人形・刀形・斎串・人面墨書き土器・「神」刻書紡錘車・絵馬（祭祀遺物）

駒寄川旧河道出土遺物…「仏」「寺」墨書き土器・漆紙文書（経習書）・淨瓶・水瓶（仏教関係）、人面墨書き土器・墨書き土器・木製祭祀具（祭祀遺物）

4. 3 武藏国橘樹郡家＝橘樹官衙遺跡群（橘樹群衙跡・影向寺遺跡）

「武藏国造の乱」では、武藏国造の職位をめぐって争った笠原直使主が大王権力と結びついたのに対して、使主の同族である小杵は東國の地方豪族の雄であった毛野氏の上毛野君小熊を頼って対立したという。そして戦いに勝利した大王権力側は、南武藏に直轄領としての四つの屯倉を設置した。また上野にも屯倉を置き、上毛野氏を牽制する。地方豪族たちは、屯倉の設置とともに、屯倉管理を通して大王への奉仕に勤め、六世紀には国造制という形で大王権力のもとに組み込まれていった。

○『日本書紀』安閑元年閏十二月条

武藏国造笠原直使主と同族小杵と、国造を相争ひて、〔使主・小杵、皆名なり。〕年経るに決め難し。小杵、性阻くして逆ふこと有り。心高びて順ふこと無し。密に就きて援を上毛野君小熊に求む。而して使主を殺さむと謀る。使主覺りて走げ出づ。京に詣でて状を言す。朝庭臨断めたまひて、使主を以て国造とす。小杵を誅す。国造使主、悚憲懐に交ちて、默已あること能はず。謹みて國家の為に、横渟・橘花・多氷・倉櫟、四処の屯倉を置き奉る。

ここで設置された四か所の屯倉の地は、横渟がのちの横見郡、橘花が橘樹郡、多氷が「多末」の誤記で多磨郡、倉櫟が久良郡に位置したと考えられている。いずれも有力な埼玉古墳群のある国造勢力下の北武藏をはずした地で、六世紀には南武藏の地で大王権力との密接な関係が展開したと考えられる（甘粕健「古墳からみた武藏国造の反乱」『前方後円墳の研究』同成社、二〇〇四年。大田区立郷土博物館編『武藏国造の乱』東京美術、一九九五年）。屯倉設置によりヤマト王権と密接な関係を持った地域には、先進的な技術が扶植され、生産力が伸びるとともに、有力家族が力をつけて群集墳が展開。この屯倉の領域がそのまま評・郡となった例として、武藏国橘樹郡のあり方は、ヤマト王権から律令国家への歴史展開を証明する。

◎影向寺遺跡

七世紀後半 影向寺下層建物群

七世紀後葉～八世紀前葉 金堂創建

八世紀前葉 塔

創建瓦の山田寺式軒丸瓦

○ヘラ書き文字瓦「无射志国荏原評」

七世紀後半にさかのぼる「郡寺」の造営に、隣郡の荏原評が加担している。

○ヘラ書き文字瓦「都」

隣郡の都筑郡も「郡寺」の造営に加担の可能性

八世紀中葉 金堂改築 武藏国分寺創建瓦がこの「郡寺」にも供給されている

九世紀後葉～十世紀初頭 国府系瓦を用いて修理

◎橘樹郡家

正倉院の画期

七世紀後葉に初期正倉群（斜め方位）の成立

八世紀前葉に郡家正倉群（真北方位）の造営

九世紀前半に正倉院解体へ向かう

郡庁の解明

厨・郡司館・

古代官道・河川交通の郡津とのリンク

屯倉から評そして郡へという地方制度の変遷、国造から郡司へという地方豪族の動向、そして武藏国が東山道から東海道に移行するという陸上交通・水上交通の変遷と武藏国府との関係、郡寺の編成と郡家の変遷の対応関係など、多くの課題の検討が出来る橘樹郡家のあり方は、武藏国・古代東国地域史の解明にとって重要な鍵となっている。

5. 「相模国封戸租交易帳」と木簡

天平七年（七三五）閏十一月十日「相模国封戸租交易帳」

八郡十三所に一千三百戸の封戸…民戸の四割ほどが中央有力皇族・貴族の封戸に指定
封主 光明皇后・舎人親王・藤原不比等・山形女王・鈴鹿王・檜前女王・三島王・高田王・大官寺（大安寺）

木簡

○下曾我遺跡（小田原市）出土木簡

○宮久保遺跡（綾瀬市。高座郡）出土木簡

（表）鎌倉郷鎌倉里軽マ□寸稻天平五年九月 733年

（裏）田令軽マ麻呂郡稻長軽マ真國 縦250×横22×厚9mm 051型式

高座郡の宮久保遺跡から 鎌倉郡の荷札木簡が出土

○今小路西遺跡（鎌倉市）出土木簡

（表）糒五斗天平五年七月十四日 733年

（裏）郷長丸子□□ 039型式

糒（ほしいい）。保存食の米、兵士糧食などに利用）五斗一俵に付けられた荷札

○居村B遺跡（茅ヶ崎市）出土木簡

（表）]□郡（觀力？）十年料□ 放生布施□事

（裏）飛飛鳥飛マ伊□豊春マ足人 290×46×7 019型式

国家の命による仏教法会「放生会」

6. 平城京の相模国調邸と相模の郡司たち

薬師院文書 天平勝宝七（七五五）～八歳（七五六） 相模国司から造東大寺司へ公文書

相模国の首都出先施設として平城京左京の東市近くに「調邸」。調庸貢進物などの調達。

○早稲田大学図書館所蔵文書

「相模国司牒す 造東大寺司
国の調邸の地価を請ふ事

右、彼の司の天平勝宝六年正月廿三日の牒を得るに備はく、『天平廿年を以て彼の国司に憑み、件の地を割き得、倉屋を興し造らば、寺の為に尤も弁あり。願はくは彼此の便を計りて、相博すること得むと欲す。加以、前日寺両三の倉屋を作り、其の労稍多し。儻に相博するを許さず。將に地価を酬いむとす』てへれば、國牒の旨に依り、管八郡の司に問ふに、申して云はく、『今寺地と称するは、遠く朝庭を去り、運送に労多し。望むらくは、価物を請ひ、便地を買はむと欲す』てへり。今、郡司の解に依り、価を請ふこと、件の如し。仍りて事の状を録し、以て牒す。

天平勝宝七歳五月七日從六位下行大目鬼室『虫麻呂』 755年
守從五位下藤原朝臣
正六位上行介紀朝臣『稻手』」（字面に「相模国印」アリ）

○早稲田大学図書館所蔵文書

「相模国朝集使解し 申す地を売買する事
調邸壱町〔在左京八条三坊者〕 価錢陸拾貫文を得る

右、件の錢価を得、造東大寺司に売ること、既に畢ぬ。但し、捺印の文は、追って將に申し送らむとす。仍りて事の状を録し、以て解す。

天平勝宝八歳二月六日雜掌足上郡主帳代丈部『人上』 756年
鎌倉郡司代外從八位上勲十等君子『伊勢麻呂』
御浦郡司代大田部直『圓成』
国司史生正八位下茨田連『薩毛智』
『司檢
長官佐伯宿禰『今毛人』 主典葛井連『根道』』」

7. 東北の対蝦夷戦争と東国社会

東北における対蝦夷戦争（「三十八年戦争」）と東国への兵士・武器生産・兵糧負担

の増大

『延喜式』民部省式 鎮守府公廨稻五万四千三十七束・俘囚料稻二万八千六百束・官牧馬牛

兵站基地としての相模

『万葉集』卷二十 相模国防人歌

天平勝宝八歳（七五六）二月六日相模國朝集使解（上掲）の鎌倉郡司代君子伊勢麻呂の「勲十等」

8. 倦馬の党と将門の乱

倦馬の党 昌泰二年（八九九）九月十九日太政官符（『類聚三代格』）

坂東の富豪の輩による群盜、海道を荒らす。足柄・碓氷（群馬県松井田町）に閑を置き対処。

○『類聚三代格』昌泰二年（八九九）九月十九日太政官符

「応に相模国足柄坂・上野国碓氷坂に閑を置き、勘過すべき事

右、上野国解を得るに備はく、『此の国頃年強盜蜂起し、侵害尤も甚し。静に由緒を尋ぬるに、皆倦馬の党に出るなり。何となれば、坂東諸国富豪の輩、ただに駄を以て物を運ぶのみにあらず。其の駄の出る所、皆掠奪に縁る。山道の駄を盗みて、以て海道に就く。海道の馬を掠して以て山道に赴く。爰に一疋の駄に依り百姓の命を害す。

遂に群党を結び既に凶賊と成る。茲に因り、当国隣国共に以て追討するに、解散の類、件等の堺に赴く。仍て碓氷坂本に權に遺邏を置きて勘過を加へしめ、兼ねて相模國に移送すること、既に畢ぬ。然れども、官符を蒙るに非れば、拠行す可きこと難し。望み請ふらくは 官裁を。件の両箇処に特に閑門を置き、詳しく述べて公驗を勘へ、たしかに勘過を加へむ』てへれば、左大臣（藤原時平）宣す。 勅を奉るに、『宜しく件に依りて置かしむべし。唯、詳しく述べて、行旅を妨ぐることなけれ』と。」

将門の乱 天慶三年（九四〇）に平将門の弟平将文が相模守に（『將門記』）

『將門記』「一朝之軍攻來者、足柄・碓氷固二閑」、當禦坂東」

○『將門記』

「一朝の軍攻め來らば、足柄・碓氷二閑を固めて、當に坂東を禦がむ。」

「玄茂等、宣旨と為して且つ諸国の除目を放つ。下野守には、舍弟平朝臣將頼を叙す。上野守には、常羽の御廐の別当多治経明を叙す。常陸介には、藤原玄茂を叙す。上総介には、武藏權守興世王を叙す。安房守には、文屋好立を叙す。相模守には、平将文を叙す。伊豆守には、平将武を叙す。下総守には、平將為を叙す。」

「偏にこの言を聞きて、諸国の長官は、魚のごとく驚き、取りのごとく飛びて、早く京

洛に上る。然して後、武藏・相模等の国に迄るまで、新皇巡檢して、皆印鑑を領掌す。公務を勤むべきの由を、留守の国掌に仰す。乃ち、天位に預るべきの状、太政官に奏し、相模國より下総に帰りぬ。よて京官大に驚き、宮中騒動す。…」

在地領主と莊園 在地領主・開発領主の武士化

莊園（伊勢神宮領大庭御厨〔藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町〕など）

おわりに

- ・相模と古代国家中央・諸地域との豊かな交流・交通の古代史
- ・東国における中央に「近い国」としての相模。相模と東山道諸国、東北対蝦夷戦争との結びつき
- ・古代の地方官衙遺跡・寺院遺跡、出土文字資料の発見により、古代相模地域史の解明が進む
- ・古代国家中央の歴史（六国史や法制史料）と地域の古代史を複眼的にとらえ、立体的な古代史へ
- ・鎌倉幕府への道 武家政権 武家の都鎌倉 相模武士の御家人化（梶原・土肥・三浦・和田氏等）

参考文献

阿部義平『官衙』ニュー・サイエンス社、一九八九年。

上田市立信濃国分寺資料館『東国の国府—発掘された古代の役所—』二〇〇〇年。

神奈川県教育委員会・神奈川県立歴史博物館・茅ヶ崎市教育委員会『発掘された御仏と仏具』二〇一四年。

神奈川地域史研究会『居村「放生木簡」シンポジウムの記録』一九八九年

川崎市教育委員会『神奈川県川崎市橘樹官衙遺跡群の調査』二〇一四年。

木下良『国府』教育社歴史新書、一九八八年。

国立歴史民俗博物館『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇集、一九八六年。

国立歴史民俗博物館『国立歴史民俗博物館研究報告』第二〇集、一九八九年。

佐藤信『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、一九九七年。

佐藤信『古代の地方官衙と社会』山川出版社、二〇〇七年。

茅ヶ崎市教育委員会『下寺尾自院跡の研究』一九九七年。

茅ヶ崎市教育委員会『シンポジウム居村木簡が語る古代の茅ヶ崎』二〇一四年。

栃木県立しもつけ風土記の丘資料館『古代の役所』一九九二年。

奈良文化財研究所『古代の官衙遺跡Ⅰ 遺構編』二〇〇三年。

奈良文化財研究所『古代の官衙遺跡Ⅱ 遺物・遺跡編』二〇〇四年。

藤岡謙二郎『国府』吉川弘文館、（三版）一九七四年、もと一九六九年。

山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、一九九四年。

山中敏史・佐藤興治『古代の役所』岩波書店、一九八五年。

吉村茂樹『国司制度』塙書房、一九六二年。

吉村茂樹『国司制度崩壊に関する研究』東京大学出版会、一九五七年。

紙上発表「神奈川県内の瓦の変遷」 正誤表

53 p

4行目 神奈川考古学会→神奈川県考古学会

54 p

18行目 共通制→共通性

32行目 8世紀中～後半頃→9世紀中～後半頃

55 p

9行目 復弁系→複弁系

14行目 コジヤ遺跡→こだて遺跡

16行目 東金子瓦窯→南比企瓦窯

56 p

27行目 復弁系→複弁系

57 p

第1図 差し替え

